



出身国情報レポート

エリトリア

2010 年 6 月

英国国境局
出身国情報レポート

目次

前書き

背景事情

Paragraphs

1 地理.....	1.01
地図.....	1.06
2. 経済	2.01
3. 歴史	3.01
独立と移行政府 1991-1993	3.02
民主主義、正義と憲法発展のための人民戦線 1994-2001.....	3.04
エチオピアとの国境紛争 1998-2000.....	3.07
隣国との国境緊張関係、2005-2009	3.09
国内政治発展 2001 年 9 月-2009 年 8 月.....	3.15
4. 最近の進展 (12 月 2009 – 6 月 2010).....	4.01
更なる有益な情報	4.05
5. 憲法	5.01
6. 政治体制.....	6.01
人権	
7. はじめに.....	7.01
8. 治安部隊.....	8.01
概観.....	8.01
警察.....	8.02
軍事兵.....	8.03
治安部隊による人権侵害	8.07
恣意的な逮捕と勾留	8.07
拷問	8.09
裁判なしの殺害	8.14
抗議の手段	8.15
9. 兵役と国への奉仕	9.01
司法背景.....	9.01
兵役と国への奉仕の実情.....	9.11
国の奉仕への支払い.....	9.15
徴兵忌避への罰金.....	9.16
一斉大挙 (Giffa).....	9.24
休暇の承認.....	9.29
良心的な兵役拒否	9.30
学校卒業と徴兵.....	9.32
免責.....	9.34
概要	9.34
女性の免責	9.36
医療上の免責.....	9.44
宗教上の免責	9.46
国軍と軍の勾留.....	9.50
動員解除.....	9.51
10. 司法	10.01
組織.....	10.01

独立.....	10.02
公正な裁判.....	10.03
11. 逮捕と勾留-法律上の権利.....	11.01
12. 刑務所の環境.....	12.01
拘留場所.....	12.07
13. 死刑.....	13.01
14. 政治的所属.....	14.01
政治的表現の自由.....	14.02
集会・結社の自由.....	14.03
反対派グループと政治活動家.....	14.04
反対派グループの国外追放.....	14.06
15. 言論・報道の自由.....	15.01
概観.....	15.01
報道と出版の制限.....	15.02
インターネット使用の制限.....	15.07
ジャーナリストの扱い.....	15.09
16. 人権団体・組織・活動家.....	16.01
17. 汚職.....	17.01
18. 宗教の自由.....	18.01
概観.....	18.01
逮捕と勾留.....	18.05
イスラム教.....	18.11
エリトリア正教会.....	18.13
ローマ・カトリック教会.....	18.18
エホバの証人.....	18.21
‘副音主義者’協会.....	18.23
一般情報.....	18.23
Menfesawyan “精神”.....	18.28
その他の団体.....	18.32
19. 民族グループ.....	19.01
概観.....	19.01
言語.....	19.02
Afar/Danakils.....	19.06
Baria/Nara.....	19.10
Hedareb/Beja/Beni Amber/Beni Amer.....	19.11
Bilen/Bogos.....	19.12
Kunama.....	19.14
Rashaida.....	19.19
Saho.....	19.20
Tigrinya.....	19.23
Jiberti/Djiberti/Jeberty.....	19.24
Tigre/Tegre.....	19.26
20. 同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー.....	20.01
21. 障害者.....	21.01
22. 女性.....	22.01
法的・政治的権利.....	22.01
社会的・経済的権利.....	22.03
結婚.....	22.05
女性に対する暴力.....	22.07
女性の人身売買.....	22.11

23. 子供.....	23.01
概要.....	23.01
基本的な法律に関する情報	23.03
法的権利.....	23.04
裁判と刑罰	23.05
子供に対する暴力	23.06
女性器の暴力的な切除 (FGM).....	23.07
人身売買	23.10
子供のケアと保護	23.11
孤児	23.11
教育.....	23.18
保健と福祉	23.21
24. 人身売買.....	24.01
人身売買と闘う政府の努力.....	24.02
保護と支援サービス.....	24.03
25. 医療問題.....	25.01
概要.....	25.01
可能な医療処置と薬剤の概要	25.03
HIV/AIDS.....	25.05
肝臓透析.....	25.09
精神衛生.....	25.10
26. 人道に関する問題	26.01
27. 移動の自由	27.01
28. 国内避難民 (IDPs).....	28.01
29. 国外からの難民	29.01
30. 市民権と国籍.....	30.01
国籍の証明: 3 人の目撃証言	30.04
異民族間の結婚と出生	30.06
エリトリアにおけるエチオピア人の地位	30.10
31. 偽造と不正に獲得した文書.....	31.01
32. 出国と帰国.....	32.01
パスポートの申請	32.01
出国ビザ.....	32.04
国外居住のエリトリア人に課する税金の支払い要求	32.11
エリトリアからの非合法出国	32.12
亡命が却下された人々の扱い	32.14
33. 外国居住のエリトリア人難民.....	33.01
概要.....	33.01
リビアのエリトリア人避難民	33.06
エジプトのエリトリア人避難民.....	33.10
エチオピアのエリトリア人避難民	33.12
スーダンのエリトリア人避難民.....	33.15
34. 雇用に関する権利	34.01
武力あるいは強制労働	34.02

Annexes

- Annex A – 主要出来事の年表**
- Annex B - Political organisations**
- Annex C - Prominent people: past and present**
- Annex D - List of abbreviations**
- Annex E - References to source material**

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

前書き

- I 本出身国情報レポート（COI レポート）は、難民人権保護認定作業に携わる職員が使用するために、UK Border Agency（UKBA、英国国境局）COI Service（COI 部）が作成したものである。本レポートでは、英国でなされる難民人権保護の申立において最も一般的に提起される問題に関する基本的な背景事情を明らかにする。本レポートの本文では 2010 年 6 月 8 日までの情報を扱っている。本レポートは 2010 年 6 月 8 日に発行された。
- li 本レポートの編集は、すべて広範な外部の情報源の資料を用いて行われ、UKBA の見解や政策は全く反映されていない。本レポート全体を通じて、あらゆる情報は元々の資料に依拠しており、難民人権保護認定作業に携わる者はそれらの資料を利用することができる。
- lii 本レポートの目的は、難民人権保護申請で提起される主要な問題に焦点を当てて、特定された資料について簡潔にまとめることである。本レポートは詳細な、または包括的な調査を行うことを意図したものではない。詳細な情報については、関連する原資料を直接、検証することを薦める。
- iv COI レポートの構成および書式は、UKBA の政策決定者が使用する形式に準じ、かつ具体的な問題に関する情報に電子的に迅速にアクセスでき、コンテンツページを使用して必要な主題に直接、進むことができるよう求める、陳述を行う担当者に魅力的な形式でもある。重要な問題については、それ専用のセクションを設けてそれなりに深く考察するが、そうでない問題については、いくつかのセクションの中で簡単に触れるに留める場合もある。従って、本レポートの構成上、繰り返し登場する表現もある。
- v 本 COI レポートに含まれる情報は、原資料で確認できる情報に限定される。特定のトピックに関連するすべての側面を網羅できるよう尽力するが、必ずしもそのような関連情報を入手できるとは限らない。このため、本レポートに含まれる情報は、実際に言及されたもの以上を示唆するような内容であってはならない。例えば、ある特定の法律が可決された場合でも、実際に規定されない限り、それが正式に施行されたという意味に取ることはない。
- vi 上記の通り、本レポートは、多数の信頼に足る情報源により作成された資料を照合できるようになっている。本レポートの編集時には、多様な情報源が提供する情報間に矛盾があったとしても、それを解消するような試みはなされていない。例えば、原資料によって、個人、場所、政党などの名前や綴りが異なっていることがよく見られるが、COI レポートでは、綴りを統一するつもりはなく、むしろ元々の原資料で使われていた綴りを忠実に反映するつもりである。同様、原資料によって、数値が異なっていることも時にあるが、そうした数値は単に原文をそのまま引用したものにはすぎない。「sic」という言葉は、単に引用した原文の誤字か誤植にすぎないと思われるが、この文書ではその綴りを使っている。これは、原文資料の内容について何らの論評も加えないためである。
- vii 本レポートは実質的に過去 2 年間に発行された原資料に依拠している。ただし、最近の文書で手に入らない関連情報がある場合には、それより古い原資料に当たっていることもある。すべての原資料には、本レポートの発行時に関連があると見なされた情報が含まれている。

- Viii 本 COI レポートおよび添付の原資料は公文書である。すべての COI レポートは内務省ウェブサイトの RDS（調査統計局）セクションで公開されており、本レポートに用いた原資料の大部分も無料で簡単に入手可能である。本レポートで特定された原資料が電子形態で利用できる場合には、関連のリンク先がアクセスした日付とともに付いている。官庁や会員サービスにより提供される文書など、比較的アクセスしにくい原資料については、請求すれば、COI 部より入手可能である。
- lx COI レポートは難民受入上位 20 カ国に関して定期的に発行される。COI 主文書（Key Documents）は、運用上のニーズに応じて難民受入下位国に関して発行される。UKBA 職員もまた、具体的な調査に必要な情報請求サービスに常時アクセスできる。
- X 本 COI レポートの作成に際し、COI 部は利用可能な原資料に関する正確かつ客観的な要約を提供するよう努めている。本レポートに関して、また追加の原資料に関してご意見、ご要望のある場合には、UKBA 宛に以下の通りご連絡ください。

Country of Origin Information Service

UK Border Agency

Block B, Whitgift Centre

15 Wellesley Road

Croydon CR9 1AT

United Kingdom

電子メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情報に関する専門委員会

- Xi 国情報に関する独立諮問委員会（IAGCI）は、英国国境局（UKBA）の主任検査官へ出身国情報資料内容を推薦する目的で、2009 年 3 月主任検査官により設立された。IAGCIはUKBAのCOIレポート、COIの主要文書とその他の出身国情報資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCIの職務に関する情報は主任検査官のウェブサイトで閲覧できる。<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk>
- Xii 本COIレポートの作成過程においてIAGCIはUKBAのCOIレポートの内容を選別して見直し、それらの文書へ特別に一般的な見解を推奨する。COIレポートのリストとその他の文書はIAGCIや出身国情報に関する諮問委員会によって再考され、（2003 年 9 月から 2008 年 10 月のUKBAのCOI資料を観察する独立機関）情報は以下のサイトから閲覧可能である。<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>
- Xiii 特記事項：IAGCI は UKBA の資料や手順を承認する機関ではない。IAGCI によって調査されたいくつかの資料は認定あるいは認定を提案されている国である非未決定リスト（NSA）に関連する。こういったケースでは、IAGCI の職務は決定を支持あるいは特定の国を NSA へ任命する提案を含意しているわけではなく、NSA 手続きそのものでもない。

Independent Advisory Group on Country Information 連絡詳細:

Office of the Chief Inspector of the UK Border Agency

4th floor, 8-10 Great George Street,

London, SW1P 3AE

電子メール: chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: <http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/>

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

背景事情

1. 地理

- 1.01 リトリア国（地理名称常任理事会）はアフリカの角と言われる地域にあり、西をスーダン、南にエチオピアの国境と接する。この地域内で、国は 11 万 7 千 4 百 sq km(45300sq マイル) をカバーする。首都はアスマラであり、その他の主要都市は Massawa 港, Keren 市, Barentu 市である。[1] （2010 年 5 月 12 日付 Europa World の情報による。）
- 1.02 2010 年 5 月 27 日更新の CIA World Factbook エリトリアのセクションによると、2010 年 7 月の人口は約 5 7 9 万 2 9 8 4 人。2010 年 4 月付の Ethnologue によれば、エリトリア国内では 12 の言語が話されている。これらは Afar 語, アラビア語（標準語と Hijazi）、Bedawiyet 語、Bilen 語、英語、Geez 語、イタリア語、Kunama 語、Nara 語、Saho 語、Tigre 語、Tigrigna 語（これは Tigrinya 語としても知られている）であり、これらの言語のうち、英語、標準アラビア語と Tigrinya 語がエリトリアの公用語である。[59]
- 1.03 2010 年 4 月付の Encyclopedia of the Nations によると、エリトリアは 9 つの少数民族からなる。Afar 人, Tigrinya 人, Tigre 人, Saho 人, Bilen 人, Hadareb 人, Kunama 人, Nara 人 と Rashaida 人である。割合別に見ると、Tigrinya 人 (50%), Tigre 人と Kunama 人 (40%), Afar 人 (4%), Saho 人 (3%) がエリトリア人の主要民族全てとされている。[15]
- 1.04 2010 年 4 月付の Encyclopedia of the Nations によると、エリトリアは 9 つの少数民族からなる。Afar 人, Tigrinya 人, Tigre 人, Saho 人, Bilen 人, Hadareb 人, Kunama 人, Nara 人 と Rashaida 人である。割合別に見ると、Tigrinya 人 (50%), Tigre 人と Kunama 人 (40%), Afar 人 (4%), Saho 人 (3%) がエリトリア人の主要民族全てとされている。[15]

[少数民族](#) 参照

- 1.05 2010 年 4 月 12 日付の World Travel Guide によると、2010 年の祝日は以下のようである。1 月 1 日新年; 1 月 6 日エリトリア正教クリスマス、2 月 10 日 Fenkil Day; 2 月 26 日 - 預言者生誕記念日; 3 月 8 日-女性の日; 4 月 5 日エリトリア正教 Easter Monday; 5 月 1 日メーデー; 5 月 24 日独立記念日; 6 月 20 日 戦没者追悼記念日; 9 月 1 日武装蜂起記念日; 9 月 11 日エリトリア正教新年; 11 月 17 日 - 犠牲祭; 12 月 25 日クリスマス [57]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

- 1.07 地方、都市を含むエリトリア地図 the maps of world ウェブサイトより抜粋：

<http://www.mapsofworld.com/eritrea/maps/eritrea-political-map.jpg>



- 1.08 エリトリアの詳しい地図は Perry-Castaneda のコレクション・ウェブサイトで見
覧できる。：

<http://www.lib.utexas.edu/maps/eritrea.html>

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

2. 経済

- 2.01 リトリアは主に農業を基本とし、労働人口の 80 パーセントがこれを占めるが、GDP には 12 パーセントしか反映されていない。エリトリア人が離散した先からの送金が GDP の 32 パーセントを占める。（2010 年 2 月米国務省、エリトリア背景の記述より抜粋）Europa World は国の通貨を Nafka と述べる。2010 年 5 月 28 日付では、1 米ドルは 15Nafka、1 ユーロは 18.6Nafka、1 英ポンドは 21.8Nafka である。 [34] (XE Universal Currency Converter による)
- 2.02 2010 年 5 月 27 日付の *CIA World Factbook* のエリトリアに関するセクションの記述によれば、
- “1993 年のエチオピアからの独立以来、エリトリアは最近の経済引き締め政策に強調されて、小さく、絶望的な貧困問題に直面してきた。エリトリアは民主主義と正義のための人民戦線（PFDJ）による一党政治の指令経済で、政府は厳しく外貨の使用や国の出入を制限している。個人事業は少数である。エリトリアの経済は離散先の人々から支払われる税金にほとんど頼っている。” [28]
- 2.03 国連難民高等弁務官が 2009 年 4 月に発行した「エリトリアからの亡命希望者に関する国際保護が必要な難民該当性ガイドラインが次のように付け加えた。：
- “この国に輸出は実際全くない状態だが、輸入コストは GDP のおよそ 40 パーセントを占める。特に都市部における居住コストは殆どエリトリア人に手が届かないほど着実に上がり続けている。また政府が食糧保障を確実にするプログラムを導入したにもかかわらず、パン、砂糖、燃料等の基本的な物品が不足して増大し続けており、人口の 3 分の 2 がまだ食糧支援に頼っている。エリトリアの社会保障はまだ基礎の段階であり、貧困は広範囲に広がっていると報告されている。” [18c] (p8)
- 2.04 2010 年 5 月 27 日版の *CIA World Factbook* によれば、2008 年では 4 万 400 の固定電話と 2008 年には 10 万 8 千 600 の携帯電話が使用されている。ほとんどの固定電話はアスマラで使用されており、たった 100 人のうち 3 人が固定電話あるいは携帯電話を利用している。 [28]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

3. 歴史

- 3.01 1993 年の独立以前、正式な州として 1962 年にエチオピアに併合されるまで、1952 年以後はエチオピア連邦の一部であった。エチオピアによるエリトリア併合の間、エリトリア解放戦線（ELF）は武装闘争を開始。1970 年半ばにそれが分離して新勢力が誕生し、1977 年エリトリア人民解放戦線（EPLF）が発足した。エリトリア人民解放戦線（EPLF）は軍事的敗北と軍事力再編成の後、1989 年に攻撃を開始し、1991 年 5 月アスマラを占領して終結した。[1] (2010 年 5 月 12 日付 *Europa World* より抜粋)

独立と臨時政府 1991-1993

- 3.02 2010 年 5 月 12 日付 *Europa World* より追加詳細の抜粋:

“1991 年 5 月の EPLF によるアスマラ開放と、エチオピア人民革命民主戦線（EPRDF）によるアディス・アベバの開放に続いて、その後の会議がロンドンで開催され、エチオピアの代表団は EPLF 政府を正式なエリトリアの臨時政府として認め、EPLF は独立の為に住民投票を開催することに同意した。臨時政府は条約前の 2 年間、エリトリアを統治する政府のメンバーの大半はエチオピア人民革命民主戦線（EPRDF）からであった。政府は戦争で引き裂かれた経済と設備の発展を復旧させ、未だ食糧援助に頼っている 80 パーセントの人口に食料を供給することに苦闘した。農業分野は戦争により激しく混乱しており、都市経済活動はほとんど実在しなかった。” [1]

- 3.03 国際連合は 1993 年 4 月に独立の為に住民投票を監督し、99.8 パーセントのエリトリア人が独立支持に投票した。5 月 24 日を独立記念日にし、1993 年 5 月 28 日、エリトリアは国家として、正式に国際的に認識された。この国を統治するのに 3 つの組織が編成された。諮問委員会、国民議会、司法制度で、EPLF の指導者の Isaias Afewerki が大統領と国家元首として就任した。[1] (2010 年 5 月 12 日付 *Europa World* より抜粋)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

民主主義、正義と憲法発展のための人民戦線 1994-2001

3.04 1994 年 2 月の *Europa World* によれば、EPLF は政党として編成され、民主主義と正義のための人民戦線 (PFDJ) として改組された。3 月、諮問委員会は 国務院として代わり、国民議会は 75 メンバーが PFDJ の中央委員会から再編され、75 名が直接選出されたが、いわゆる選挙機能はなかった。立憲委員会が 58 名（うち 50 人は政府の任命）行政上の国を再組成する為に設立された。1994 年 7 月と 1995 年 1 月、立憲委員会は憲法草案の議論を行い、1995 年 5 月に立憲委員会は 6 つの行政区域に下位区分をした。この地域名称は 1995 年 11 月に国民議会により承認された。[1] (2010 年 5 月 12 日付 *Europa World* より抜粋)

3.05 1990 年代後半の *Europa World* による、国民議会とそのほか代表機関の変化についての略言:

“1997 年前半、政府は 527 人（そのうち 150 人が国民議会、そのほかは外国に居住するエリトリア人代表あるいは地域集会の選出により選ばれた者）から成る憲法制定集会を設立し、憲法の制定草案を議論し、批准した。5 月 23 日、憲法制定集会は憲法を採用し、‘条件付き’の政治的多元主義を承認し、大統領の任期を制定し、大統領は最大 5 年任期で 2 度までとした。大統領は国家の元首で首相と最高裁判所の裁判官を任命する。また国民議会の 3 分の 2 が解任要求をすれば任務は無効となる。憲法制定議会は解散し、移行国民議会（75 人が PFDJ の中央委員会から、60 人が憲法制定議会から、15 人が国外に居住するエリトリア人代表）が新しい国民議会の選挙が行われるまで法案の施行に権限を与えられた。”
[1]

3.06 *Europa World* による追加事項:

“エリトリア独立後最初の選挙は、当初 1998 年に開催されることとなっていたが、エチオピアとの敵対関係（下記参照）が勃発した後、無期限に延長され、2001 年 12 月に開催されることとなっていた。しかし、その年の 2001 年、大統領 Afewerki が独裁的な地位を益々確立し、選挙機運が下降していった。” [1]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

エチオピアとの国境紛争 1998-2000

- 3.07 エチオピアとの国境紛争について、エリトリアに関する 2007 年 10 月 8 日付の *UK Foreign and Commonwealth Office Country Profile* による記述は以下の通りである。

“エチオピアとの不明瞭な国境に関する問題は、次第に 1998 年 5 月の軍事衝突へと発展した。およそ 10 万人の死傷者を出し、戦争は 2000 年 12 月のアルジェ和平条約の調印で締結した。このエリトリア・エチオピア国境委員会（EEBC）は二つの国の境界を区切って画定し、25 キロの臨時保障区域（TSZ）を設けた。2001 年以降、この TSZ は国連平和維持部隊（UNMEE）によって配備されている。インド、ヨルダン、ケニアが主な軍事貢献者であるが、2006 年前半にはエリトリア政府によって UNMEE の活動が制限され、4000 から 2300 の軍に縮小された。2007 年 4 月、UNMEE は更に軍を 2300 から 1000 人に縮小した。和平合意では、UNMEE は境界の区切りと画定が完了するまで軍を配備することになっている。” [10d]

- 3.08 *FCO Country Profile* より更なる詳細の追加:

“EEBC は国境に関する決定を 2002 年 4 月 13 日に発表した。画定は 2003 年に行われることになっていた。しかし、Badme 町（戦争が始まった場所）がエリトリア領内になると明かされた後、エチオピアは EEBC の決定に対して異議を唱えた。2004 年 11 月、エチオピアは EEBC 規定を”原則として”受諾する”としたが、画定問題は依然残っているとした。” [10d]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

隣国との国境緊張関係, 2005-2009

- 3.09 2005 年前半の国境問題は大勢の軍を率いて緊張が持続した。UNMEE のスポークスマンは両国に対し穏やかに控えるよう要請した。 [8h] (2005 年 2 月 17 日の BBC News Online より抜粋。) 2005 年 12 月、エリトリア西洋諸国の国連軍で UNMEE の任務についている軍は撤退するよう命令した。しかし、大半の UNMEE 軍はアジアやアフリカ諸国からであり、配備し続けた。 [8s] (2005 年 12 月 16 日の BBC News Online による)
- 3.10 2006 年 10 月 16 日、1500 のエリトリア軍が 14 のタンカーで非武装化ゾーンに侵入し、2000 年の和平条約を違反した。エリトリア政府によれば、かれらは作物を植えつけようとしていたわけであり、そうでなければ地域は無駄になる。エチオピア政府のスポークスマンによれば、非武装区域をこれから非常に注意深く監視するだろうと述べた。 [8e] (2006 年 10 月 17 日の BBC News Online による) 2008 年の 5 月と 6 月にエリトリア政府は同様の企てを実施し、論争地域のエリトリア/ジブチ境界では二人のジブチ軍人が殺され、17 人が交戦により負傷したと主張した。 [8i] (2008 年 6 月 6 日付 BBC News Online による); [8d] (2008 年 6 月 11 日付、BBC News Online)

- 3.11 2007 年 12 月以降、UNMEE のエリトリアでの任務継続は難しくなった。エリトリア政府が軍への燃料の供給を囲い込み、延滞させた為である。2008 年 2 月中旬までに状況は危機に達し、これはエリトリア政府が UNMEE 軍への供給をエチオピア北部にまで移送することを拒否した為である。[66] (2008 年 2 月 16 日 Agence France Presse より); [80] (2008 年 2 月 16 日 BBC News Online より)

- 3.12 国連安全保障理事会ニュースが 2008 年 7 月 30 日に発表したところによると、国連安全保障理事会は 2008 年 7 月、満場一致で UNMEE をエリトリアから撤退させることに票決した。:

“国連安全保障理事会は 2008 年 7 月 30 日エチオピアとエリトリア境界を監視する 8 年に及ぶ平和維持軍を中止し、国連事務総長の Ban Ki-moon へ向け、この二つのアフリカの角と呼ばれる国々に対し、今後国連として維持できる立場の可能性を探ることを要請した。

“2008 年、満場一致で決議 1827 を可決し、国連安全保障理事会は UNMEE のエチオピアとエリトリアの任務が任期である 2008 年 7 月 31 日をもって終えることとし、両国に対し世界の一部として潤滑に機能させる為、世界と協力するよう呼びかけた。

“エリトリアの UNMEE に対する障害は国連軍の任務を削ぐ段階に発展し、エリトリアから一時的にも強制的に移動させられたことが残念である。国連安保理は使節団、国連軍、従事した人々が困難な状況にもかかわらず任務を遂行した努力に対して述べ、UNMEE の職務で軍を派遣して貢献し、専念した国々に対して深い感謝の念を表した。” [35]

- 3.13 2009 年 1 月 19 日付の Awate レポートによると、ジブチとエリトリア軍の間の闘争は両国の国境で 2008 年 6 月に開戦した。そのレポートによると“ジブチはエリトリアを抗議し、エリトリアがジブチ領域を 2008 年 1 月より占拠し、軍勢力を強化したと主張した数週間後に開戦した。その主張はエリトリア側からは「作り話」として却下された。” [50h].

- 3.14 2009 年 1 月、国連安全保障理事会はエリトリアに対し、ジブチとの争点となっている国境地帯から 5 週間以内に軍を撤退させるよう最終勧告をした。国連決議はエリトリアが軍事装備を Ras Doumeira 地域と Doumeira 島から撤退させることを要求した。 [8b] (2009 年 1 月 14 日付 BBC News Online report “UN in Eritrea pull-out ultimatum”). 国連安全保障理事会の決議はエリトリア政府により拒否された。2009 年 1 月、エリトリア外務省は国連決議が「不安定で不必要なもの」「エリトリアはジブチに属する領域はどこも占領していない。」そして「自国領域からの”軍の撤退”などという決議を受諾することはできない。」との意を表明した。 [62a] (2009 年 1 月 16 日 Sudan Tribune report “Eritrea rejects UN resolution on border dispute with Djibouti”, より)

See [Internally displaced persons](#) and [Foreign refugees](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

2001 年 9 月-2009 年 8 月までの内政発展

- 3.15 2001 年 9 月頃は 1998 年から 2000 年までの戦争後、重要な危機ポイントである。米國務省の 2010 年 2 月発行の *Background Note on Eritrea* による状況の略言によ

ると；

“2001 年 9 月、数ヶ月間、数多くの著名な PFDJ 党のメンバーが公に政府に対して不満を表し、憲法や選挙の導入を要請すると、政府はそれを弾圧した。15 の団体と知られる 11 人の著名な反体制者は逮捕され、未知の場所に刑罰もなく拘留された。同じ時期、政府は独立報道機関を封鎖し、報道者や編集者を逮捕し、判決なしに隔離監禁された。その後数週間、政府は他の個人も逮捕し、これには米国大使館勤務のエリトリア人二人も含まれる。” [4a]

2009 年 4 月発行 Open Doors International (NGO)によると、：

2002 年 5 月、エリトリア政府はすべての未登録宗教コミュニティに対し、崇拝の場所を閉鎖し、登録が済むまで彼らが崇拝する儀式を止めるよう命令した。宗教コミュニティ1995 年の宗教活動と宗教宣告 No73/1995 の規定である法的説明と規制により大統領事務局の中にある宗教問題政策部門からの要請で、登録申請をしなければならなかった。この規定の完全な導入は延滞している。

[宗教の自由](#)を参照。

- 3.17 2005 年前半、政府は 2005 年 3 月 11 日付の UNHCR の手紙で記されているように、政府反対派を抑圧することに精力を向けていると報告された。：

“様々な報告書によると、エリトリアの人権問題状況は 2004 年から 2006 年の 2 年間でかなり悪化したとされる。人権侵害に関して、とりわけ反対派の政治団体と政治運動に対する扱いや、表現の自由、宗教の自由、恣意的な逮捕、拘留状態（拷問、粗雑な扱い、強制労働を含める）と徴兵忌避者や脱走兵に対する報告が継続的にされる。” [18f]

- 3.18 2007 年 9 月 15 日付ロイターの報告によれば、“エリトリア大統領の Isaias Afwerki は新しいソマリア野党連合を支持し、エチオピアの Mongadishu 攻撃は失敗する運命にあると述べ、国の報道機関が土曜日これを報告した。その連合はイスラム派リーダーの幹部を含んだ組成で、この週アスマラではエチオピアとエリトリアの 1998 年から 2000 年の国境戦争より摩擦を生むとしている”[76a] (2007 年 9 月 15 日付 Reuters report による)。 アフリカの角における紛争地域でアメリカ人がテロリストを先導したと告発されたのに対し、エリトリア政府は彼らの行動を擁護し、米国とより良い関係を保つ為にそういった抑圧にお辞儀をする意思は全くなかったとした。[53] (2007 年 9 月 18 日付 International Herald Tribune による)。

- 3.19 2009 年 6 月の Awate の報告によると：

“2009 年 6 月 18 日から 19 日の二日間の議会に続き、Red Sea Afar Democratic Organization (RSADO) と Democratic Movement for the Liberation of Eritrean Kunama (DMLEK)はエリトリア国籍人民の民主戦線（DFEN）を作ったと発表された。。

“DMLEK と RSADO の併合の波は最近のエリトリア活動領域で出現した。先月の 2009 年 5 月、4 つのエリトリア反体制派（エリトリア解放戦線、Islah,Alkhalas、エリトリア連邦民主運動）がエリトリア連帯戦線を組成した。2009 年 5 月にまた、エリトリア民主党（DDP）との併合を指揮するエリトリア

人民党（EPP）が Gash-Setit の民主運動と統合したと発表した。エリトリア反体制派は今や 3 つに分割されており、多数の反対組織がこの 3 つのブロックから併合へと持ちかけられている。” [50e]

[反対派グループの国外追放](#)を参照

- 3.20 2009 年 8 月の BBC News の報告によると、ハーグの国際裁判所はエリトリア政府に対し、エチオピア政府へ 1998 年から 2000 年の国境紛争で破壊したビジネスや物品の損失、村落への賠償として 1 億 7400 万米ドルを支払うことを採決した。対しエチオピア政府もエリトリア政府に対し、1 億 6400 百万米ドルの賠償金を払うことを要求された。エリトリア政府はその決議を受諾した。BBC の報告によれば、国境紛争は未だ継続中であるとしている。[8c]
- 3.21 2009 年 Assenna の報告によると、アフエウエルキ大統領 8 月 13 日の暗殺計画から逃避したという。報告によれば、エリトリア自衛軍部のメンバーが大統領が車で移動中に殺そうと企てたが、失敗したという。元自由の闘士 Daniel Habte Yihdego がこの暗殺陰謀に関わり、大統領のボディーガードと交戦の上、殺されたと言う。[16b]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

4. 最近の進展 (2009 年 12 月 – 2010 年 6 月)

このセクションは 2009 年 12 月から 2010 年 6 月をカバーし、多数の情報源から出来事を選び出している。このセクションは年代順に記述されており、古いものから新しい物へと構成されている。

4.01 2009 年 12 月の Awate の報告によると:

“13-1 の投票中、中国は節制し、リビアが反対している状態で、国連安保理の 15 人のメンバーはエリトリア政権に制裁することを可決した。エリトリア政府は即座に米国がエチオピアと共謀して制裁措置を企てたとして解明しようとしたが、これに投票したのはロシア連邦、フランス、英国、オーストラリア、ブルキナファソ、コスタリカ、クロアチア、日本、メキシコ、トルコ、ウガンダとベトナムであった。

“この制裁はエリトリア国内への武器禁輸、特定のビジネスと個人への資産凍結、と政治的、軍事的指導者による渡航禁止が制裁措置委員会によって認定された。

“その制裁処置は、エリトリア政権のソマリア不安定化が主張されたこと、隣国ジブチ領域内に侵入したと非難されつつも話し合いを幾度となく拒否したことが基盤となって採決された。国連は 2009 年 1 月 14 日、満場一致でエリトリアが Ras Doumeira と Doumeira 島から退去させ、仲介の提出を要求することを可決した。エリトリア政権はこの可決に対し完全無視の態勢を示し、アフリカ連合、アラブ連盟とイスラム会議による訴えも同じ姿勢で対応した。” [50c]

4.02 2010 年 2 月付の Assenna の報告によると:

“エリトリア反乱軍が 2010 年 2 月 16 日の火曜日、軍兵舎に対する攻撃により 17 人のエリトリア人政府の軍人を殺し、20 人以上の負傷させたと述べた。

“この攻撃は Dankalia 地域の Fura で行われ、2 月 15 日の午前 5 時（標準時間朝 8 時）に、Red Sea Afars Democratic Prganisation(RSADO)のスポークスマン Yassin Mohammed が AFP 通信との電話インタビューで述べた。.

“Dankalia はエリトリアの荒涼とした南東の州であり、主に Afars の遊牧民が住んでいる。

“「17 人の軍人が殺され、少なくとも 20 人が負傷した。」と彼は伝え、またキャンプはエリトリア 28 番部隊で市民の東国と拷問に責任を持つ団体を收容したとした。」

“このあまり知られていない反乱軍グループは以前、AFP（フランス報道機関）に対して同様の行動による攻撃で、一番最近には 2009 年 12 月にまた別の運動により 25 人の軍事人を殺したという。

“RSADO はこの攻撃は故国 Afar がエリトリア、エチオピア、グブエにまたがっており、アスマラが自治権を与えないことへの報復であると述べている」
[16c]

- 4.03 2010 年 3 月、フランス 24 ニュースはエジプト警察官がエリトリア人二人がイスラエルに非合法でエジプトとイスラエルの国境を渡ろうとした所を 2010 年 3 月 27 日に射殺したと報道した。他 4 人のエリトリア人が射撃され、負傷した。もう一人のエリトリア人はエジプト警察により逮捕された。エジプト政府はここのところアフリカからの移民達が主要ルートとするこのイスラエルとの国境監視を強化したばかりであった。[52]
- 4.04 2010 年 4 月、Y-net news（イスラエル）の報告によれば、イスラエルの内務大臣がイスラエル外務大臣にエリトリア人避難民の帰還を容易にする政策を率案し、エリトリア政府に打診する構えであるとした。これを達成するには、慮国政府が協力して携わらなければならない。その報告によれば、イスラエルには現在 1 万 3000 人のエリトリア人が居住している。[93]

See [Eritreans refugees in Israel](#)

更なる有効な情報源：

- 4.05 下のリンクは本レポートの追加情報を要求する場合に助けとなる情報源として有効である。本レポートに含まれるすべての情報源のリストは AnnexE-の参考情報に該当する。追加情報や最新情報を得るのに有効である。

BBC News Online - World Africa

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/default.stm>

Awate <http://www.awate.com/portal/>

Assenna <http://assenna.com/>

Dehai News <http://www.dehai.org/>

Walta <http://www.waltainfo.com/>

allafrica.com - Eritrea <http://allafrica.com/eritrea/>

United Nations IRIN - Eritrea <http://www.irinnews.org/Africa-Country.aspx?Country=ER>

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

5. 憲法

- 5.01 米務省が 2010 年 2 月に発行した *Background Note on Eritrea* は、1997 年 5 月 24 日エリトリア国が憲法を批准したと記述しているが、未だ承認されていない。 [4a]
- 5.02 新憲法の翻訳版はDDP反対派のウェブサイトで閲覧可能である。http://selfi-democracy.com/index.php?read=articles/documents/1137696360eritrean_e.htm (またエリトリア憲法草案も参照[2])

[目次に戻る](#)
[ソースのリストを見る](#)

6. 政治体制

- 6.01 2010 年 3 月発行の米 국무省“2009 年エリトリアに関する人権擁護レポート”の記述は次のようである:

“政府は住民投票により 1993 年臨時政府が統括する独立国として有権者によって選ばれた。しかし、この臨時政府は民主体制を組織することを許可しなかった。憲法に従い 2 度の選挙を計画したが、説明もなく取り消された。2003 年に政府による公式な宣言があり「人民の希望が波及するのに従い、今は政党を設立する時期ではなく、その議論は延期される。」政府はエチオピアとの国境画定が去れない限り、憲法の導入はまだ不可能である、この国は一党独裁制だと述べた。権力は PFDJ とその関係諸機関で保持された。その頃政府は PFDJ のメンバーを強要された。[4i] (セクション 3)

- 6.02 2010 年 5 月 27 日付 *CIA World Factbook* のエリトリアのセクションによると:

“エリトリア地域の独立で自治権獲得が 1993 年 4 月 23 日から 25 日に住民投票によって可決されると、国民評議会は民主正義人民戦線あるいは PFDJ のすべてで構成される国民評議会が設立され、移行的な立法府として設立された。憲法制定委員会も草案を作成する為に設立され、ISAIAS Afwerki は移行立法府の元首として就任し、1997 年 5 月憲法は承認されたが履行されず、議会と大統領選挙は延滞し、議会選挙は 2001 年 12 月に計画されたが、無期限に延長された。現在唯一の正式な政党は民主正義人民戦線 (PFDJ) である。” [28]

- 6.03 議会選挙以外の選挙に関して、Europa World は地方政府選挙が 2003 年に開催され、地元集会選挙が 2004 年に開催されたと記述している。 [1]

- 6.04 2010 年 5 月発行の *Freedom in the World 2010* のエリトリアに関するセクションの報告によると、「エリトリアは選挙による民主主義ではない」そして「民主主義政治の道を進む代わりに PFDJ がエチオピアとの戦争終結以来大きく後退させている。」と述べた。[36]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

人権

7. はじめに

- 7.01 ヒューマン・ライツ・ウォッチの2010年ワールドレポートによれば、2009年のエリトリアの人権状況を次のように述べている。

“エリトリアはまだ拘束状態にある。恣意的な逮捕、と拘留、拷問、非合法的な殺人、表現の自由と崇拝に対する厳しい制限と強制労働は日常である。2009年、何千もの人々がエリトリアの人権侵害と無期徴兵制のから逃れる為、国外に逃亡した。 [29d] (p1)

“虐待、拷問、飢餓と医療ケアの拒否の結果、拘留中死に至ることは日常である。そのほか大勢の拘留者は“消え去り”彼らがどこにいるのか不明である。2009年、信用筋の報告によれば、宗教信仰のために4人の拘留者が死んだという。そのうち3人は拷問の後死亡し、4人目はマラリア治療の拒否をされた為に死んだという。 [29d] (p2)

“エリトリア政府は非合法的な殺人にもまた責任を負っている。いくつかの故意による殺人が拘留中に起こり、その他は拘留者が刑務所を脱出する際あるいは国外逃亡の時である。政府は国境を越えて国外逃亡する人々は「撃って殺す」という政策を保ち維持している。” [29d] (p2)

- 7.02 2010年3月発行の米 국무省 US State Department *Human Rights report for 2009*によると:

“2009年の人権侵害は民主主義の段階を通して政府を変える市民の権利を縮小することも含まれた。保安部隊による不法な殺害、拘留者への拷問と殴打は時に死に至らしめ、徴兵者への虐待と拷問により負傷したことで数人が拘留中に死亡し、拘留所の状態は過酷で生命の危険をさらすものであった。
恣意的な逮捕と拘留は兵役中の者やその親族にも及び、裁判への政府幹部の関与と刑罰を制限する特別な法制度、プライバシーの侵害は徴兵制の為の若い男性と女性の一斉逮捕や徴兵から逃亡する親戚家族の逮捕と拘留に及んだ。政府は言論、報道、集会、結社、宗教の自由を厳しく制限した。政府はまた兵役中の市民、外国人、外交使節団の職員、国際連合、人権活動家、開発発展機関に従事する人々の移動と旅行の自由を制限した。制限は非政府組織（NGO）の活動、赤十字国際委員会（ICRC）にも及んだ。女性の性器への割礼（FGM）は広範囲に行われており、女性に対する社会的な虐待や差別 Kumana 民族の人々、同性愛者、HIV/AIDSの感染者に渡り問題は蔓延った。強制労働を含む労働者の権利にも制限があった。 [4i] (はじめに)

- 7.03 2009年1月6日付 Awate リポートによる追加事項:

“エリトリアの管轄は全て PFDJ 与党の‘tegadelti’である。全ての重要省庁、軍隊、報道機関、労働組合、学校、そして教会やモスクまでもが政党メンバー、元戦闘員、もしくは‘Tegadalai’の中央集権的な階層で意思決定が下される。そのような制御に対抗する者は国家統制の脅威と見なされ、政権から強制的に弾圧、制限、追放、あるいは無力化させられる。政府の非支持者の考え、政治上の信念、宗教的信仰、芸術や音楽形態は危険分子とされ、このようなことに追従する者は罰せられる・・・この国はいくつかの管轄地域に区分されており、軍司令官の一団が管理委員会の地位に登用され、大統領以外には問答なくして、それぞれ

の管轄地区がまるで彼らの封建国や私財であるかのように運営されている。”
[50b]

人権侵害に関する更なる詳細に関して、以下参照:

[Torture](#); [Penalties for evading national service](#);
[Freedom of religion - arrests and detention](#); [Treatment of journalists](#) ; [Exit and return](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

8. 保安部隊

概観

- 8.01 2010 年 3 月発行の The US State Department *Human Rights report for 2009* の記述によると:

“警察は国内の公安を守る責任があり、軍は国外の公安を守るためにある。しかし、政府は軍、予備軍、兵役解除された元軍人を国内と国外の安全保障のために召集した。国家安全保障機関は大統領官邸に報告し、国家の安全を脅かすと疑われる者を拘留する責任があった。軍部は市民を逮捕し、拘束する権限を持っていた。一般に警察には国家安全保障に関与する役割はなかったが、国の徴兵制度を忌避する者達に対しては深く関与し、一斉逮捕に乗り出した。[4i] (section 1d)

警察

- 8.02 米務省 *Human Rights report for 2009* の記述によれば:

“警察はしばしば徴兵された人達での構成で、賃金は悪く、汚職が問題となっていた。2009 年の報告によると、警察やその他の保安部隊は収入を補充する為に犯罪を企て、家に侵入して宝石、お金、食糧を押収した。警察は通常自分達に影響力を政府職員として友人や家族が容易にする為に政府の職員として影響力を利用した。報告によれば、警察は抑留者釈放の為に賄賂を要求し、軍部は人身売買の密輸の為に金銭を受け取ったとする。こういった公職の濫用に対する申し立てをする機能はなく、汚職が問題となっていた。” [4i] (section 1d)

軍事兵

- 8.03 正規兵としての軍人の数は 2010 年 5 月 27 日版の Central Intelligence Agency's World Factbook のエリトリアセクションに記載はないが、220 万の兵役予備兵と現在兵役中の者がいるとし、約 1700 万人が兵役中の立場にあるとしている[28]. 2010 年 5 月 12 日付 *Europa World* の推定ではエリトリアの軍勢力は“20 万 1750 人でこの数字は約 20 万の軍隊、1400 人の海軍と 350 人の空軍を含み、予備軍が 12 万人であるとした。” [1]

2007 年 11 月 15 日版の Jane's *Sentinel country risk assessment of Eritrea* によれば、この軍部指揮命令網はエリトリアの最強政治構造の一つである。2002 年以降大統領のアフェウエルキが最高司令官を務め、防衛大臣の Sibhat Efrem を効果的に黙認し、3 人の最高指揮官と 4 人の地域軍部命令者を介して直接的に制御する。大統領はまた国家安全保障理事会 (NSO) を直接管轄し、エリトリアの安全保障と情報機関を制御する。 [70b]

- 8.05 独立戦争の間やその後、EPLF の軍隊は正式な階級や軍服はなく、その場で軍服、用具や兵器を用意していた。2005 年以降軍隊は階級組織と標準化された軍服をとりおこなっていた。[78] (International Encyclopedia of Uniform Insignia Around the World). 2006 年から 2007 年の Jane's *Infantry Weapons* には、国の軍備倉庫リストが掲載され、AKM リスト、突撃銃の型がある。Sawa 軍事訓練キャンプでは古い兵器、典型的には固定銃剣を持って行進をする一団の写真が載っている。 [29c] (Human Rights Watch, 13 January 2005)
- 8.06 003 年 4 月の *African Studies Review*, 「Tigrinya とは軍事訓練とコミュニケーション

ヨンという意味である。」と述べている。[74] (p8)

参照 [言語](#)

治安部隊による人権侵害

恣意的な逮捕と拘留

8.07 米国務省 2009 年人権に関する国別報告書は以下のように述べる:

“法律は、逮捕後 48 時間以内に拘留者は判事の前に出廷し、犯罪で告訴されることなく 28 日間以上拘束されることがあってはならないとしている。実際当局はそれを大きく上回る長期の拘束をした。法律は「犯罪が進行中」でない限り、警察は調査を指揮し、逮捕前に逮捕状を取得しなければならないとしている。しかし国家の安全保障に関わる問題の場合、この手続きは免除される。実際、大多数の個人が逮捕状なしに逮捕されており、当局は罪の容疑を拘留者にすぐに知らせることなく、しばしば拘留中に容疑を変更されたこともあった。刑務所の拘留者はしばしば弁護士と接触したり、裁判官の前に姿を現わしたりすることができなかった。隔離監禁は大きく普及していたが、警察署での拘留者は通常、法的代理人や家族と接触することができた。貧困者に関しては、当局が不定期に弁護士を提供した。国家安全保障に関わる犯罪者や死刑に相当する犯罪容疑の者以外は保釈制度があった。[4i] (セクション 1d)

8.08 逮捕や勾留によって警察の権力が行使される背景には大量徴兵 (Giffa) の強化があった。2009 年の米国務省人権に関する報告書によれば、治安部隊は徴兵を忌避する者や、国家安全保障に関して未特定の容疑がかけられた者を勾留した。実際、ほとんどの拘留者は国家安全保障に関連した容疑をかけられ、非公式に勾留され、このようなことは当局が市民を無期限に投獄することを効果的に許していた。また米国務省の人権に関する報告書によると「治安部隊は兵役忌避者や国外逃亡者の両親や配偶者までも拘束し、逮捕し続けていた。」と記されている。
[4i] (section 1d)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

拷問

- 8.09 2009 年米国務省人権に関する報告書は以下のように述べている。:

“法律では、批准されたもののまだ施行されていない憲法の中で拷問を禁止している。しかし、治安部隊は特に尋問中の間、拷問や勾留者への殴打があったという多数の報告がある。いく人かの徴集兵がそのような目にあって死んだという信憑性の高い報告があった。治安部隊は脱走兵、徴兵忌避者、旅券や出国許可証のない国外逃亡者、特定の宗教団体メンバーを激しく酷使し殴打した。” [4i] (section 1c)

- 8.10 2010 年 5 月発行のアムネスティ・インターナショナルの年次報告では以下のよう

に述べている:

“当局は政府の批判する意見を阻止する為、尋問、拷問、もしくは虐待をした。抑留者はしばしば鞭打ち、足蹴り、ロープで縛られ、長時間苦痛な体位を強いられた。”

“刑務所の状態は悲惨であった。たくさんの囚人が地下の囚人房か、船積みの箱に収容され、太陽の光に当ることは拒否された。中は過密状態で、湿気があり、不衛生であった。

“囚人は極端な暑さと寒さとの狭間で、長い時間太陽の光に頻繁に照らされては、金属製の船積箱に閉じ込められた。” [5k]

- 8.11 2009 年 4 月発行のフューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵—エリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」によれば:

“ヒューマン・ライツ・ウォッチの目撃者の見解によると、軍人、軍司令官による拷問、残酷、非人道的で下劣な扱いや処罰はエリトリアでは「普通」である。虐待、拷問、医療ケアへの拒否等による拘留中の死はエリトリアでは一般的である。 [29e] (p29-30)

- 8.12 2009 年フューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵—エリトリアの国家の抑圧と無期限の徴兵」の報告によれば、軍収容所での勾留者に対する多様な拷問方法が記述されている。その報告によると、拷問方法で知られている名称は次の通りである。:

“ヘリコプター”被害者の手と足は後ろで縛られ、顔を下にして、しばしば太陽の炎天下にさらされる。元囚人たちの話では、この拷問はほとんどの収容所で行われており、特に Alla 収容所ではこの方法が用いられていた。

“オットー（またはエイト“8”）” —被害者の手は後ろでつながれ、腹を下に寝かされる。元囚人によれば、これが最も一般的な拷問方法で、Wi'a や Sawa 軍人キャンプを含めるすべての収容所で実施されていた。

“フェロ” — 被害者の手は後ろにされ、手首はハンカチで縛られた。被害者は胃の上に寝かされた。被害者はまた外の太陽の下に放置された。元軍職員によれば、この“フェロー”は脱走兵の容疑をかけられた個人への処罰であった。

“イエス・キリスト” — 被害者はロープで木や十字架に縛られ、その状態で吊るさ

れた。時に被害者は吊るされたまま叩かれた。

ゴマ”－ 犠牲者は長時間、放射状のタイヤの中で二つ折りの体勢で放置される。

“見せかけ溺没”－ 犠牲者の頭は水に没頭され、溺れたようにさせられる。

‘鞭打ち’－ 鞭打ちは一般的な罰であり、日常的で、時には毎日行われた。鞭打ちは他の拷問が行われる前後にも行われることがあった。 [29e] (p30-32)

8.13 米国務省発行の人権に関する国別報告書 2009 年度版が述べるところによると、

“治安部隊は華氏最大 120 度の太陽の下で長時間に渡り手やひじ、足を長い時間縛りつけるような懲戒処分を、脱走兵や徴兵忌避者に対して行った。また木から宙吊りにするような行為も長時間行った。2009 年の間、これらの拷問や虐待を施行した加害者に対するアクションは取られていない。 [4i] (section 1c)

裁判無しの殺害

8.14 米国務省の 2009 年人権に関する国別報告書 (*Human Rights report for 2009*) が 2009 年の年について以下のように述べている。

「政府は 2009 年の間、対抗する個人、脱走兵や徴役を逃れる試みをする者を探索する軍を承認し、死亡に至ってしまったと報告されるような事もある破壊的武力の行使を続けた。何人かの人々は徴兵を忌避して勾留され、治安部隊による過酷な扱いの後に死亡した。報告によれば、一斉大挙の際、人々は酷く殴打され、殺されたという。」 [4i] (section 1a)

抗議の手段

8.15 米国務省の 2009 年人権に関する国別報告書 (*Human Rights report for 2009*) は 2008 年の年を次のように記載する。「公式に虐待への不服を申し立てる手段はなかった。そして免罰が問題であった。」 [4i] (section 1d)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

9. 兵役と国への奉仕

司法背景

「軍と徴兵」セクションの中の情報は多数の情報源から得られたもので、実際に徴兵がどう導入されたのかという情報が記載されている。たとえば、この様々な情報源は誰が徴兵免除となったかに関してどう一斉大挙が行われたか、男性と女性が徴兵を開始する年齢と終了について書かれているあらゆる情報が記載されている。

- 9.01 1995 年 10 月 23 日付エリトリア政府により布告された「国家奉仕令布告」（布告令第 82/1995 年）は国への奉仕の要求事項についてすべて定義している。布告第 2 条では、国への奉仕とは何か、何が含まれているかを定義している。

「国への奉仕」は一般的な任務で市民として一個人が活動的な国への奉仕と予備軍の任務に尽くすということである。言い換えれば、「国への奉仕」は徴収兵と予備兵の両方を示唆する。

「活動的な国への奉仕」とは訓練と奉仕のことで、一市民を国家奉仕の「訓練生」と呼び、8 条に宣言される下、一市民の適格者が 18 ヶ月の国の奉仕をするということである。（1995 年 10 月 23 日の国家奉仕令布告）

- 9.02 また徴兵令布告の条文は「徴収兵軍」と「予備軍」と称している。後者は通常の兵力で動員/緊急事態の軍事力、前者は無制限の兵役で動員/緊急の状況の軍事力を示唆しており、言い換えれば前者は必ずしも戦闘員あるいは軍事力を言及しているわけではない。[13] (1995 年 10 月 23 日付 国家奉仕令布告)。

- 9.03 第 6 条の条文は以下のようである。

「この布告条項に基づき、エリトリア人市民の 18 歳から 50 歳の者は全て国家奉仕に就く義務があり、「活動的な国への奉仕」それと、あるいは「徴集兵軍」の枠組みの中での職務である。[13] (1995 年 10 月 23 日付 国家奉仕令布告)

- 9.04 第 8 条は国家奉仕令布告条文の詳細である。

「この公布条項に基づき、エリトリア市民の 18 歳から 40 歳の者は強制的に活動的な国家の奉仕に従事する任務を負う。活動的な奉仕は 6 ヶ月の訓練を訓練センターで受け、12 ヶ月の活動的な兵役と軍事力発展事業の任務を行い合計 18 ヶ月である。」 [13] (1995 年 10 月 23 日付 国家奉仕令布告)

- 9.05 第 9 条は「18 歳から 40 歳までのエリトリア人全市民は召集され、徴兵軍事訓練センターで 6 ヶ月の任務に就く義務がある。13 条（1）はまた軍事訓練を宣告された者は能力と専門により、全員 18 ヶ月の活動的な公共又は政府機関の国家奉仕に就く義務があると付け加える。[13] (1995 年 10 月 23 日付 国家奉仕令布告)

- 9.06 第 10 条と第 11 条は国家奉仕に関する登録手続きと登録カード発行についての条文。市民は防衛庁から招集がかかったら登録センターへ赴き、登録しなければならない。17 歳の若者は防衛庁から招集が正式にかからなくても国家奉仕登録センターへ登録することが期待される。[13] (1995 年 10 月 23 日付 国家奉仕令布告)

- 9.07 第 14 条は主に学生に影響する、制限期限付きの免除制度である。この規定は教育構造政策に優先する。第 15 条は医療免除に関する。第 16 条は防衛庁が訓練生として適格者を決定することを定める。どこで兵役を行うか、とのタイプの兵役を完了するかということである。第 18 条は防衛庁が個人の問題で期間や兵役の本質を経験していく上での解決の責任を負う。第 15 条は永続を基本とする免責を規定する。 [13] (1995 年 10 月 23 日付 国家奉仕令布告)

[免責](#)を参照

- 9.08 第 17 条は徴集の適格者、あるいは奉仕中の者への出国に関する規定の条文である。この条文によれば、兵役が適用されるエリトリア市民は、海外へ渡航する際に以下の提示が必要である。「徴集の免除あるいは兵役を完了したことの証明を作り、証拠となるものの提示。」または、代わりとして「登録カードを作成し、徴集される際には任務を遂行するという条件で、その保障として 6 万 Birr の債権を購入する。」 [13] (1995 年 10 月 23 日付 徴兵制公布条項)

[動員解除](#)を参照

- 9.09 第 21 条(1)は国家緊急下での特別な義務の条文である。

「動員中又は戦争の間、活動的な徴兵の任務に就いている者はすべて、予め規定された期間より長くなろうと、関係当局が公式に開放するまでは任務に就く義務がある。」 [13] (1995 年 10 月 23 日付 徴兵制公布条項)

- 9.10 第 33 条と第 39 条は「様々な規定」に関連し、以下のものも含める：

- ・ 第 34 条(12)「防衛庁と外務省が連携することにより、外国に居住する市民に対し徴兵義務の施行を確実にする。」 [13] (1995 年 10 月 23 日付 徴兵制公布条項)

- ・ 第 37 条(3) 国外逃亡で徴兵を忌避し、40 歳までにエリトリアに帰国しなかった者は 5 年（または 50 歳に達するまで）監禁される義務がある。その他の出国旅券、土地保有権、雇用に関する権利も一時停止される。 [13] (1995 年 10 月 23 日付 徴兵制公布条項)

[免責](#); [出国と入国](#)参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

軍と国への奉仕の実情

- 9.11 米國務省発行 2009 年人権に関する報告書（*Human Rights report for 2009*）は以下のように述べる。

「政府は 18 歳から 54 歳までの男性と 18 歳から 47 歳までの女性に対し軍事訓練と民間事業計画を含めた国への奉仕プログラムに参加することを要求した。しかしながら、動員解除の基準は不明瞭であり、多くの者が政府によって選ばれたどの地域や施設でも無期限に働くことが要求された。報告では市民が何年間にも渡って最低賃金を下回り、終了時期の見通しもなく、昇進や給料が上がる事もなく、兵役中は旅券や出国ビザのアクセスを拒否されて移動の自由を制限されな

がら従事したことを示唆している。政府はエチオピアとの国境について、まだ画定していない草案を正当化した。何人かの徴兵メンバーは市民の職業に戻るよう任命されたが、彼らの持つスキルが政府や経済を機能する上で重要だとして名目上は軍に残った。

これらの人々は続いて徴兵の給料額だけを受け取り続けていた。政府はその給料の額を超える稼ぎは全て没収することを要求した。政府の職員は通常、離職や新しい雇用を見つけて働くことはできなかった。” [4i] (section 7)

- 9.12 2009 年発行のフューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」は次のように付け加える。The Human Rights Watch (HRW) 2009 *Service for Life - State Repression and Indefinite Conscription in Eritrea*

「エチオピアとの戦争は 2000 年に終結したが、2002 年 5 月、政府は Warsai Yakalo 開発キャンペーン (WYDC) を導入し、国への奉仕を無期限に延長する公布であった。WYDC は国の努力であり、独立の為に戦った世代が国を作るために新しい雇用を創出し、参加することをうたっていた。実際には 50 歳までの成人男性の強制徴集があり、何人かの避難民は 55 歳が最高齢だと主張しているが、他の情報源では男性 57 歳、女性 47 歳もいたと主張している。[29e] (p43)

「...多数の聴衆兵は軍に配置されず民間事業計画の中に配置され、民間事業に割り当てられ、給料は防衛庁に支払われていたもので、全ての者が軍事兵として徴集されているわけではない。しかし、防衛庁が国家への奉仕プログラムの統括を行っており、もし誰かが建設事業で働いていたら、軍事法の下でその者達は逃亡兵だとみなされている。[29e] (p43-44)

「ヒューマン・ライツ・ウォッチのインタビューによれば、軍事と市民事業の徴集の違いはなく、徴集は国家の配慮で同等である。これが殆ど一般的ではあるが、軍務とは徴集の業務での多くの異なる課題のひとつにすぎないと強調する。」 [29e] (p44)

- 9.13 2010 年 4 月付英国大使館のアスマラからの情報は次のようである。

「公式では、エリトリア防衛庁は軍事・国家への奉仕政策を管轄しているが、実際は他の省庁が人事に携っており、関係する省庁への人員の配置を行っている。学生が Sawa 軍事・学校キャンプを終了すると、自動的に軍隊や他の国家奉仕事業や高等教育を任命され、関連する書類の発行によってその効力を与えられる。その他のエリトリア人は軍事・国家奉仕へ大量徴集又は家宅捜査をされて強制的に連れて行かれる。徴兵あるいは国家奉仕への召集書類はこのような個人には発行されず、軍事・国家奉仕に従事しなくてはならないことを予め知らされることはない。原則、個人は軍事・国家奉仕の割り当てに関して選択することはできないとしているが、幾人かはどこか（例えばアスマラ）ということを反映させることができる。個人は普通、司令官や監督によって恣意的に移動させられる。そのような移動に関して標準の規則はない。」 [10e]

- 9.14 HRW *Service for Life* の更なる記載は次のようである。:

“6 ヶ月の軍事訓練義務を終えると、徴集兵はいくつか可能性のかる活動の中へ無期限に配備される。多数の徴集兵は単に軍事力として動員され、一般的な軍事

団として配備される。ヒューマン・ライツ・ウォッチのインタビューによるある避難民はアスマラの裁判所で事務員として送られたという。もう一人はアスマラにある民間倉庫でトラックの整備士として送られた。他の者は政府や PFDJ 与党が所有する農場や炭鉱場で働き、徴集された軍事人員や囚人も、建設、炭鉱、農業というような似たような活動に従事させられた。”[29e] (p51-2)

“徴集兵が配備される事業は国に益をもたらす公共事業だけではない。しばしば私的な建築プロジェクトや軍指導者の家を建設したり、私有農場での労働に送られた。ヒューマン・ライツ・ウォッチ・とアムネスティ・インターナショナルは召集された労働力は上級軍人の軍部や政府の利益の為に利用されていると以前文書に記した。” [29e] (p54)

“軍幹部の利益の為に安い労働力を提供しているのは徴集兵だけではない。囚人は通常雇用されており、学校の子供たちは休日の際には仕事を課せられた。学校の子供達に向けた国家プログラムは“Mahtot”と呼ばれる。” [29e] (p56)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

国の奉仕への支払い

- 9.15 2009 年フューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵—エリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」The Human Rights Watch (HRW) 2009 *Service for Life - State Repression and Indefinite Conscription in Eritrea* には次のような報告がある。

「脱走兵によると、通常の訓練期間中の「割り当て額」は月額 50 エリトリア Nafka（およそ 3 米ドル）である。18 ヶ月後訓練を終えると、月額 150Nafka（9 米ドル）である。これは 1998 年から 2000 年に徴集された元軍人に支払われた額と等しく、50 歳以上の徴集兵で今も予備軍として動員されている軍人と同じ金額である。1998 年以前に召集された人々は普通の軍に配属され、同じような賃金を受け取っている。一般の軍人は階級により 330 から 3000Nafka（20\$から 183\$）の給料が支払われている。」 [29e] (p52)

「...通常の徴集兵の場合、150Nafka は生活賃金を賄うことはできず、労働が無給というわけではなかった。ヒューマン・ライツ・ウォッチにインタビューされた者は支払われたお金に関して給料ということを拒否し、「ポケット・マネー」と呼んだほうがいいとした。徴兵に従事する人は皆、生計を立てるには十分でなく、家族を養うには全く不十分な金額だと言う。西側諸国外交官や国連職員に確認するところによると、この金額を止めさせることはエリトリアでは難しいという。」 [29e] (p52-53)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

徴兵忌避の罰金

- 9.16 37 条 徴集制公布（刑罰）に関する条文は徴兵忌避への多様な制裁を列挙する。

この公布条項への侵害はエリトリア刑事法の基で、より厳しく処罰される。公布条項の侵害は上限 2 年の禁固刑または 3000Nafka の金銭上の処罰あるいは両方である。詐欺や自傷行為によって徴兵を忌避した者にもおなじ刑罰が適用され、その後徴兵される。もし自傷行為による怪我で徴兵除外された場合、禁固刑は 3 年延長される。徴兵を忌避する為に海外渡航し、40 歳前に戻ってきた者は徴兵任務を請け負わなくてはならない。40 歳を超える年齢で帰国した場合、5 年の禁固刑を科された上で、ビジネス証明の取得、出国査証の申請、土地所有権、仕事の権利を失う。徴兵忌避をする為に他人を支援した場合、2 年の禁固刑および/または罰金を科せられる。” [13] (National Service Proclamation of 23 October 1995)

- 9.17 2009 年のオスロ・センター・平和と人権の報告書で「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991 年から 2009 年の人権と政治発展」The Oslo Centre for Peace and Human Rights 2009 report, *The Lasting Struggle for Freedom in Eritrea - Human Rights and Political Development, 1991-2009*, が述べるところによると、

“徴兵の忌避、あるいはその援助への行為は 2 年の禁固刑（1995 年徴兵規則に基づき）に処す。アムネスティ・インターナショナルの報告によると、し

かし実際のところ、何の審理、法的手段、控訴あるいは救済のない状態で、違反者は地元指揮命令官により罰せられていた。処罰の形態は様々であるが、通常拷問や無期限の恣意的勾留が行われた。[92] (p94)

9.18 2008 年 6 月 13 日付、英国大使館のアスマラからの書簡によると、

“エリトリア人は軍事や徴兵を忌避する為、国外逃亡し、それを試んだり忌避した者は禁固刑（宣告）が待っている。ジャーナリストや政治の反体制派は特に厳しく弾圧され、時には収容所キャンプで死亡する。 .

「徴兵を完了した者が国外逃亡で捕らえられた場合、最低 2 年間投獄される。徴兵が終えていない者はその場合最高 1 ヶ月収容された後、軍事訓練キャンプに送られる。」

「徴兵の書類を持っていない者は、道路から軍事キャンプに連れて行かれ、重い処罰を受ける。女性が道路から連れていかれることは一般的ではない。男性であるとより可能性が高い。[10b]

9.19 2009 年米 국무省人権に関する報告書 US State Department Human Rights report for 2009 が記述する信憑性のある報告によると、召集忌避者は勾留所で虐待されたという。

「徴兵を忌避した人が一時的に勾留されている勾留所の状態もまた酷く、生命の危険を冒すものであった。様々な情報源の主張によると、そのような勾留者が何百人もいるという。召集を逃れた者は、鞭打ちで典型的に有名な場所 W'ia の軍人キャンプへ送り込まれる報告がされている。何人かの者は再度任務を割り当てられるまで、2 年間ほど勾留された。アスマラ郊外の勾留施設では、当局は勾留者を地下の広間に拘束し続け、光や換気がなく、時には非常に混雑した状態だったという。」 [4i] (section 1c)

9.20 「2008 年 12 月 18 日のエリトリア・デیلیーレポートによると、
エリトリア人の反乱軍が南部管轄地域の収容所から 618 人を解放したと報告した。開放されたのは子供をもつ兵役中の親達であった。報告の説明によると、

「多くの場合、徴兵で探しだされている子供の居場所を明かさなかったということで、5 万 Nafka の恣意的な罰金を課されたのを単に拒否し、親達は勾留されていた。」

「地元の報告によれば、反乱軍は収容所監視員が収容者に対し自由になるよう自発的に開放させることを拒んだ直後、軍事力を持って収容されている親達を解放したということである。」 [38c]

9.21 2009 年 HRW の一生の徴兵「エリトリアの国家の弾圧と無期限の徴兵制」が付け加えるところによると:

“徴兵から逃れることを試みる者や忌避する者、政府の承諾なしで国外へでるどのエリトリア人も厳しい刑罰に処される。家族は親戚が徴兵から逃れた場合集められて罰せられ、投獄や罰金の支払いを強要された。[29e] (p45)

「ヒューマン・ライツ・ウォッチによってインタビューされた脱走兵は家族の安全が脅威にさらされると心配し、5万 Nafka の罰金、抑留、あるいはその他のビジネス許可証の拒否や、現金の代わりに土地の没収等の応報があると述べた。3人の元徴役兵は彼らの母親はそれぞれ4ヶ月、2ヶ月、2週間、5万 Nafka の罰金が払えない為に収容されたと言う。」 [29e] (p46)

- 9.22 2009年のオスロ・センター・平和と人権の報告書で「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991年から2009年の人権と政治的發展」The Oslo Centre for Peace and Human Rights 2009 report, *The Lasting Struggle for Freedom in Eritrea - Human Rights and Political Development, 1991-2009*, が更に付け加えるところによると

“2005年以降、エリトリア国内で徴兵を忌避、または逃亡した者の母親達、父親達、兄弟姉妹達は逮捕され続けた。例えば2005年10月24日の報告によれば、およそ179人の女性と26人の男性が Dekemhare の高地町で勾留された。その標的になったのはここ4、5年の間に国外逃亡した子供達の親である。もし親が見つからなければ、一番上の男兄弟か、最も親戚に近い成人が勾留された。この逮捕の波はその地域により早急な弾圧につながった。更に、2006年のアスマラでは若年男性や女性で徴集を回避したり、兵役から脱走した者の500人以上に上る親戚のうちのほとんどが両親であったが、逮捕され、過酷な状態に勾留されたとの報告がある。エリトリアの若い男性や女性の逃亡は一ヶ月に2000人にも昇り、政党は逃亡者の両親や親戚の逮捕を施行することを取り止めたと報告されている。このことはもう行政統括の手に負えないほどの人口であると示唆している。 [92] (p93)

- 9.23 2009年米務省人権に関する報告書 The US State Department *Human Rights report for 2009* は以下のように述べている。:

「政府は2009年に軍事、警察を全国いたるところに配備し、バリケードや道路調査、戸別に探索し、脱走兵や徴兵忌避者を探索した。2009年治安部隊は徴兵義務を忌避した者や国外逃亡をした者の両親と家族を逮捕し、勾留し続けた。報告によれば、そういった親達は5万 Nafka(3千333ドル)の罰金を支払うか、子供を政府に受け渡すよう強要した。」 [4i] (section 1f)

[治安部隊による人権侵害](#)参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

一斉大挙(GIFFA)

- 9.24 徴兵に適用される人々の招集は、エリトリアで“Giffa”と呼ばれる大量召集で行われる。この大量召集は警察や軍部によって行われると報告され、家や仕事場の中、あるいは道路にバリケードを設けて搜索される。 [68f] (2007 年 2 月 28 日付カナダ移民難民委員会 (IRB) による、申請要求に対しての回答)

- 9.25 フューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」The HRW 2009 *Service for Life - State Repression and Indefinite Conscription in Eritrea* では以下のような記述がある。

“徴兵は通常、地元の行政機関で地方行政の単位としては最も小さい管轄である“Kebelle”と呼ばれる場所、時々“memehidar”（管理）と一般に呼ばれるで管理される。これらの行政機関は管轄地域に住む個々の家族の情報をそれぞれ記録して維持し、徴兵年齢に達した者を招集する。しかしより大きな町では、警察又は軍隊は徴兵を忌避する者や脱走兵をその都度一斉検挙することを努める。“Giffa”と Tigrinya 語で知られるこの町や村での一斉検挙は一般的であり、現代のギャングのような構成である。関連書類がないまま徴兵を免責していた者は年齢に関わらず、Sawa や Wi'a の軍事キャンプへ訓練に連れて行かれる。 [29e] (p48)

「徴兵を忌避する者や脱走兵は別として、身分証明や旅行文書を忘れる者は特に giffa で一斉検挙され、恣意的に拘留される危険性があった。 [29e] (p49)

- 9.26 アスマラ英国大使館 2001 年 4 月の情報は以下のとおりである。

「この一斉検挙に関しては政府の政策や標準の手順というのは設定されていない。兵役の一斉検挙は通常一年で 4, 5 回行われるが、もっと頻繁になることもあれば少なくなることもあり、通常、多くの人が屋外にたむろしている祝祭日と一致する。

これはエリトリア国内のどの地域でも起こり、特定の地域に限定されない。一度検挙されると、その者はアスマラから Adi Abeto のキャンプへいそうされ、任務を割り当てられる段階へ進む。」 [10e]

- 9.27 2008 年 5 月 22 日付、Awate の報告によれば、8 つの軍事団体が一斉検挙を行うためにアスマラに乗り込んできた。記事によれば、二つのタイプの若い人達が検挙の対象になったという。一つは“Kobleti” 徴兵には登録しているが、監督官からの承認なしで休暇をとっている者。二つ目は“Lieli Edme”招集年齢を超えているがまだ自主的に登録していない者である。記事はまた、若いものに加え、エリトリア政府は全てのエチオピア人を年齢も関係なく一斉検挙した。いくつかのエチオピア人の女性は検挙で見守りが必要な子供を家に置き去りにしたまま、家を出なくてはならなかったとする。女性と未成年の子供は Enda Seal(TB センター) という Maytemenay にある収容所に拘留されていた。) [50j]

- 9.28 2009 年 5 月、一斉検挙が行われた。Awate の報告によると、以下のようである。

「2001 年から毎年のように行われている事はエリトリア政府は何千ものエリトリア人を一斉検挙し、その殆どがアスマラからの若者である。目撃者の報告によると、多数の憲兵隊 (MPs) から逃れた子供が悲惨にも入院するほど殴打された。おかしな事に、毎年の一斉大挙はエリトリアの旅行シーズン (5 月から 8 月) に起こり、多数の人々は Disapora にいるの政府支持に熱心な支持者であり、その一斉大挙の残酷さと家族の恐ろしい状態を目撃し、自分たちが支持する政府

に幻滅して戻っていくということだ。」 [50d]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

休暇の承認

- 9.29 2010 年 4 月、アスマラの英国大使館から得られた情報で、兵役で休暇を得たことに関する情報は次のようである。

“「休暇に関して標準化された規則というのではない。個人に休暇の資格はなく、要求もできないが、地元指揮命令官によって任意にそれが与えられる。仮に当局の軍事司令官が休暇を個人に与える場合、その個人がどこに旅行するのか、どれくらいの期間（通常最大 1 ヶ月）なのかを特定する文書が発行される。私たちはその休暇文書が標準形式に印刷されて発行されるのか、手書きのものなのかはわからない。」 [10e]

良心的な兵役拒否

- 9.30 2008 年 6 月 13 日付発行のアムネスティ・インターナショナルによると、兵役の期間に制限はない。良心的な兵役拒否者に免責はなく、その代替となる非軍事的な兵役というものもない。[5f] 2009 年のフューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵—エリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」では上記を格言して「1995 年の徴兵公布令は良心的な兵役拒否に対する徴兵について規定していない。」と述べている。[29e] (p47)

- 9.31 エホバの商人の団体や、その他の個人は徴兵を拒否し、人権侵害の抑圧に苦しんだと米務省 2009 年の人権に関する報告書に記述されている。

“「政府はまた信仰により独立のたまの住民投票や、いくつかの兵役義務を行うことを拒否するエホバの証人の信者に対し、嫌がらせ、拘束、差別をした。この差別はエホバの証人の信者が非軍事的な兵役義務を行うと述べた場合でも病院で働かされるなどの方法で差別され続けた。

“「イスラム教徒を含むいくつかの宗教団体のメンバーで徴兵に参加しなかった者が過去数年に勾留された報告では、エホバの証人の信者はその他の信仰で同じような行動をとる者よりも酷な扱いを受けたという。 [4i] (section 2c)

[エホバの証人](#) 参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

学校卒業と徴兵

- 9.32 2009 年フューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵—エリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」The HRW 2009 *Service for Life - State Repression and Indefinite Conscription in Eritrea* の記述は次のようである。

“「エリトリア政府が好む兵役徴集方法は、学生が高等教育へ進まない限り、学校から直接徴集することである。このことで、中等学校の最終学年は 2003 年に Sawa 軍事訓練所へ移動された。この第 12 学年は Sawa だけにあり、軍事管轄下で、軍事訓練と提携している。多数の第 12 学年の生徒は 18 歳であるか、少し下、

何人かは中等教育を終えるのに期間を要した為に年上である。各回の学生動員数は 8000 から 9000 人である。[29e] (p50)

“「学生がキャンプに一旦動員されると、兵役は効果的に即座に開始される Sawa で兵役を伴った教授をする教師がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによると、「学生は勉強できなかった。彼らは強制的にクラスを離れ、何らかの軍事行動を行わなければならなかった。元学生は 2007 年 7 月に第 12 学年になっておらず、18 歳に達してもいない状態で即座に徴兵に出るよう命令されたと述べる。 [29e] (p50)

“「徴兵に関して、とくに新人にとっては終了の見通しが全くないと、とても人気が悪い。学生は第 12 学年で学校を卒業することなく Sawa キャンプから逃げ出すようになった。逃亡は至難の業である。なぜなら上に述べるように、Sawa は実際巨大な収容所である。それを成し遂げた者は勇気ある機関銃炎であると言われる。有刺鉄線フェンスを乗り越え、数日間食べ物と水なしに砂漠を歩いて渡らないといけないからだ。 [29e] (p50)

“「何人かの生徒は彼らの運命に気付き、第 12 学年になると故意にクラスで落第し、下級学年に残れるようにした。政府はこの事態に気付くと、単に軍事徴集年齢 18 以上の者を学校から連れ出し、時々学生は貧しかったり家族の農場で働くことで更に数年学校に通うことが必要であるがそういった場合でも同様であった。」 [29e] (p50-51)

9.33 米務省 2009 年の人権に関する報告書 The US State Department *Human Rights report for 2009* は次のように述べる。

“「政府は中等教育の最終学年に到達した全ての生徒に対し、国の西側地域に位置する Sawa 軍事訓練施設にある学校に通うことを要求した。この最終学年に出席しなかった生徒は卒業することができず、高等教育への資格決定になる試験をうけることができなかった。この離れた場所にある寄宿学校は、安全保障上や、社会の受け止め方の観点で、女性の学生が最終学年に在籍しない結果となった。しかしながら、女性は徴兵が完了した後に、代替の中等教育証明を夜間学校へ通うことで取得できた。たくさんの生徒が強制的な徴兵により Sawa 軍事教育施設へ送りこまれるのを避ける為、第 11 学年を繰り返したり、落第することを選択した。 [4i] (section 6)

[子供達](#) 参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

免責

概要

9.34 2007 年 10 月 23 日付 Awate の徴兵に関する記事によると、徴集公布令のでは、たった 4 クラスの人々しか徴兵が免責されない。

“「徴集の免責となるのは 4 クラスのエリトリア人だけである。(1)徴兵令の法律が制定される前に兵役を行った者(2)“自由闘争の間に闘士として武装した農民で全ての時間をそれに費やした証明がある者。(3)健康上の理由により、徴兵に参加することが出来ない者（しかし 18 ヶ月の公共事業に参加することが要求され

る) (4)承認された教育プログラムに参加する者[50v] (2007 年 10 月 23 日付 Awate より抜粋)

9.35 2007 年 10 月 23 日付の Awate の記事は以下のように述べている。

“「徴兵は崇高な任務として全ての市民に提示されており、たった 18 ヶ月を犠牲にするだけである。しかしその公布令には責任回避条項がある。18 ヶ月の任務但し(文書の言葉には下線が引かれてある) エリトリアが動員あるいは国家の緊急事態に直面した場合。そしてこれは自己宣言の指導者達による即決による場合であることが殆どだが、国が宣告なしで現在の半数以上が緊急事態と発令している場合。これで結果的には、ほとんどの徴兵メンバーが 5 年、8 年、10 年と徴兵を強要されることになるのである。

“...「徴兵令は「地方自治体の省」というような機関の存在はうたっておらず、「委員会」と言ったような徴集令を監督する機関もない。しかし Mahmoud Sheriffo の逮捕以来、地方自治体の省は解散し、そしてその機能は軍命令地域と彼らの「机上」に区別されて機能した。委員会は徴兵の免責を主張する者の申請を審査する場所である。これは現在、軍司令官の要求により、巨額の手数料と賄賂の手段を持つ親が「不適格者」という証明書を子供に授けることによって行われている。[50v] (2007 年 10 月 23 日付け Awate より抜粋)

女性の免責

9.36 この徴兵令の条文には、性差による規定は言及されていない。 [13] (1995 年 10 月 23 日の徴兵令公布)。

9.37 2004 年 5 月版アムネスティ・インターナショナル The Amnesty International report, *You have no right to ask - Government resists scrutiny on human rights* report, published in May 2004, の報告では更に次のように説明する、

“この性差のない雇用と軍事義務は独立後の徴兵で男性と女性が平等であるということの反映であるが、イスラム教徒の社会で特に紅海沿岸 Dankalia の Afar 地区ではかなりの抗議がある。信仰に基づく抵抗、尊厳ある家族の伝統的文化、女性を軍内部でのセクシャルハラスメントや暴力からの保護は、時々大量検挙の際に暴力闘争に発展した。政府は結果的にイスラム教徒の女性をこのような地域で足止めし、強制的に徴集することになった。 [5c] (p21)

9.38 2008 年アムネスティ・インターナショナルの年次報告書が 2007 年の出来事について、性別により、徴集年齢が違うことを述べている。

“軍事的、市民的な奉仕への徴集に期限はなく、政府によりエチオピアからの軍事的脅威の理由から正当化されていた。兵役はいくつかの免責を除き、18 歳から 40 歳の全ての市民の義務であった。40 歳から 50 歳までの人々で解隊された者は予備役があった。27 歳以上の女性は非公式に免除された。 [5a]

9.39 この問題についての 2005 年 12 月 AI レポートからの更なる詳細は次のようである。

“「徴兵が免除されるのは身体障害者、母乳で子供を育てる母親、医学的根拠のある者、他の家族が全員徴集されてしまい、若者が家の補助をしなければならない者である。東のイスラム教徒の地域では、女性の雇用は習慣と信仰上の理由で大

きな反対に遭い、取り止めになったと言う。[5l] (p15)

9.40 英外務連邦省は 2008 年 6 月 13 日の書簡で女性の徴集について直接解答し、次のように述べた。「軍事それから国家奉仕年齢は男性が 18 歳から 57 歳で、女性が 18 歳から 47 歳である。通常、27 歳以上の女性も活発に国家奉仕任務についている。」「27 歳以上の女性はそれ以前に兵役に就いたことがなければ、軍事訓練に行くことはほとんどない。」書簡はさらに、「結婚している女性や母親は徴兵免除がされるべきで、47 歳前にもエリトリアを出国することができるべきである。これは時折そうでない場合もあるが。」 [10b]

9.41 2010 年 4 月のアスマラ駐英国大使館の情報は次のようである。

“「一般的に言って、独身女性への扱いはそれほど男性とは異なっていない。ただ、彼らの配給量は男性ほど劣っていないとは聞きましたが。結婚している女性や子供のいる女性は軍事、徴兵を免除されています。公式に婚約している独身女性もまた免除されます。イスラム教徒やキリスト教徒も同じように扱われ、祈りを捧げる人達に対しても特別許容されるということはありませんが、田舎に住むイスラム教徒の女性が招集されることは滅多にないと言われます。これはその地域社会が早婚であり、ほとんど貧しい家族で成り立っている地域で、自給自足の農業家族であるからかもしれません。」 [10e]

9.42 2010 年 3 月、Assenna.com に掲載された Meftih 新聞の記事によると、「エリトリア人は通常女性が軍事的兵役に就くことを賛成していない。そして結婚や母親になることが徴兵義務を免れることとなっている。

“ほとんどのエチオピア人民族グループでは、女性を兵役に就かせるのは伝統的に受諾できない。女性が雇用されることは妻や母として適切でないと避けられる傾向がある。彼らは軍によって虐待され、エリトリア人社会から疎外される。逆説的に、子供を生むことは、社会的に経済的に拒絶される社会で徴兵を免れる唯一の手段である。何人かのエリトリア人女性は徴兵を免れるためだけに早く結婚する。 [16d]

9.43 2008 年 1 月 28 日付のカナダ移民難民委員会 (IRB) は結婚している女性と徴兵について情報を更に提供した。

「オタワのエリトリア大使館で行われた主任研究者会議において、外交官によれば、結婚している女性で兵役にいる者は解任されたと示した。(2008 年 1 月 15 日付) そのような場合、女性は婚姻証明書を解任文書発行の為に提供しなければならないとしている。(2008 年 1 月 15 日付“エリトリア”から抜粋).” [68h]

医学的根拠における免除

9.44 2010 年 4 月のアスマラ駐英国大使館から得られた情報は以下の通りである。

“障害者、医学的根拠があり兵役または国家への奉仕、妊娠中の女性は不適格者とされ、兵役、または国家への奉仕が免除される。 免責される為には軍事基地に駐在する医者から障害又は医療的な問題で不適格者であるという医学的証明を発行してもらわなければならない。

「医者は必要な医療報告書を作成し、その特定の者が軍事または国家奉仕を免除されるべきなのかということを示唆しなくてはならない。軍事当局は免責につい

て決定を下し、免責に関する書類書類を発行しなければならない。」 [10e]

- 9.45 2009 年ヒューマン・ライツ・ウォッチによる「一生の徴兵—エリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」The HRW 2009 *Service for Life - State Repression and Indefinite Conscription in Eritrea* の報告は次のように付け加える。

“ 徴兵公布令の 14 条 5.1 では“心理学的な混乱”はまた兵役免除の対象としているが、これが兵役を忌避する一番人気の手段だとしている。Sawa キャンプにいる最近いた新人兵士が説明するところによると、キャンプで深刻な精神障害の兆候を見せる人が急激に増えていると言う。新人兵士は Sawa と Wi'a 訓練キャンプにきた若い女性達の間で急激に流行る新しい病気のことを“Lewt”と呼び、それはキャンプの中だけで知られていると説明する。29e] (p48)

宗教上の免責

- 9.46 2008 年 4 月の国際クリスチャン関連による報告では、フルタイムの聖職者は国家の奉仕を自動的に免除される訳ではないと記述している。

「エリトリア政府はエリトリア正教会の聖職者達を強制的に軍事訓練キャンプに送っている。結果的に、エリトリア正教会は国内の至るところで指導者を失っているのである」

“ 「2006 年の年末、エリトリア政府は長期間続いた聖職者に対する免責を廃止すると公表した。エリトリアのローマ・カトリック教会は唯一、猛烈に大衆の反発を持ってこの前例のない発令に対抗した。 対照的に、エリトリア正教会の指導者達で政府により精選された者はこの新政策を大きく受け入れた。」

「エリトリア政府職員は現在強制的に広範囲な規模で教会の聖職者達を兵役へと採用している。2008 年 3 月 24 日、エリトリア政府職員は代替身分証明書を限られた協会の牧師と教会の助祭に発行し、彼らを軍事訓練から免除した。しかし殆ど大多数の教会指導者で、新たな身分証明を受け取らなかった者は軍事訓練キャンプに行くことが要求される。」

「エリトリア最大の正教会で、アスマラにある聖メアリー (St.Mary)は 96 名の聖職者が在職しているが、その軍事訓練を免除される身分証明を発行されたのはたった 10 名であった。大多数の正教会が散在する農村地域では同様に、教会で奉仕できる牧師や助祭の最大許容人数は 10 名であった。その他の者で 50 歳以下であれば、兵役への報告を行うことが期待された。」

「エリトリア政府は“登録していない教会”のほとんどがキリスト教の福音主義者であったが、通常彼らに対して定期を向けた。約 6 つの宗派が 2002 年の 5 月に閉鎖された。」

「しかし、ここ 2 年間 (2006 年-2008 年)において、政府はエリトリアで最も古く確立した宗教団体であるエリトリア正教会についても注意を払い出した。およそ 45 パーセントのエリトリア人がエリトリア正教会に属している。約 4 年前、特に人気が増大している若者の信者に対して、政府は正教会の指導者達に反対する政治運動を開始した。」 [37]

9.47 2010 年 4 月、アスマラの英国大使館から得られた情報は以下である。

「フルタイムで働く宗教団体の聖職者や修道女は、それ以前の年までは免除されていたとしても軍事・国家奉仕に従事することが要求される。いくつかの協会やモスクでは、これまで免除されていた宗教団体のメンバーを軍事・国家奉仕に従事させることを最小限にしていたとされる。」 [10e]

9.48 米務省発行、人権に関する報告書 2006 The US State Department 2006 *Human Rights* では以下のように報告されている。

「政府は信仰の理由で国家への奉仕に反対する者や、徴集を反対する者を許容せず、代替としてその他に奉仕することも許していない。2006 年 11 月、政府は国家より認可された州 4 つの教会指導者は軍事・国家奉仕の任務を遂行しなければならないと布告した。それ以前は聖職者や牧師は軍事・国家への奉仕を免除されていた。」 [4j] (2c)

9.49 米務省発行、人権に関する報告書 2009 The US State Department 2009 *Human Rights report* では以下のように述べている。

“「2008 年 5 月、政府は 4 つの認可された宗教団体の職員に対し、一連の身分証明を発行し、軍事奉仕への免除をした。証明書を享受されなかった職員は即座に軍事訓練への報告をするよう言い渡された。2009 年にはそういった免責の規定はなかった。」 [4i] (2c)

国家奉仕と兵役の勾留

9.50 2009 年フューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵—エリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」The HRW 2009 *Service for Life - State Repression and Indefinite Conscription in Eritrea* では次のように述べる。

「軍事脱走兵や兵役に異議を唱える者に対し、政府は政治問題として捉えた。それ故に、政治理由のほとんどの囚人は審判や刑罰なしに国家への奉仕や攻撃への罰として軍事法下で勾留された。勾留者が軍事法の下で潜在的な犯罪を企てた際も、大勢の元囚人がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによれば、軍に正当性の制度は存在しなく、裁判の審議や他の手段がないまま、単に指揮監督者の命令により勾留されたと言う。」 [29e] (p27)

「ヒューマン・ライツ・ウォッチが語ったところによれば、40 名以上の軍・国家奉仕の脱走者で国外逃亡をした者が全員、適当な手続きを取ることなく何度も投獄されたという。彼らが容疑にかけられた際の申し立ての分野は多岐に渡り、教育カリキュラムへの疑問、聖職者会合での拘束、国家奉仕の回避を企てた罪等である。」 [29e] (p27)

「ジブチに逃亡した軍収容所の職員の判決はまったく任意であり、軍の指揮命令者が人々の投獄される期限を決定すると説明した。」 [29e] (p27-28)

「登録されていない宗教の儀式の慣行を試みた徴集兵の勾留は通常ない。兵役から逃れた何人かがヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによれば、Sawa キャンプで密かに聖書を読んでいたり、祈祷会の最中に拘束され、恣意的に投獄されたという。」 [29e] (p28-29)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

DEMOBILISATION

- 9.51 国家奉仕令布告は動員解除を許可する。第 20 条の条文では国家への奉仕から解任を以下のように述べている。

「第 21 条の国家奉仕期間を終えた市民は任務から開放されるという規定以外に、指揮監督者から防衛庁発行の活動的な国家奉仕に関する証明を発行されれば、期限前の任務から開放される。この条文によれば、防衛庁は活動的な国家奉仕の解任証明書とその訓練をしたレベルを市民に提供するというものである。」 [13]

- 9.52 2009 年のオスロ・センター・平和と人権の報告書、「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991 年から 2009 年の人権と政治発展」 The Oslo Centre for Peace and Human Rights 2009 report, *The Lasting Struggle for Freedom in Eritrea - Human Rights and Political Development, 1991-2009* の中で次のように記述されている。「1998 年エリトリア・エチオピア戦争の始まり以来、国家奉仕への新人は軍部に無期限に採用されているので、動員解除というのは行われていない。」 [92] (p94)

- 9.53 2010 年 2 月米国務省発行の「エリトリアの事情背景」 The US State Department *Background Note on Eritrea* には以下のような記述がある。

“「政府は 1998 年から 2000 年のエチオピアとの戦争終結後、World Bank の動員解除計画が制定されたにも関わらず、動員解除が遅れた。動員解除計画は 2001 年 11 月に 5000 人を含む兵士で開始され、その直後に第一段階の 6 万 5 千人ほどが解除される予定であったが、幾度となく遅延が発生した。2003 年政府は第一段階で候補者に挙げた兵士達を解除し始めた。しかし、政府は同時に 18 歳から 40 歳の男性人口と、18 歳から 27 歳の女性の人口殆どを含む「国家への奉仕」制度を維持した。 [4a]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

10. 司法

組織

- 10.01 2009 年のオスロ・センター・平和と人権の報告書「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991 年から 2009 年の人権と政治発展」The Oslo Centre for Peace and Human Rights 2009 report, The Lasting Struggle for Freedom in Eritrea - Human Rights and Political Development, 1991-2009 は、エリトリア司法制度の枠組みを示している。

”「エリトリアは原則として三つの裁判制度があるが、それぞれの権限についてはその時点では不透明であった。民事裁判（三つの段階があり、地域とシャーリア法裁判を含む）、軍事裁判（二つの段階）、特別法廷。さらに、政治犯に対する裁判外の制度が平行機密制度として存在しており、それはどの法律や大統領令にも規定されていない。[92] (p40)

「エリトリアの民事裁判制度には三つの段階の権限管轄がある。地域裁判所制度は 2001 年に上級裁判所の抑圧を緩和させるために設立された。それは単独審制で、選出された裁判官は、およそ 7300 米ドル（110000Nafka）以下を伴うような裁判に関する些細な法律違反を審判する。選出された裁判官は正式な法律訓練を受けておらず、彼らは管轄地域の伝統的な習慣法を基に判断を下す。しかし、報告によると犯罪法でうたわれている治安判事は、地域裁判所レベルの犯罪審理も行われている。地域裁判所で審理された判決は、地方（Zoba）裁判所に控訴される。大多数の人々が接する裁判制度は伝統的な地域裁判までにすぎない。より上級の裁判所はエリトリアでは完全に不能で政治的汚職があり、習慣法に基づく村落裁判の重要性が高まりつつある。[92] (p41)

「地方（Zoba）裁判所は、一般的には第一審裁判所である。民事、刑事、シャーリア法廷である。第一審審理は単独審制度で、Zoba 法廷は 3 人の判事が労働局の判決を控訴した雇い主と従業員関係について審理する。シャーリア法廷はイスラム教徒信者のみに個人的な問題の判決を下す。Zoba 法廷で審理されたいづれの判決も該当するそれぞれの上級裁判所に控訴することができる。」[92] (p41)

“「上級裁判所は主として控訴裁判所であるが、殺人、強姦、その他の重罪についての第一審裁判が行われることが圧倒的に多い。民事、刑事と商法、シャーリア法の 3 人の判事から構成される。エリトリアはまた 5 人の判事がおり、最高裁判所の代わりに審理する。同レベルの他の上級裁判所では、上告は最高裁判所の機能と同じように審理され、最後の法廷となる。この法廷の長官は上級裁判所長官で他 4 人の判事は他の上級裁判所の法廷で構成される。上級裁判所の長官は首席裁判官として機能する。[92] (p41)

「文民社会の任務を行うが、元上級軍事職員で正式な法律訓練がない者である。判事は政府の意向でもって任命され、解雇されるが、憲法の要求に関わらず、そのような活動は独立の司法裁判制度委員会の推薦が基礎となっていると思われる。そのような委員会はしかしながら国内に存在しない。」[92] (p41)

「軍事裁判は軍人が犯罪を意図した、あるいは軍人を起訴する際の審理をする。軍事裁判所の裁判官はすべて上級裁判官である。裁判は二つの段階（上級と下級）で構成されている。この二つの段階は当該犯罪が深刻であるかの問題である。どちらの段階も被告には控訴する権利が与えられている。軍事裁判所の上級段階

はエリトリア上級裁判所の一部である。」 [92] (p41)

「特別裁判所は、1990 年代中頃、エリトリア初の公に知られる汚職スキャンダルで EPLF 所有の紅海貿易会社 (Red Sea Trading Corporation) 職員絡みの後始末として、1996 年に Isaias Afwerki 大統領によって設立された。裁判は通常機密に行われた為、特別裁判の設立の法令や法律は存在しなく、訴訟手続きや判例もなかった。」 [92] (p42)

「特別法廷の裁判官は主に大統領に精選され、大統領の執務だけに責任がある上級軍人と EPLF 指揮官である。裁判所への採用は大統領の個人的な連携と忠誠心、軍隊を統括して立証される「強靱性」であろう。裁判の正式な訓練や能力の要求もなく、多数の裁判官はごくわずかの経験、あるいは全く法律訓練を受けたことがない。特別法廷の下で、何人の判事で機能しているかは知られていない。」 [92] (p42)

「特別裁判所は幹部が制御する分離された裁判であり、上級裁判所長官の権限下ではない。司法長官の審議室はどの事件が特別裁判所で審判されるかということを決める。特別裁判所は死刑に相当する犯罪、窃盗、横領、汚職、そして政府による未定義の虐待、政党職員の裁判を行う。特別裁判所はまた行政問題に関して他の裁判所に指令を出す。」

「特別裁判所の下で逮捕された個人は通常機密の場所で隔離監禁され、審理前の拘留に制限期間はない。特別裁判所が決定を下すと、拘留者は公式な刑務所、あるいは国内に散在する公式な収容所キャンプに移送される。特別裁判所の判決は控訴がなく、最終で強制力がある。しかし、稀に大統領官邸に起訴があった場合、特別法廷で再審されることがあると報告されている。」 [92] (p43)

独立

- 10.02 米務省発行の 2009 年人権に関する報告書 The US State Department *Human Rights report for 2009* は次のように述べている。

「法律とまだ施行されていぬ憲法は独立した司法制度を制定している。しかし、司法制度は貧弱で幹部の制御下であった。裁判の汚職は依然として問題であった。裁判手続きは元闘士達の支援者達の影響があり、支援者達自身が判事となるケースが多々あった。幹部が統括する裁判は続き、大統領官邸は市民の陳述を法廷に出す情報機関として機能するか、あるいは市民問題の仲裁者や進行役として機能した。」 [4i] (セクション 1e)

公正な裁判

- 10.03 米務省 2009 年人権に冠する報告書 The US State Department *Human Rights report for 2009* は以下のように述べている。

「裁判制度は訓練された人員の不足、不十分な資金、貧しい設備の為、政府が被告人を迅速で公平な裁判に導くことが困難であった。公判は行われたが、国家安全保障や政治的理由による裁判は公開されなかった。民事裁判所の管理者、被告人、裁判官、弁護士やその他の司法制度に携わる人々が国家奉仕に携わることは司法制度への重要な悪影響となった。政府は弁護士に許可証を発行しておらず、10 年間個人的に実践するものとしている。」 [4i] (セクション 1e)

[Return to contents](#)

[Go to list of sources](#)

11. 逮捕と拘留－法的権利

11.01 米務省 2009 年人権に関する報告書 *The US State Department Human Rights report for 2009* には次のような記述がある。

“「法律は、逮捕後 48 時間以内に拘留者は判事の前に出廷し、犯罪で告訴されることなく 28 日間以上拘束されることがあってはならないとしている。実際当局はそれを大きく上回る長期の拘束をした。法律は「犯罪が進行中」でない限り、警察は調査を指揮し、逮捕前に逮捕状を取得しなければならないとしている。しかし国家の安全保障に関わる問題の場合、この手続きは免除される。実際、大多数の個人が逮捕状なしに逮捕されており、当局は罪の容疑を拘留者にすぐに知らせることなく、しばしば拘留中に容疑を変更されたこともあった。刑務所の勾留者はしばしば弁護士と接触したり、裁判官の前に姿を現わしたりすることができなかった。隔離監禁は大きく普及していたが、警察署での勾留者は通常、法的代理人や家族と接触することができた。 貧困者に関しては、当局が不定期に弁護士を提供した。国家安全保障に関わる犯罪者や死刑に相当する犯罪容疑の者以外は保釈制度があった。」 [4i] (section 1d)

[恣意的な逮捕と拘留参照](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

12. 刑務所の環境

- 12.01 2001 年ヒューマン・ライツ・ウォッチの「ワールドレポート」The Human Rights Watch 2010 World Report は次のように記述している。

「刑務所での拷問、虐待はエリトリアでは通常である。元囚人がヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところによれば、拘留は常に激しい鞭打ちを伴い、しばしば恒久的な肉体的ダメージを与えた。鞭打ちに加え、処罰は軍人により木に吊るされ、太陽の中をねじった姿勢で何時間も、何日も縛られた挙句、頭を溺没させられた。」 [29d] (p2)

「ひどい刑務所の環境はしばしば残酷であり、非人間的で下劣な扱いであるとする。囚人達は様々に知られる、秘密の刑務所施設に拘留された。2008 年 12 月、3 人のジャーナリストを含む 27 人の政治囚が逮捕され、紅海にある Dahlak 諸島に移送され、焼け付くような暑さの中、地下の独房の中に隔離拘禁させられた。2009 年、4 人の囚人が宗教の信仰に「頑固である」として、地下の監房に 5 年間拘禁され、外の光を浴びることはなく、地上に誘導された時は突然の激しい光で目をくらませたと報告されている。ここ何年も同じような報告があり、他の囚人に関しても地下の監房から開放された時の同じような報告がされた。」 [29d] (p2)

- 12.02 2008 年 5 月付、2008 年アムネスティ・インターナショナル The Amnesty International report 2008 の報告の中で、2007 年の事件に関して以下のように述べている。

「拷問は苦痛な絞めつけで知られる”ヘリコプター”が通常の刑罰で宗教的あるいは政治的囚人の尋問方法として使われた。福音書教会の人々は信仰を棄てるよう拷問された。軍の違反者も拷問された。多くは若い人々で、徴兵忌避を試みた者、劣悪な環境や国家奉仕の無期限延長に不満を唱えたりした者である。刑務所の環境は非常に苛酷で惨く、惨く、非人間的で下劣な扱いをされる場所であった。多くの囚人が船用コンテナの中に入れられ、過密状態で不衛生な上、トイレや洗面施設がなく、暑さと寒さが極端に違う中で拘留された。医療ケアはめったに提供されなかった。」 [5a]

- 12.03 米 국무省 2009 年人権に関する報告書 The US State Department Human Rights report for 2009 は以下のように述べている。

「2009 年刑務所の環境は引き続き苛酷な状態が続き、いくつかのケースでは生命の危険が伴った。異常な過密状態は通常であり、報告によれば囚人は地下の監房や船用コンテナに入れられ、空気の換気もほとんどあるかないかで、灼熱状態であったという。報告によれば、船用コンテナと一緒に拘留された人が同時に横たわるスペースはなかったという。その他の囚人はセメントで裏打ちされた燃料庫で拘禁され、わずかな換気もなかったと言う。上限 200 人の囚人がひとつの燃料庫に拘禁され、極端な暑さの為に気を失った人もいた。」

“「いくつかは非公式の刑務所もあった。殆どが大量逮捕や一斉検挙の際に溢れかえる人数を収容するのに使われ、軍事キャンプの中に存在した。報告によると、軍を忌避した人々を拘束する際、一時的に収容された刑務所の状態もまた酷く、生命の危険が伴った。様々な情報源からの主張によれば、そのような収容をされた者は何百人にも上ると言われる。報告によれば、徴兵忌避者は鞭打ちに代表される Wi'a 軍事キャンプに移送されたという。何人かは次の任務を割り当てられるまで 2 年間も勾留されたと言う。アスマラ郊外の収容所では、当局が囚人を

地下のホールに勾留しつづけ、光や空気の換気に触れることはできず、時にはひどく混雑していたと言う。」 [4i] (section 1c)

- 12.04 2009 年フューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵－エリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」The HRW 2009 *Service for Life - State Repression and Indefinite Conscription in Eritrea* では以下のように述べている。

「エリトリアの刑務所に収容されている人数の総数は謎である。国内には計り知れないほどの収容所施設が網羅されており、いくつかは非常によく知られているが、その他は機密であったり、認可されていたり、認可もされていなかったりする。ほとんどの政治囚でなければ、国外逃亡を試み、“違法”な宗教を信仰している人達は酷い状態で隔離監禁され、しばしば地下であったり、あるいは船用コンテナの中であったりした。」 [29e] (p34)

「すべての収容所施設を追跡し続けるのは難しい。なぜならそれぞれの町と管轄区域には収容所が一つあるからである。交番がある場所には必ず拘置施設がある。そしてそれぞれの軍部には独自の刑務所があった。付け加えて、多くの噂では G15 メンバーが勾留されていると考えられている Eiraeiro のような機密施設がある。」 [29e] (p34)

「拷問と通常の罰は別として、エリトリア国内の巨大な刑務所ネットワークは劣悪な状態を強いられる。例えば強制労働や致命的な飢餓で、政府は刑務所施設の状態と勾留されている人々の運命にまったく無関心である。監房での死は一般的である。刑務所の看守はしばしば意気消沈しており、頼み事をされると愕然とする。何人かは囚人と共に逃亡したと報告されている。」 [29e] (p35)

「囚人はほとんどの施設で栄養不足と飢餓について述べた。アスマラの B 監房に 1 日収容された一人の男性は、移送される前、ビスケット一つしか与えられなかったという。ヒューマン・ライツ・ウォッチに語ったところの他の留置者達によれば、暑く、過密状態にいるにも関わらず、一日一杯の水しか与えられなかったと言う。」 [29e] (p37)

「留置者を地下に勾留することはエリトリア政府の典型的な方法であった。自由への開放闘争は地下の掩蔽壕からであり、その中のいくつかはまさに自由の為に闘った人物の監獄となっている。Sawa の地下施設には B 監房の Mai Serwa, Haddis Ma'asker, Aderser, Alla, Dahlak 等、その他の人物である。Sawa キャンプには多数の刑務所があり、それにはいくつか地下監房もある。」 [29e] (p37)

- 12.5 2009 年 8 月発行、Suwera センターの人権に関する報告 The Suwera Centre for Human Rights report 「2008 年エリトリアにおける国家の人権」 *The State of Human Rights in Eritrea 2008* は以下のように付け加える。

“「エリトリアの刑務所内の保険医療施設はなく、とりわけ機密場所にはない。囚人は深刻な病に侵された場合でも医療を受けることができず、多くの死をもたらしたが、それは秘密にされたままだった。囚人は地上で寝かされたり、薄くヤシの葉で織られたマットの上で寝た。多数の人は枕やカバーを使うことを許されず、これが背中、筋肉の病氣と痛みを長期間にわたって患うことになる。」 [22] (p24)

「囚人は一日二回、肉や野菜なしの少量の食事が与えられた。これが囚人を多数の病へと導き、栄養不良の為、組織的に肉体的、精神的な拷問を受け、家族との

面会も拒否された。何人かの囚人は独房に勾留されて状況は更に悪く、どのくらいの期間勾留されるかも聞かされていなかった。」 [22] (p25)

- 12.06 米務省発行の人権に関する報告書 2009The US State Department *Human Rights report for 2009* は次のように述べている。

「2009 年の年、政府は赤十字国際委員会 ICRC や、いかなる人権擁護団体にも刑務所の状態を監視させることを許可しなかった。2009 年の本国帰還を封鎖した以来、政府は ICRC の戦争で抑留されたエチオピア人へのアクセスも拒否した。」

「当局は通常、囚人が家族と面会することを週 3 回許可していたが、国家安全保障に関係する事や国家奉仕を回避した問題で勾留、逮捕、又は有罪判決を下された人物に対しては家族との面会を拒否した。」 [4i] (section 1c)

[恣意的な逮捕と勾留; Children in judicial and penal systems](#) 参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

拘留場所

- 12.07 下のリストはレポートの中で取り上げた収容所の場所をアルファベット順に記したものである。本リストはエリトリアの完全で包括的な収容所リストとは見做されない。

Aderser. 軍事キャンプ／訓練センター。 Sawa キャンプから 25 キロ。
[29e] (p93) (2009 年 4 月出版、ヒューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life report*) .

Adi Abeto. アスマラの主要刑務所。ここは囚人を各地へ移送する中継所として利用されている。アスマラから北東へ 10、15 キロ地点にあり、Keren 通りを外れた場所にある。[29e] (p93)AI の報告によれば、Adi Abeto は 2002 年のマルタ島から帰還した人々の最初の拘留所であったという。女性、子供と兵役年齢を超える 40 歳以上の者達は数週間拘留され、軍の脱走兵は Dahlek Kebir に転送される前に隔離監禁されて拷問を受けた[5c] (p23).

船用コンテナはこの施設では処刑部屋として使われていた。 [5c] (p16) (2004 年 5 月付 AI より抜粋). 2008 年 4 月、Awate の報告によれば、「この 2 階建ての建物は拘束の容器のようなもので、「照会監禁所」である。およそ 500 人の囚人が勾留されており、資産のある人は罰金を払って自由を手に入れることができる。その金銭は通常、大佐や司令官のポケットに納まる。そういった手段を持たない人物は B 棟のような地下房のある刑務所へ移送され、軍人である場合は任務に属する軍隊に照会される。法的審問、警察の扱いや、文書になることはない。 [50a] (2008 年 4 月 7 日 Awate より抜粋)

Adi Keih town prison. AI の報告によれば、この刑務所は徴兵忌避者の第一段階勾留施設になる。 [5h] (2005 年 7 月 28 日付 AI より抜粋)

Adi Quala or Adi Qala. 軍事刑務所。エチオピア国境から 40 キロ北に位置し、Asmara からの主要道路を反れて、Mendefera を通過する場所にある。
[29e] (p93) (2009 年 4 月発行ヒューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴

兵」 *Service for Life* より抜粋)

Agip, Asmara. 国境なき記者団の報告によれば、9人の国家ジャーナリストのうち8人が2006年11月に逮捕されたという。“Capitol”シネマの後ろに位置し、大統領官邸の反対側に位置する。元抑留者が国境なき記者団に語ったところによれば、この複雑な場所は、「警察が抑留者を最終収容所に移送する前に、拷問をする場所」という。 [50s] (p2) (2006年12月3日付のAwateより抜粋)

Alla or Ala. アスマラから40キロの場所に位置し、Dekemhare町の近郊である。 [29e] (p93) (2009年4月発行ヒューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋) 船用コンテナがここでは監房として使われている。 [5c] (p16) (2004年5月AIより抜粋)

Assab Front (aka 'Gimbar'). Assabにある軍事刑務所。 [29e] (p93) (2009年4月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Baharia Naval Base. Massawaの軍事施設。 [29e] (p94) (2009年4月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Barantu. Barantuの民事刑務所 [29e] (p94) (2009年4月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Dahlek Kebir. Dahlak 諸島。最大の防衛民間人刑務所 [29e] (p94) (2009年4月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 Human Rights Watch *Service for Life* より抜粋) 拘置所と刑務所は紅海にあるDahlek 諸島に建てられている。収容人数は800人であり、大きな鉄製板の建物である。 [5c] (p16) (2004年5月更新のAIから抜粋)。マルタ島やリビアからの送還者が抑留される場所と考えられている。 [29c] (HRW 2005)。

Duarwa. アスマラ南部に位置し、AdiQualaに行く道順のAdi Ugriより手前の場所にある。 [29e] (p94) (2009年4月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Eiraeiro, Filfil-Selomuna area north of the Asmara-Massawa road. 政治囚の“機密”刑務所である。 [50m] (2006年8月31日更新Awateより抜粋)。2003年に建築され、G15,G11のEmbatkalaからの政治囚を収容する目的で建てられた。報告ではこの建物は主に5つの区間に分かれており、二つの主な監房と、62の部屋が監房として使用されていた。標準の監房サイズは3×3メートルである。 [50m] (p2)。記事によれば、36人の政治囚がおり、名前は監房の番号によって与えられた。 [50m] (p2,3)。環境は標準で囚人は独居房に鎖で繋がれた。 [50m] (p3-4)。150人の監視員と職員が管理している。監視員は非常に検査され、監視された。 [50m] (p4-5)。

Galaalo military camp. 紅海沿岸。2001年8月、強制労働に従事している途中の徴兵された学生の死亡が報告された。 [5c] (p20) (2004年5月更新のAIより抜粋)

Gedem prison. Massawaの40キロ南に位置する。2004年に強制労働の場所としての申し立てがあり、囚人は海軍基地の建設に従事させられ、400人の囚人が最低限の食料と水しか与えられなく、怪我の際にも医療ケアは施されず、罰とし

ての監禁施設として船用コンテナが異常な気温の中で使われた。 [50f] (2006 年 6 月 16 日更新、Awate の Ehrag セクションより抜粋)

Ghatelay (Ghatielay). 軍事労働キャンプ。アスマラ北西から 40-45 キロの場所にある。Massawa へ辿る、主要道路を外れたところにある。 [29e] (p94) (2009 年 4 月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Haddis Ma'askar. 地下房の設備がある軍事刑務所 [5c] (p16) (2004 年 5 月更新 AI より抜粋)

Halhalas. 準地方刑務所。アスマラより 45 キロの場所にある。特に国境を越えようとした者の収容所 [29e] (p94) (2009 年 4 月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Kambo Ndafurstale. Sanafe 町にある軍事用監獄。 [29e] (p94) (2009 年 4 月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Klima. Assab 近郊 [29e] (p94) (2009 年 4 月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Mai Edaga, Decamhare town. ここでは船用コンテナが刑罰の部屋として利用されていた。 [5c] (p16) (2004 年 5 月更新 AI より抜粋)

Mai Serwa military camp near Asmara. このキャンプは徴兵忌避者の勾留所として利用され、鉄製船用コンテナと地下房が使用された。(2005 年 7 月 28 日更新 AI より抜粋) [5h] (AI, 28 July 2005). 国境なき人権擁護団は Mai Serwa は Keren に位置するとし、初期の質問では 3 階建てほどの高さの地下監房があると答えている。 [68a] (2003 年 7 月 14 日付カナディアン IRBCanadian IRB より抜粋). AI の報告によれば、2005 年 12 月、Rema 教会ゴスペル歌手の Helen Berhane が、Mai Serwa の Asmara 近くの軍事キャンプに勾留され、鉄製船積コンテナの中で極端な暑さと寒さを換気する小さな換気扇があり、洗面やトイレの設備はない。 [5l]. 2005 年 6 月 25 日更新のエリトリアからの報道によれば、Helen Berhane はラジオを聞いていたことにより拘束され、「罰として地下監房に 2 週間、鎖で繋がれた状態で監禁された。」Helen Berhane は 2006 年 10 月に釈放された。 [31g] (エリトリア・リリース 2006 年 11 月更新 Release-Eritrea)[5o] (2006 年 11 月 3 日更新 AI より抜粋); [67b] (2006 年 11 月 3 日更新 CSW より抜粋). 2006 年 11 月 3 日更新の AI からの報告によれば、Berhane は最初アスマラで「足と足先に怪我を負っている」ということで車いすを強いられて入院していた。」 [5o]. 2007 年 10 月 22 日、BBC ニュースの報告によれば、Berhane はデンマークの保護施設に受け入れられたという。 [8n]

Mai Temenei. 地下監房施設の軍事刑務所。 [5c] (p16) (2004 年 5 月更新 AI より抜粋). 2008 年 5 月、このキャンプはエチオピア人女性の拘置所として 2008 年 5 月 21 日 Enda Seal の TB Center へ勾留された。 [50j] (2008 年 5 月 22 日 Awate より抜粋)

Metkelabet. Massawa と Asmara の間に位置する。軍事刑務所で 32 部に属する。 [29e] (p94) (2009 年 4 月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋).

Meiter. Awate が 2008 年 7 月 10 日 Meiter を述べたところによれば、「全ての刑務所の中で、Meiter が今まで一番近づき難い場所である。」Meiter に連れて行かれた者は、一度も親戚と面会したり、釈放された者はいない。これまでのところ一番町から近いが、一人で行くことを許可されたとしても乾燥しすぎていて、乾きで死ぬのではないかという恐れを抱いて帰って来るだろう。これらの帰還者はもしほんの少し家族と会えたとしても、期限にはその場所へ連れて行かれる。PFDJ はどの手段を使ってもリビアやエジプトにまだ残って滞在している者が帰って来るまで公には隠そうとするだろう。全ての者が帰還した後、Meiter は満員になるだろう。 [50i] (2008 年 7 月 10 日 Awate より抜粋). Meiter はまた 2008 年 1 月更新の Awate の報告書に言及された。 [50i] (2008 年 1 月 3 日 Awate より抜粋)

Nakhura Island. Dahlak 複合体刑務所の一部。最大のセキュリティ。
[29e] (p95) (2009 年 4 月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Prima 1 +2. 軍事刑務所 [29e] (p95) (2009 年 4 月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」 *Service for Life* より抜粋)

Sawa Military Training Camp. Sawa 河沿いにあり、エリトリア遥か西側の Sudan との国境近くにある。Sebderat と Hawashayt との中間 10 キロ南に位置する。 [29e] (p95) (Human Rights Watch *Service for Life* report, April 2009). この複合体は刑務所キャンプの 6 部隊に含まれ、主要キャンプの右側丘の上に仮設の兵舎が建てられている。Awate による元囚人の証言を再現すれば「Sawa 刑務所は全体がブリキで造られている」故に、夜はひどく暑いか寒い。ここは 12 の兵舎区域から構成されている。栄養不良、不衛生、医療ケアの欠如が報告されており、高い感染率と病気が貧困生活環境と重なり合っている。
[50g] (2006 年 4 月 25 日更新AwateのEhragセクションから抜粋)。2000 年と 2004 年のSawaの写真はエリトリア若年学生国家連盟 National Union of Eritrean Youth Students (NUEYS) に掲載されている。 <http://www.denden.com/NUEYS/>.

Sembel prison. アスマラに位置する。公式に政治囚の為の刑務所として建てられた。 [5c] (p16) (2004 年 5 月更新 AI より抜粋)

Tehadasso. 軍事刑務所 この施設で船積みコンテナは刑罰の施設として使われた。 [5c] (p16) (2004 年 5 月 AI より抜粋)

Tessenei. 「更生復帰センター」として格付けされており、軍事刑務所である。 [5c] (p18) (2004 年 5 月 AI より抜粋)

“Tract B”. アスマラに位置する。軍事刑務所。アスマラ空港の近くの元米国の貯蔵庫を包括する。 [5c] (p16) (2004 年 5 月更新の AI より抜粋). 2002 年後半、何人かのマルタ島から帰還した EPLF 退役軍人が Adi Abeto で隔離された後、TractB 刑務所に移送された。 [5c] (p23) (2004 年 5 月更新 AI より抜粋)

Tsererat. アスマラに位置する、軍事刑務所。「主に EPLF の退役軍人向け。地下の監房に拘禁された。」 [5c] (p16) (2004 年 5 月更新の AI より抜粋)

Wengel Mermera (Wenjel Mirmera). 情報筋によれば、ここがアスマラの一斉逮捕の際に拘置される場所だと言う。リリース・エリトリア Release Eritria によれ

ば、「アスマラの地下牢のような場所で、多数の著名エリトリア政府囚人もここに投獄されているとされる。」[31c] (2005 年 6 月 25 日更新リリース・エリトリアより抜粋)。2004 年 5 月更新の AI によれば、アスマラの第 2 警察署の中にある特別警備部だとする。[5c] (p16) (2004 年 5 月 AI より抜粋) 2006 年 4 月更新のコンパス・ダイレクト Compass Direct によれば、70 人のイスラム教徒が新しい法学者の導入を抗議し、Wengel Mermera の独房の中に拘禁された。[47a] (2006 年 7 月更新 Compass Direct より抜粋)

Wi'ya/W'ia/Wieh. 軍事キャンプセンター。紅海沿岸に位置し、Massawa から南東 40 キロ。Assab への道路から反れたところにある。[29e] (p95) (Human Rights Watch *Service for Life* report, April 2009). この辺の地域の気温はしばしば摂氏 40 度を超える。120 名の男性が 2005 年 5 月 28 日の Mesere/Full ゴスペル結婚式で逮捕され、Wi'a に拘禁されていると報告されている。[46] (p2). 2005 年 6 月 10 日に大勢の人が逃亡を試み、当局は 161 人の若者を射殺した。[4f] (section 1a) (2005 年 USSD の報告による)。2007 年の 7 月と 8 月、暑い季節に 16 人が高温で死亡し、何十人もが入院した。[50p] (2007 年 10 月 3 日更新 Awate より抜粋)。

2007 年 10 月 3 日の Awate からの報告によれば、拘禁された先生達の為の特別収容所があるという。以下に詳細を付け加える。

「Wia には一つ収容所があるわけではない。数箇所の収容所で構成されており、一つ拘置所としてだけ利用される場所もある。Wia にいる指揮官は次のような人達も含める。Jemal 中佐, Weddi Haile 中佐と Ramadan 大佐。ここは不当な法律に対抗する二つの大きなエリトリア人団体を拘禁している。兵役徴集忌避者と、脱走兵と禁止された教会のメンバーである。[50p]

2009 年 4 月ヒューマン・ライツ・ウォッチ報告書の Annex も参照
(2009 年 4 月発行ニューマン・ライツ・ウォッチ報告書「一生の徴兵」*Service for Life* より抜粋)

http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/eritrea0409web_0.pdf

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

13. 死刑

13.1 死刑に関して、アムネスティ・インターナショナルの 2010 年 3 月発行「死刑宣告と処刑 2009」はエリトリアを次のように分類する。

「死刑を殺人などの通常の犯罪に適用しているが、実際にはこの 10 年間施行していない為、政策や実行を伴わない廃止論者と考えられるであろう。[5n]. 2005 年 12 月更新、ロンドンのウェストミンスター大学にある死刑研究センターの事実ファイルでは、エリトリアで死刑に相当する犯罪は殺人で国家安全保障の脅威の行為である。故に、処刑は法律的に銃殺隊あるいは首吊りの方法で履行されていると記述している。[64]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

14. 政治的所属

- 14.01 憲法はすべての市民が政治的目的による組織を組む権利があるとする。[2]。しかし、米務省発行の人権に関する報告書 2009 年 *Human Rights report for 2009* では次のような記述がある。「政府は PFDJ 以外のいかなる政治党派の結成も許可しない。さらに、結社や個人組織の結成も禁ずる。」 [4i] (section 2b)

政治的表現の自由

- 14.02 米務省発行の人権に関する報告書 2009 *The US State Department Human Rights report for 2009* は次のように記載する。「法律と、未だ導入されていない憲法は政府を平和的に変える権利を規定している。しかし、実際の市民はこの権利を行使する許可を与えられてはいない。」 [4i] (section 3)

集会と結社の自由

- 14.03 米務省発行の 2009 年人権に関する報告書 *The US State Department Human Rights report for 2009* は次のように記述する。「法律と、未だ導入されていない憲法は集会と結社の自由を規定する。」しかし、政府はどちらも許可しなかった。3 人以上の集会がある場合に、政府は許可証を取得するよう要求した。しかし、時々しか要求しなかった。[4i] (セクション 2b)

反対派グループと政治活動家

- 14.04 国務省発行の 2009 年人権に関する報告書 *The US State Department Human Rights report for 2009* では次のような報告がある。

「政治囚に関して確実な報告はない。しかしながら、2001 年初め、数百人の個人が政治的理由により拘禁された。多くが政治的反体制者との繋がりがあるか、あるいは政府の行動に批判的な意見を述べたと考えられる。これらほとんどの勾留者は裁判で審理されることもなく、弁護士に相談することもできなかった。ICRC はこの勾留者達を訪問する承認はされておらず、彼らの状態や拘置所の状態を知ることもできなかった。」 [4i] (section 1e)

- 14.05 2006 年 8 月 31 日発行の Awate による報告「G15 の不透明で悲惨な結末」には 2006 年までの政治囚の情報を記載している。本報告では Asmara と Massawa の中間地点に位置する Eiraeiro の刑務所複合体について語られており、2003 年 6 月に完成した。これら政治囚の家についても記載されている。2003 年以前まで、この G15/G11 団体は旧エチオピア時代の海軍施設 Embatkala に拘禁されていた。G15/G11 団体は他の囚人たちと一緒に記載され Eiraeiro に拘禁されており、36 人の政治囚の団体を創設していた。その囚人の中で G15 の団体は Eiraeiro に移送される前に 9 人が死んだと言われている。この記事によれば、食物、衣服、および衛生は最小限であった。囚人は独居監禁され、鎖でつながれて、完全なる隔離監禁であったという。2006 年に少し緩和されたことがあった。[50m]

See [Annex C Prominent people](#) – G15/G11 political prisoners

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

反対派グループの国外追放

- 14.06 国連難民高等弁務官 2009 年 4 月発行「エリトリアからの亡命希望者に関する国際保護が必要な難民該当性ガイドラインは以下のように述べている。

「このまだ導入されていないエリトリア憲法はすべての市民が政治的目的の為に組織を構成してもいいと保障する。しかし、1993 年の国民人気投票により権力を獲得した民主正義人民戦線（PFDJ）が唯一の承認された政治政党である。結果的に反対派グループは国から除外され、2004 年後半からは国外へ亡命して活動している。」 [18c] (p20)

- 14.07 2010 年 5 月 27 日発行の CIA World Factbook のエリトリアに関するセクションは反対派グループの名前のリストを記載している。

「エリトリア民主党(EDP) [HAGOS, Mesfin]; エリトリア・イスラム聖教徒あるいは EIJ（これにはエリトリア・イスラム聖教徒運動、あるいは EIJM や Abu Shihel 運動と呼ばれる運動も含む）; エリトリア・イスラム救済あるいは EIS と呼ばれる(Arafa 運動とも知られる);エリトリア解放戦線または ELF と呼ばれる [ABDULLAH Muhammed]; エリトリア国家連盟または ENA と呼ばれる (EIJ,EIS,ELF と多数の ELF 党派を含む連盟。) [HERUY Tedla Biru]; エリトリア公共フォーラムあるいは EPF と呼ばれる。 [ARADOM lyob]」 [28]

- 14.08 国連難民高等弁務官（UNHCR）発行の報告書「エリトリアからの亡命希望者に関する国際保護が必要な難民該当性ガイドラインの中で以下のように付け加えた。

「ほとんどがエチオピアやスーダンを拠点としてしている外国にいる反対派グループは大きく二つの連盟に分かれている。名前を挙げると、(□)民主党—二つの古い政党（エリトリア解放戦線（ELF）とエリトリア解放戦線—改革評議会（ELF-RC）ELF からの分離派）；と (□) エリトリア国家連盟（ENA）いくつかの多様な反対派グループを傘下に持つ組織。これらのグループのいくつかはラジオやテレビの衛星でエリトリアに放送され、エリトリア政府の大きく批判した活発なウェブサイトを持している。 [18c] (p20-21)

- 14.09 2005 年 9 月付、合衆国議会図書館の連邦調査課はエリトリアに関する概略について、エリトリア国家連盟について述べ、以下のように付け加える。

「エリトリア国家連盟 (ENA) は 3000 人の強力組織で 10 の反対派グループによって構成されている。本連盟は 1999 年に Khartoum で設立され、エリトリアが支持するスーダン人反体制グループの国家民主連盟に報復する試みでスーダンによって設立されたものである。次に挙げるグループが ENA に属する。：エリトリア解放戦線、エリトリア人民会議、エリトリア・イスラム救済運動、エリトリア解放戦線—改革評議会、エリトリア解放戦線—国家評議会、エリトリア人民民主開放戦線、エリトリア改革民主戦線、Kunama/Eritrea 開放民主運動、エリトリア民主対抗運動 Gash-Seit,そしてエリトリア先導団体である。」 [79] (p16)

- 14.10 2006 年 Awate による Gedab ニュースの報告によれば、エリトリア政府の他国家との関係が変化したことにより、亡命中の反対派政党が影響を受けた。スーダン政府は 2006 年 6 月にエリトリア反対派組織が Khartoum で議会を開催する許可を取り消したという。 [50w]

14.11 2006 年 11 月 26 日更新 Awate の記事は以下のように述べている。

“「エリトリア・スーダン国交正常化で数日後、エリトリア政権は軍事基地がある反対派軍事勢力についての情報を与えられ、スーダンの東方にある反対派活動家の事や、特に難民キャンプとスーダン政府によるエリトリア反対勢力に与えられた援助のタイプに關しての情報を与えられた。

“「それ以来、スーダンにおけるエリトリア反対派グループの出幕は益々制限されていっている。 [sic]. スーダンは当初長期間にわたる議会を開催することを拒否した。数ヶ月後、強力反対派ラジオの Al Sharq が Kassala 中継で Khartoum から報道したが、封鎖された。 [50r] (p2)

14.12 2008 年 6 月 1 日付 A Sudan Tribune の報告では以下のように述べている。

「スーダンはエリトリア反対派の活動を何年も支持してきたが、禁止した。この動きは Asmara と Khartoum の良好関係を示している。

“「スーダン政府は公式に Khartoum におけるエリトリア反対派代表達（？）Asmara 政府への反対派政治活動を止め、会場を閉鎖するよう勧告した。

“「アフリカの角のイスラム派運動組織の情報が豊富な Islam Today のウェブサイトによると、スーダン政府はエリトリア人のグループに対し、スーダン政府の安全保障部隊から授けられた家と車を明け渡すよう命令した。」 [62b]

14.13 2008 年 6 月 9 日の Dehai 記事は、スーダン政府がエリトリア反対派グループの活動を禁止する発令をした後、エリトリア 13 の反体制派グループとスーダン当局がし闘争したと伝えた。 [11b]

14.14 2007 年 2 月 15 日付 Awate の記事によれば、“EDA が議会を開催する”とし、エリトリア民主連盟 (EDA)がエチオピアの Addis Ababa で 2007 年 2 月 15 日議会を開催することが許可されたと伝えた。[50t]. 2007 年 12 月までの Awate による報告では、EDA が効果的に二つの政治キャンプに別れ、国家問題が少数民族グループ代表の興味かに分割したと報じた。[50aa]

See [Annex B 政治組織](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

15. 言論・報道の自由

概観

- 15.01 T 米務省 2009 年人権に関する報告書はエリトリアの言論と報道の自由について概観を示している。

「法律とまだ導入されていない憲法は言論と報道の自由を規定している。しかし、政府は実際これらの権利を厳しく制限した。市民は政府を公あるいは個人的にも批判する権利はなく、そのようなことをすれば逮捕あるいは拘束された。個人運営の報道機関は依然禁止されたままであり、ほとんどの独立ジャーナリストは拘禁されるかあるいは国外逃亡をし、これは効果的にいかなる公衆も政府のメディア批判も回避した。全てのジャーナリストは報復への脅威から自己検閲を実施した。

「政府の職員や政策を批判する者を政府は妨害し、報復する処置を取った。2009 年の年、公共に貧困について不満を述べた者が逮捕された。政府は国内、海外の集会を監視し、言論の自由を禁止し続けた。2009 年 10 月のロイターとのインタビューでは、大統領はエリトリア国内での独立系メディアの運営を許可しないと発言した。」 [4i] (セクション 2a)

報道と出版の制限

- 15.02 エリトリアの報道と出版について米務省、2009 年人権に関する報告書は the US State Department *Human Rights report for 2009* 以下のように述べる。

「政府は三つの新聞社、三つのラジオ報道局、二つのテレビ報道局を含む住めてのメディアを制御した。法律はいかなる報道機関やメディアの個人的な所有を許可していない。外国刊行物も禁止されたが、個人が衛星放送の機器を買って国外放送局の報道を視聴することは許された。宗教団体や国際組織が配布する刊行物に関しても、配布前には承認を受けなければならず、宗教的報道機関が政府の政策や政治にコメントする権利を継続して制限した。報道法は禁止された刊行物からの複写を禁じた。外交機関に対し、政府報道機関が発行する前に全ての報道の公開内容を提出し、承認を受けなければならないとしている。

「2008 年とはことなり、政府は外国報道機関を代表して、エリトリア国内で一人のレポーター（ロイター）だけを許可した。しかし、政府はそのレポーターが首都から離れて移動することを許可しなかった。2008 年 2 月、政府は Agence-France Presse (AFP) 通信に対し管轄的な妨害を加え、結果的に出国が強制された。AFP はそれ以来入国を許可されていない。大統領は時にインタビューを受ける目的で外国報道機関を招く。 [4i] (section 2a)

- 15.03 殆どの情報筋が 2001 年 9 月 18 日に起きた画期的な瞬間である出来事の政府がジャーナリストを逮捕し、独立系新聞を封鎖したことを報道した。 [30] (2005 年 9 月版 CPJ より抜粋); [5d] (2002 年 9 月の AI より抜粋), [17b] (2008 年 RWB より抜粋)
- 15.4 2009 年 5 月出版「国境なき記者団 2009 ワールド・レポート」 *Reporters without Borders 2009 World Report* は以下のように付け加える。

「独立の日以来、権威主義者の Issaias Afeworki 大統領により率いられている

エリトリアは最後の国境なき記者団の世界自由報道機関インデックスの一番下に位置されている。この国は 2001 年 9 月の悲惨な一斉大挙以来、外国から切り離され、少なくとも 4 人が刑務所で死亡し、知らされることなく忘れ去られ、状況は悪くなる一方である。

「エリトリアの公共メディアは何もしないが、政権の戦闘相手や国粋主義者の会話を中継し、そこから乖離することは許されない。他の仲間の市民のように毎月国外逃亡するように、公共メディアで働く多数のジャーナリストが政府によって言論の自由を奪われることに我慢できず、国外逃亡する。殆どの人達が国境監視員により、その場の射殺を命令された危険があるのを承知で歩いて逃亡する。」

[17a]

- 15.05 2010 年 5 月 11 日更新の BBC エリトリア特集は国家報道機関を次のように挙げている。「Hadas Eritrea（週 3 日発行）；エリトリア・プロフィール（英字週刊紙）；Tigirta（若者政党週刊紙）と Geled（若者週刊紙）；Eri-TV（国営テレビ放送）；Dimtsi Hafash エリトリアの大衆の声（二つのラジオネットワーク）；Radio Zara(FM ネットワーク)；と Erina（エリトリア報道通信社） [8a]
- 15.06 2006 年 2 月付 Eritrean Media Guide(EMG)の情報源 [73]と 2010 年 5 月版 BBC エリトリア特集[8a] では、国家の公式な報道機関からエリトリア国外で活動する非公式あるいは反体制派報道機関にわたる広範囲なリストをあげた。特筆すべきは離散したウェブサイト Dehai.com で EMG により新政府派としてとりあげられ、[73] このサイトの学術記事の題名である「離散、サイバー空間と政治的創造：エリトリア離散オンライン」（2006）はエリトリアが支持されてきている方法、その活用についてと、離散先のリンク、今まさに形成されようとしている国家をどう形作ってきているかということについて追っている。 [77]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

インターネット使用の制限

- 15.07 インターネット使用について、米務省 2009 年人権に関する報告書 US State Department *Human Rights report for 2009* では以下のように述べている。

「インターネットの使用について公的な制限はない。しかし、政府はインターネットのやりとりを監視した。政府は電子メールを法律で定められた令状なしに監視した。全てのインターネットサービスの利用者は政府が直接運営するか PFDJ 上級党員を介した三つのプロバイダ・サービスのうちの一つを使用することが要求された。」

「政府はまた反政府のウェブ・サイトとその開発者を破壊活動家として標示し続け、市民がそれらのサイトに近づくことのないようにした。多数の市民はそういったサイトを閲覧することで政府から逮捕されるのではないかと危惧した。」

「2008 年の国際電気通信連盟によれば、およそ 1.8 パーセントの居住者がインターネットを使っているとする。」 [4i] (section 2a)

- 15.08 2008 年 12 月、Assenna の報告によれば、2008 年 12 月 26 日に離散反体制派ウェブサイト閲覧していた 3 人の若者が治安部隊に逮捕された。その若者の逮捕の後、アスマラにあるインターネットサービスプロバイダ業者は当局から、市民の離散反体制派運営のウェブサイト閲覧を許可しないよう警告された。報告書が更に付け加えるにはエリトリア政府は独立情報機関や海外の反体制ウェブサイトがエリトリアの発展状況等の情報を流すことを心配しており、表現の自由を更に抑圧していく対策をとってきた。[16a]

ジャーナリストの扱い

- 15.9 2005 年 9 月 16 日付ジャーナリスト保護委員会 (CPJ) の報告書で、2001 年 9 月に拘禁された 15 人のジャーナリストが未だ無期限に、機密で、告訴なくして、家族や弁護士と面会することもないままにいるという。本報告書は拘禁されている人物の名前をあげている。(AnnexC 参照) CPJ が作成した本報告書には、2001 年の弾圧前に逮捕され、未だ自由を奪われている 3 人のジャーナリストの名前が追加されており、二人は兵役を延長されたと言われている。2002 年に逮捕された二人のジャーナリストも未だ機密の獄中にある。[30]. 2008 年 2 月に RWB が報告したところによれば、これらのジャーナリストにその後何が起こったのかはまだ知らされていないが、またもや「2006 年に外国へ亡命した刑務所警備員によれば、2001 年に逮捕された少なくとも 3 人のジャーナリスト 2005 年から 2006 年の間に死亡していると明かした。そして 2007 年の 1 月 11 日、"Joshua"と知られる Fessehayle Yohannes という、国の知的生活として最も有名な人物が国の北東にあるもっとも有名な著名人を収容する Eiraeiro で、おそろしい刑務所の状態の為に死亡したと明かした。」 [17b]
- 15.10 2008 年の RWB 年次報告書には外国報道陣について以下のように付け加えられている。

「ごく少数の外国報道陣だけが直接、わずかな反論でも労働許可証の中断を辞さないとする情報大臣の Ali Abdu に説明する責任がある。インタビューする者は即投獄の危険を伴う。エリトリアに渡航を希望するジャーナリストは何ヶ月も待たなければならず、自分たちの国にあるエリトリア在外大使館により、企画されているレポートが政府に好まれるものかどうかという確認をとらなければならない。」

市民、政治の自由が悲惨であるといったようなことを記事に書く人物は追放されるのである。」 [17b]

15.10 2009 年 3 月、「国境なき記者団」は以下のように報告した。

「2009 年 2 月 22 日、エリトリア政府は教育相がスポンサーする首都の中心部にあり、教育番組を放送する小さなラジオ局 Radio Bana の建物を襲撃するよう命令を出した。全職員のおよそ 50 人が逮捕され、説明なく、市の境界にある Dobozito 収容センターへ連れて行かれた。その中には有名な俳優であり劇作家である Bereket Misghina で通称 Wedi Misghina と、ジャーナリストでありエッセイストの Yirgalem Asfha と、Zemen 新聞の元芸術批評家、教師の Basilios Zemo で通称 Wedi Zemo、若い教師の Senait Habtu がラジオ局の政策スタジオで働いていた。未確認の報告では、彼らはアスマラから北西にある、Keren へ向かう途中の Adi Abeito 軍事刑務所に移送されたと示唆される。 [17c]

15.12 2010 年 5 月 12 日、「国境なき記者団」は以下のように報告した。

「World Press Freedom Day（世界報道の自由の日）は 2010 年 5 月 3 日を祝い、エリトリアが世界で一番ジャーナリストにとって最悪な国で、およそ 30 人が現在も非人道的な状態で隔離監禁されており、今もなお逮捕者が出る状態で、2010 年 3 月の最終週には国で最も有名なジャーナリストの一人である Saida Abdulhai が逮捕された。」

「Eyob Bahta Habtemariam という男性は悪名高いエリトリアの北東で紅海の北方砂漠にある Eiraeiro 刑務所キャンプの警備員だとの確かな主張があるが、2010 年 4 月の先月、国外を逃亡してエチオピア近隣に避難したと言う。

「彼によれば、スウェーデンとエリトリアの二重市民権を持つジャーナリスト Dawit Isaac は 2001 年に逮捕され、Eiraeiro にいる。 Dawit は 12 四方メートルの窓のない独房におり、肉体的、精神的に酷い状態にあるという。」

「現在は閉鎖されている日刊紙 Setit の設立者 Dawit の居場所に関する確かな最初の陳述が刑務所警備員によって明らかになった。Dawit は逮捕以来様々な場所をいくつか移送されているという。2009 年のある日、当局は Dawit をアスマラにある空軍病院に連れて行った。彼はまた 2009 年に二度、アスマラの Kedeste Mariam(St.Mary)病院の精神医療科に行くことを許可された。」

「2001 年 9 月の一斉大挙で逮捕されたジャーナリストの少なくとも三人が Eiraeiro に拘禁されている。個人運営の週刊紙 Zemen のエディター Amanuel Asrat は囚人番号 25 番、フリーランスのジャーナリスト Seyoum Tsehaye は囚人番号 10 番、そして新聞紙 Meqaleh の副編集長で共同設立者の Dawit Habtemichael は囚人番号 12 番である。」 [17d]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

16. 人権団体・組織・活動家

- 16.01 2010 年 5 月出版のフリーダム・ハウス「世界の自由報告書 2010 年 *Freedom in the World 2010* : エリトリア」では以下のように述べている。

「政府は市民社会に敵対的な態度を示し続けている。独立系非政府組織 (NGO) は許可されず、人権擁護者達の正当な役割は認められていない。2005 年エリトリアは全ての NGO の運営を規制し、政府が目標とする基準の財源を満たすこと、輸入品には税金を支払うこと、3 ヶ月に一度はプロジェクトの提出を行い、許可証を毎年更新することを法律で規定した。」 [36]

- 16.02 米 국무省発行の人権に関する報告書 2009 年 *The US State Department Human Rights report for 2009* では以下のような記述がある。

「2009 年は国内の人権擁護団体に活動は認めず、4 つの国際的人道主義 NGO (オックスファム、ルーテル世界連盟、カトリック救済サービス、ノルウェー教会援助) を認めた。政府は彼らの活動を干渉し、活動を制限した。カトリック救済サービスは 2009 年の年、政府の規定に沿わないと通告を受けた後、事務所の閉鎖を開始する段階に入った。」

“「政府は三つの与党と連携した国内権利組織 NGO を許可した。三つとはエリトリア市民の平和、エリトリア障害者戦士委員会、エリトリアの展望の三つが 2009 年の運営を許可された。全ての NGO は労働と人間福祉省に登録することが要求されたが、国際 NGO は 3 千万 Nafka(2 百万ドル)を地元の銀行に預金しておくよう要求された。多数の組織が政府の登録に失敗し、出国することを要求された。

「2008 年国際 NGO の (治療とオランダ教会連盟救助) CARE and Dutch Interchurch Aid が妨害と政府からの嫌がらせを言及して運営を閉鎖し、出国した。2006 年政府は 5 つの NGO (Mercy Corps, ACCORD, Samaritan's Purse, International Rescue Committee, Concern) に対して活動を封鎖し、出国するよう要求し、彼らは要求どおりにした。

「それまでの年、政府は ICRC にのみ効果的な運営を許可しており、ICRC の運営を帰還に制限してはいたが、エチオピアとの紛争で追われたおよそ 500 家族の避難場所を提供したり、エチオピア人が拘禁されている刑務所や拘置所を訪問したり、IDPs を援助する提供をしたりという運営である。しかしながら、2009 年の間、政府は厳しく ICRC の運営を制限し、エチオピア人がエチオピアへ帰還することを妨害し、紛争で監禁されたエチオピア人囚人達の状況を監視することを妨害した。[4i] (section 5)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

17. 汚職

17.01 米 국무省 2009 年人権に関する報告書では以下のことを述べている。

「法律は公職の汚職に刑事罰を規定していない。しかしながら、政府はしばしば多数の個人を逮捕し、非公式に汚職で告訴した。このような汚職で告訴された人物は一度も法廷で審理されたことはない。World Bank の 2008 年管理指標には汚職の問題が反映されている。

「行政府の中に些細な汚職が起こることが報告されており、そのほとんどが家族繋がりが原因となっている。司法の汚職は問題であった。軍幹部の間で不法貿易、家の充当、闇市場でのディーゼルやセメントの売買の疑惑があった。不正はパスポートのオフィスでも充満しており、個人の出国ビザやパスポートは賄賂を支払うよう要求された。

「公職の職員は財政開示法が適用されなかった。そして政府の汚職に対抗して戦う責任を持つ政府機関はなかった。」 [4i] (section 4)

17.2 2009 年 11 月出版、Transparency International の指標である汚職感度インデックス Corruption Perceptions Index (CPI) では、180 カ国のうちエリトリアを 126 番目に汚職のある国だと位置づけ、2.6 の点数が付けられた。(ソマリアは 2009 年 CPI の汚職感度について 180 番目の最悪に位置づけられた。) CPI は汚職の定義として公共のオフィスを個人の利益の為に濫用することと定義し、不正がその国の公職員や政治家達の中で存在すると知覚される程度を測定したものである。CPI は複数の専門家の世論調査を使用する複合指数である。CPI の点数は 10 (低い汚職程度) から 0 (高い汚職程度) で付けられる。 [44]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

18. 宗教の自由

概観

- 18.1 エリトリア人口の宗教構成について、米 국무省 2009 年国際宗教の自由報告書 *2009 International Religious Freedom* は以下のように述べている。

「信頼性のある統計はないが、およそ 50 パーセントがスンニ派イスラム教徒、30 パーセントが正教会のクリスチャン、13 パーセントがローマ・カトリックだと見積もっている。人口の 5 パーセント以下の団体はプロテスタント、セブン巢デー・アドベンチスト教会、エホバの証人、仏教、ヒンズー教、バハイ教である。およそ 2 パーセントの人口が伝統的な土着の宗教を信仰しているとする。

[4g] (p1)

- 18.2 米 국무省発行の 2009 年米 국무省 2009 年国際宗教の自由報告書 *2009 International Religious Freedom* は更に以下のように付け加える。

「1997 年の国民議会によって批准された憲法は宗教の自由を規定する。しかし、政府は憲法を未だ導入していない。政府は宗教団体に対して登録をするよう要請しているが、2002 年以降、国の主たる 4 つの宗教団体であるエリトリア正教会、エリトリア福音書（ルター派）教会、イスラム教徒、とローマ・カトリック教会を除く宗教団体以外認められていない。

「政府の宗教の自由の記録は粗末なものである。政府は何千もの非承認宗教団体のメンバーを妨害し、拘禁し続けた。主要 4 つの承認済みの団体においては多大なる力で制御した。政府は登録要件を満たす宗教団体を承認せず、宗教会合の際には人々を逮捕した。そのような信心深い勾留者を過酷な状態で長期間、法の適正な手続きなしに勾留した。信仰の強制撤回と信心深い勾留者への拷問は引き続き行われるであろう。」

「市民は通常宗教の儀式に関してお互い許容性があったが、エホバの証人とペンテコステ派グループに対しての社会の態度は違った。人々の中には要求された兵役に服さないことを忠誠心がない証拠だとし、エホバの証人のような宗教団体への妨害を助長した。」 **[4g] (p1)**

- 18.03 その他には二つの主要キリスト教団体がある。ローマ・カトリック教会と福音書教会（ルター派）であり、これらは政府により認可されている。**[1] (Europa World からの抜粋)**; この認可されたキリスト教宗派以外は他のキリスト教団体であり、少数派非キリスト教団体で認可されておらず、政府から許容されていない。**[4g] (p1)** (2009 年米 국무省 IRF 報告書より抜粋)

- 18.04 米 국무省発行の 2009 年米 국무省 2009 年国際宗教の自由報告書 *2009 International Religious Freedom* は以下のように追記した。

「2002 年の政府全ての宗教団体は登録せねばならず、さもなければ全ての宗教的活動を封鎖するとの発令し、公式に認められていない 4 つの宗教団体は強制的に封鎖された。いくつかの地元当局は登録されていない宗教が家や賃貸したスペースで崇拝することを許可したが、その他の団体には集会することを一切認めなかった。政府は家を基盤とする崇拝を妨害し続け、家での崇拝集会を主催した人物は逮捕され、特に 5 人以上を超える人数の集会の場合は逮捕された。**[4g] (p2)**

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

逮捕と勾留

- 18.05 2009 年ヒューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」の報告書は以下のように語っている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチは 13 人の福音主義キリスト教徒避難民にインタビューし、全ての避難民が投獄されており、何人かは信仰のために拷問されている人である。福音書キリスト教徒で信仰を崇拝したい人は内密にしなければならない。そういった場合でも彼らは政府の虐待からは安全ではない。2006 年から 2007 年の間、アスマラと Tesseney, Senafe において、個人の家で集会儀式を行ったキリスト教徒がいた。おそらく情報を密告者から伝えられ、警察や軍隊は集会を妨害してその場にいた人達を逮捕した。40 年以上ペンテコスタ派キリスト教徒の女性である一人は、そのような密告者への恐れから、いつも異なる人と異なる場所へ、異なる時間に連れて行かれて祈りを行ったという。[29e] (p60)

「2007 年 6 月、全世界キリスト教連盟 (CSW)によれば、2000 人以上のキリスト教徒がエリトリアで拘禁されているという。2008 年後半、CSW は家々を捜索し、アスマラを含むエリトリアの町におおきな逮捕のうねりがあることを報告した。本連盟の報告によれば、2008 年 12 月 12 日までに 100 人の人々が逮捕され、軍用施設に監禁されて、何人かは監禁中に死亡している。Compass Direct によれば、キリスト教の権利組織の見積もりでは 2008 年後半までに 3000 人のキリスト教徒が監禁されたとする。Compass Direct の報告では、3 人のキリスト教徒が 2008 年後半の監禁中に死亡しており、その 6 月にはさらに 8 人が監禁による拷問で医療施設に移送されたとする。」 [29e] (p61)

- 18.06 2009 年 1 月 5 日更新の A Voice of the Martyrs (VOM)ニュース は以下のように述べる。

「2008 年 11 月の後半以降、およそ 100 人のキリスト教徒、男性、女性、子供がエリトリア当局により逮捕されたと VOM のカナダが報告した。その家宅逮捕のうねりは 2008 年 12 月 12 日に首都のアスマラに辿りつくまで、エリトリアの北方都市から南の地域にまで至った。報告によれば、何人かのキリスト教徒は軍事施設に移送され、悲惨に虐待されているとされる。地元の情報源は、未特定の人数が監禁中の怪我でケアを受けることができずに死亡しているだろうとしている。

「エリトリア政府はキリスト教徒を迫害し、しばしば信者を昼間の暑さと夜の暑さの差が激しい鉄製コンテナの中に入れた。およそ 1800 人のエリトリア人キリスト教徒が、その信仰の為に逮捕されていると考えられている。それらの人々は警察や軍事キャンプ、刑務所等のエリトリア国内で知られる 12 箇所で拘禁されており、28 人以上の牧師が拘禁されていると考えられている。

「投獄されたキリスト教徒達は決まって肉体的に殴打され、彼らの信仰を否定される重度の精神的抑圧を受けた。警察や軍事当局は囚人に対し、政府により承認されている 3 つのうちの“公式”キリスト教徒宗派の一つに戻って信

仰するよう要求し続けた。しかしそういった法的に承認された宗派でも、国の歴史的な正教会、カトリック、ルター派教会はここ数年政府から懸念されており、恐喝やさらには投獄までも被っている。[87c]

- 18.07 米国務省発行の 2009 年人権に関する報告書 *Human Rights report for 2009* は以下のように付け加えている。

「2009 年の年間、治安部隊は宗教の信仰を伴った様々な束縛、熱い中への露出、鞭打ち等の肉体的な虐待を与え続けた。多数の勾留者が信仰を否定するようサインを求められ、信仰しないと認めれば釈放されとの報告がある。追従する報告によれば、勾留者がサインしない場合には、親戚が書類にサインするよう求められるという。

「当局は 2009 年、未登録の様々な教会（殆どはプロテスタント）の数百人の信者に対し、勾留、嫌がらせ、虐待を行い続けた。多くは兵役に服していないという理由で軍事刑務所に抑留された。何人かは特定宗教団体に属することを拒否した為に勾留され、何人かの牧師や何十人もの女性も投獄されている。」 [4i] (section 2c)

- 18.08 2009 年 7 月付の Compass Direct News では以下のような報告がある。

「キリスト教徒支援組織の報告によれば、エリトリアでその信仰の為に投獄された一人のキリスト教徒がまたエリトリア当局の医療ケア拒否の為に志望した。」

「情報筋が語るところによれば、オランダを拠点とする Open-Doors の Yemane Kahasay Andom が 7 月 23 日木曜日に Mitire 軍事収容センターで死亡した。43 歳であった。」

「Menderera に所在する Kale-Hiwot 教会のメンバー Andom は機密にキャンプに埋められたという。」

「度重なる拷問の為に Andom は重度のマラリアに罹り、弱っていた。」

「組織が語るところによれば、“彼は継続した肉体的拷問により更に衰弱し、死の 2 週間前には撤回書類にサインしなかったことで地下の独房に入れられたという”“その撤回書類の内容がどのようなものであったかは定かではないが、ほとんどのキリスト教徒の解釈ではそのような書類にサインをすることは自分たちの神への信仰を公然と非難することであります。”」

「Andom は今年、エリトリア北東に所在する Mitire キャンプで死亡した 3 人目のキリスト教徒である。」 [47b]

- 18.9 米国務省発行の 2009 年国際宗教の自由報告書 *2009 International Religious Freedom* は以下のように述べている。

「本報告書の期間、信用筋の報告によれば、当局が未登録の宗教団体のメンバー数百人を告訴なしに勾留したという。何人かは数日あるいはそれに満たない日数で釈放されたが、その他の人物は告訴なしにさらに長期間拘禁され、弁護士の立ち入りもなかった。政府の規制により宗教的な勾留者がどの程度いるのか把握す

ることはいつも難しく、時には釈放も報告されない。しかし、長期間の宗教的な勾留者の人数は増している。本報告の期限末時点では 3000 人以上の未登録団体キリスト教徒が拘禁されているとされる。これらの報告には 40 人の指導者やペンテコスタル派教会の牧師が拘禁されているのを含み、何人かは 3 年以上法的な手続きなしに拘禁されているという。

「前回の報告書期間中に拘留された 300 人のうちの何人が残ったままではいるのかは知られていない。多数の者が国家の兵役義務を完了していないという理由で軍事刑務所に拘留されているが、ほとんどの者は単に未登録宗教団体に属しているという理由だけで拘留されている。多数の者は特定の宗教団体の属さないことで拘留されており、承認されている宗教団体の 4 つのうちのいずれかに入信すれば釈放されると告げられている。何人かの牧師や何十人も女性がそのような投獄をされている。多くの者が自分の信仰を撤回することを拒否し、国中に散在する民生用または軍事用収容所に拘留され続けている。しかしながら、何人かの者は信仰を撤回して釈放された。何人かの抑留者は医療ケアの欠乏の為に死亡したとの報告がある。

「本報告書の報告期間の間、政府は宗教的拘留者用の新しい施設を砂漠の町 Meiter に建設していると報告があった。その刑務所は独立して離れており、訪問者を受け付けずとしている。その刑務所には 150 から 200 人の拘留者がおり、その全ての者が未承認の宗教団体所属あるいは特定宗教団体に属さない人達であると報 [4g] (p3)

18.10 2009 年 12 月、BBC ニュースは以下のように報告した。

「30 人の高齢者女性がエリトリアで祈りを捧げている最中に逮捕されたと、女性達の親戚のうちで米国に在住する一人が BBC に伝えた。

「女性は匿名を希望し、たまたま今週彼女が母親に電話したときにわかったという。」

「この女性達のほとんどは非合法である福音主義者団体に属していた。」 [8r]

[恣意的な逮捕と勾留](#) 参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

イスラム教徒

18.11 2010 年 4 月更新オックスフォード・イスラム研究オンライン Oxford Islamic Studies Online は以下のように述べている。

イスラム教徒エリトリアとの関連は Prophet Muhammad の崇拝者がメッカ迫害の際に Aksumite 帝国へ難を逃れて避難した際の 7 世紀に端を発する。今日、およそ半数の人口がイスラム教徒で、1961 年から 91 年の独立運動の流れを含め、彼らは最近のエリトリア発展の中核を成している。イスラム教はアラブ人の到着の 9 世紀、そして 16 世紀の Imam Ahmed Gran の下で地域に浸透し、宗教として発展した。19 世紀の改革者がイスラム教の習慣を変更し、アスマラに最初のイスラム教の学校と法廷を設立した。 [83]

- 18.12 エリトリアのイスラム教徒はシャリーア法を受け入れ、順守する。2009 年 10 月発行のオスロ・センター・平和と人権の報告書「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991 年から 2009 年の人権と政治発展」は次のように述べている。

「エリトリアのイスラム教徒グループもシャリーア法を順守している。シャリーア法は国内のイスラム教徒地域で認識されており、これは特定の民間、家族法の問題を制御し、民事裁判の中のシャリーア法廷会議室とは別に施行される。エリトリア人のイスラム教徒はスンニ派と圧倒的なスーフィー派である。4 つのうちの 3 つのスンニ派が現在国内に存在している。シャリーア法はまた習慣法と伝統を反映してきており、宗教法の順守はエリトリア人グループによりかなり多様性がある。

エリトリア正教会

- 18.13 2005 年 12 月 7 日の BBC の報告によれば、全世界キリスト教連盟 (CSW) の活動家グループは「許可された」教会がエリトリア政府の抑圧に直面していると声明を発表した。[8k]. その声明で 2004 年から 2005 年の様々な報告を透明化し、Medhane Alem という正教会の中の一団が政府の標的になっていると述べた。

- 18.14 2005 年 6 月 25 日のリリース・エリトリアの報告は Medhane Alem について更に以下のように追記している。

「2004 年 12 月の報告書で正教会牧師が 2004 年 11 月の第 3 週の間に勾留されたとの情報が配布され始め、Futsum Gebrenegus 博士 (エリトリア唯一の精神科医)、Tekleab Menghisteb 博士 (高く尊敬された医師 Gebremedhin Gebregiorgis 博士 (神学専門家) の全員が正教会の改革運動に関わったとして報告され、2005 年 5 月 24 日の独立記念日に Afwerki 大統領の演説の中で非難された。地元情報筋によれば、エリトリア正教会の総主教はこの逮捕に異議を唱え、政府が教会問題に関与したとして起訴した。この介入の後に続き、今回初めて総主教による伝統的なクリスマスメッセージの放送が国営放送を通して流れることがなかった。[31d]

- 18.15 米務省 2009 年国際宗教の自由に関する報告書 2009 *International Religious Freedom International Religious Freedom* は以下のように述べている。

「政府はエリトリア正教会の運営に関して、高い統制度をもって制御し、教会の中で宗教の独立や自由を許容することに関して懸念を示した。2005 年 8 月、政府は素人の管轄者を任命し、教会の運営を管理して監督するようにした。これは正教会の規定に違反するものであった。この任命のすぐ後、聖務会院は教会の総主教 Abune Antonios が異端を企てようとし、教会の教訓にはもはや従わないとした噂の告訴をし、排除しようとして投票した。新しい総主教の Abune Dioscoros が新しい政務会院として選出された。この退位させられた総主教は牧師として奉仕を続けることができたが、彼は教会の行事を指揮することは禁止された。2006 年 1 月、この退任させられた総主教は彼の除籍に対し異議を唱え、公に公表して聖務会員に書簡を送りつけた。書簡には彼の告訴についての否定があり、数人の教会会議メンバーを破門だとし、素人の管轄者に対しても同様に彼らの行動と政府が憲法を違反し、エリトリア正教会の内規に違反していると述べた。[4e] (p5)

- 18.16 米務省 2009 年国際宗教の自由に関する報告書 2009 *International Religious Freedom* は以下のように付け加える。

「政府は 4 つの承認済み宗教団体の問題において依然介入し続け、宗教団体に対して指導者達の軍事と国家奉仕登録リストを提供するよう要求した。政府はエリトリア正教会の運営を制御し続け、政府が任命したその素人の管轄者が教会の運営を管轄し、教会への全ての寄付も統括した。 [4g] (p3)

- 18.17 2009 年 5 月発行の全世界キリスト教連盟 (CSW) 「道義心のあるエリトリア人拘留者の釈放デモ運動」このデモは 2009 年 5 月にロンドンのエリトリア大使館の外で行われた。CSW の報告によれば、「世界の CSW の支援者とリリース・エリトリア (RE) と鎖で繋がれた教会 (Church in Chains、アイルランド)、Open Doors and Release International の 80 人以上がデモ行進を行い、3000 人のキリスト教徒を含む、告訴や裁判のない全ての拘留者を釈放するよう書簡で声明を発表した。報告書はさらに、「抗議が行われた為、エリトリア国内ではニュースが流れ、叙任された正教会総主教の Abune Antonios が軟禁状態の家から一時的に、医療ケアの為に釈放されたと報道した。Antonios に関して、報告ではまた彼は 2006 年に退位させられた後、それ以来機密の場所に拘留されていたとする。 [67a]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

ローマ・カトリック教会

- 18.18 2006 年 6 月 20 日更新の AllAfrica.com のウェブサイトでは、「教会が聖職者とカトリック新学生への兵役制度と戦っている」と述べ、ローマ・カトリック教会はエリトリア政府の 40 歳以下の聖職者が兵役に就くという主張について論争中であるとした。 [42]
- 18.18 2007 年 9 月 8 日付アムネスティ・インターナショナルの記事「牧師と教会の礼拝の危険がある拘留をされている。」と題し、以下のように述べている。
- 「エリトリアのローマ・カトリック教会は全ての社会福祉団体（学校、医療機関、孤児院、女性訓練センター）を労働福祉省に受け渡すことに抗議している。また度重なる要求である聖職者の兵役義務と無期限の徴兵を免除するよう訴えた。 [5m]
- 18.20 国家への奉仕について、米務省 2009 年国際宗教の自由に関する報告書 2009 International Religious Freedom の報告によれば、「政府はカトリック教会の全ての宗教従事者とカトリック神学者のに対し国家奉仕が期限付きになる免除カードを提供しつづける。」と述べた。 [4g] (p3)

エホバの証人

- 18.21 2008 年 8 月 18 日付エホバの証人の公共情報リリースの報告によれば、2008 年の 7 月と 8 月に警察がエホバの証人を逮捕したという。ニュースは以下のように述べている。
- 「近代の歴史の中で最も開かれた試みである、エリトリアの少数宗教を封鎖する出来事は、2008 年 7 月と 8 月の間に、警察が制度的に 15 人のエホバの証人を逮捕したことである。何人かは投獄されたと確認されているが、他の者の居場所は明かされていない。」

「2008 年 7 月 8 日、当局はエホバの証人の地域の住居を襲撃し始めた。長期会員である信徒達の男性 50 代、60 代、さらには 70 代の信者までもが自宅や職場で一斉大挙された。多くの場合、家族の稼ぎ手である。」 [63]

- 18.22 国務省 2009 年国際宗教の自由に関する報告書 2009 International Religious Freedom は以下のように追記する。

「過去の年間で国家の兵役に服さないとして投獄されたいくつかの宗教団体はあるが、政府はエホバの証人についてのみ、同等の事をした他の宗教団体よりも過酷な扱いをした。（エホバの証人は通常、非軍事的国家奉仕をする意向である。）少なくとも 3 人のエホバの証人信者が 15 年間拘留されており、報告によれば兵役を忌避したというが、これは法律で定められた兵役義務を忌避した者への禁固刑最長 2 年を大きく上回る年数である。付け加えて、エホバの証人で国家の軍事的奉仕に服さなかった者は一般のサービスから除外され、営業許可の取り消し、政府所有の住居からの追い立て、パスポート、身分証明、出国ビザの拒否の対象となった。彼らはまた民間当局に婚姻の法的な届出をすることを禁止された。[4g] (p6)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

“福音主義者”教会

一般情報

- 18.23 2010 年 5 月 6 日に閲覧したアフリカ・キリスト教徒ウェブサイト African Christianity website は「Pentes」というエチオピアを起源とする言葉はペンテコスタル派教会とそれらの習慣（アフリカのキリスト教）への不信からくるエチオピア正教会の差別用語とされており、アフリカ・キリスト教の見解では「エチオピア・プロテスタント主義に対するペンテコスタル派運動の影響の証し」であるとする。 [82] (p2)

- 18.24 African Christianity のウェブサイトは更に以下のように述べている。

Mulu Wengel(完全なゴスペル)教会は Heavenly Sunshine Bible から発展したもので、英語を学ぶ高校生のグループとあるメノナイトの医師によって始まり、フィンランドのペンテコスタル布教団の影響を決定的に受けてはいるが、西洋の布教団とは一切正式な関係を持っていない。Meserete Kristos（もう一つの教会）が Mulu Wengel の主導を追従してカリスマ的な聖なる精神の贈り物の道を磨き上げ、Meserete Kristos と Mulu Wengel 教会の両方とも信仰療法、悪霊払い、異言を実践している。」 [82] (p2)

- 18.25 これらの儀式がエリトリアの同じ名前の教会関連で実施されているという情報はないが、下の Abbebe Kileyesus の記事では類似した儀式を述べている。2005 年 12 月の AI からの情報では、報告によると福音主義者教会に対する類似した社会的差別があるという。

“2002 年の 5 月以来、エリトリアでは福音主義者教会の急激な増加が見られた。これがしばしば福音主義者教会と、信者を奪われる 3 つの主流なキリスト教会との緊張につながった。彼らは教訓、崇拜、結婚式、信者と研究の「親交」が異なる

っていた。彼らはしばしば改宗（改宗者を探す）あるいは信仰を新しく表現して「カリスマ的」な方法で公衆でアピールし、それは何人かの主要な宗教団体（正教会、カトリック、福音主義者、イスラム教）を承認しないメンバーを魅了した。**[51] (p8)**

- 18.26 Abbebe Kileyesus の記事によれば、題名「宇宙研究の不一致：アスマラのペンテコスタル派とキリスト教カルト信者」とし、2006 年 4 月に African Studies Review の版で出版され、エリトリアの宗教現象としてのペンテコスタル主義を調査した。**[89]**. Kileyesus はアスマラ・ペンテコスタル社会はエチオピア教会と類似した特色を示すと以下のように記述している。

「アスマラ・ペンテコスタル派の公共における姿は聖書の読書とグループのネットワークキングにより大衆によって、益々定義づけられてきている。アスマラのペンテコスタル派福音主義者はまたラジオ、ビデオテープ、印刷のようなメディアにより益々広まり、そのような印刷物、電子メディアを利用して通常は Tigrinya 語で書かれる。これがペンテコスタル派への改宗あるいは福音主義者への改宗の新しい波のうねりとなって中核を担うようになってきている。宗教共同体の強化の中で、他の人達とは違う別個なグループの再誕の創造である。」 **[89] (p81)**

- 18.27 Kilessus は記事の中で「エリトリアの都市の中でペンテコスタル派の人気の理解と宗教認識が形作られていく様を理解することを目的にしている」とし、アスマラはペンテコスタル派の成長の動きの中で「急速な社会経済の変化」を背景に国内の伝統的なキリスト教団体との競争をしていると議論している。**[89] (p75)**. ペンテコスタル派キリスト教徒の特徴は若く、野心的な都会人で伝統的な正教会へ遵守することを超える繁栄を見つけ出そうとする人達であるとする。エリトリア独立の 1993 年前のエチオピアのデルグ法規に反対するペンテコスタル派のことである、非宗教的な権力との困難はこの記事では制限されており、この実際の調査の日付は記事からは不明であり、おそらく 2001 年 9 月以前のことを反映した報告だろう。**[89] (p91, footnotes 1, 3; p92, footnote 12)**

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

霊歌

- 18.28 2007 年 11 月更新の Mission Network News のウェブサイトに掲載された記事は、エリトリア政府当局が福音主義者教会を標的として“manfesawyan”と呼び、これを英語に直すと“霊歌”であり、この修行者達をカリスマ的なキリスト教徒と識別した。この manfesawyan という言葉はより正確には“Pentes”という言葉より特定のキリスト教徒を指し、これは全てのキリスト教徒宗派の復興運動を包括し、これらのグループには承認、登録、未登録や禁止されたものも含む。**[75]**
- 18.29 エリトリアのペンテコスタル派とカリスマ的教会の数に関して、国境なき人権擁護団は 2003 年 11 月 26 日の報告で、2002 年の政府による見積もりでは 12 の独立教会があると見なされている。**[61] (p2)** 2005 年までには「少なくとも 36 の福音主義者教会とペンテコスタル派教会」があると 2005 年 12 月に AI が行った算定がある。**[51] (p1)**. Kileyesus 「宇宙研究の不一致」の記事の中では 2006 年 4 月時点、6 つの主流「分岐」宗派がアスマラに存在しており、これらは—Mulu Wangel(Mulu Wengel)、Kale Hiwat, Meserete Kristos, Rhema, Charisma, Hallelujah という宗派であるとしており、「今日ではおよそ 1 万二千の活発な礼拝者がおり、日曜になるとその他に 2, 3 千人が加わり、そしておよそ 2 千人の Otaba（正教会 *Tāwahdo Bétākərəstīyan*）教会メンバーが時折ペンテコ

スタルの礼拝に参加しているとする。) [89] (p78)

18.30 2004 年 12 月 17 日付のリリース・エリトリアの掲載には以下のようにある。

「これらいくつかの教会陣（全て 2002 年 5 月に政府から教会の再登録の要請があった福音主義とペンテコスタル派）は歴史的に世界規模のプロテスタント分派一長老派、ペンテコスタル派、バプティスト派、メノナイト派、メソジスト教徒等との関連がある。その他は特有の教会で国際的なプロテスタント系分派とは関連がなく、これらはレマ教会、ハレルヤ教会、新契約教会、フィラデルフィア教会等である。」 [31b]

18.31 「2007 年 9 月 27 日付の BBC News の報告によれば、「2002 年から 2007 年の 5 年間で少数派キリスト教徒に対しての残酷なキャンペーンがエリトリア国内で行われ、これが主に福音主義、ペンテコスタル派の運動に向けられた。結婚式、線礼式、教会の礼拝と礼拝者集会には治安部隊が奇襲してきた。招聘客、宗教集会メンバーは一斉大挙あれ、拘禁された。」 [81]. 一番最近では 2009 年の米商務省「2009 年宗教の自由に関する報告書」2009 International Religious Freedom の中で 2008 年-2009 年の報告期間終了時点で、3000 人以上の未登録団体のキリスト教徒が投獄されたと示している。これらの報告にはおよそ 40 人のペンテコスタル派教会の指導者や牧師が拘禁されているとあり、何人かは法的手続きなしで 3 年以上監禁されているという。」 [4g] (p3)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

その他の団体

18.32 Church of the Living God（生ける神の教会）

メンバーが逮捕報告書に記載されている。：アスマラ大学、農業講師 Semere Zaid 氏（2005 年 12 月版、AI 報告より抜粋） [51] (p12); Simon 牧師「元々はエリトリア正教会の復興グループ Medhane Alem の出であり、Simon 牧師は Church of the Living God の総長である。（Voice of the Martyrs より抜粋） [87a]. Simon 牧師は 2005 年 12 月 26 日に逮捕され、その後の報告によれば 2006 年 1 月 6 日に拘置所を脱出し、身を隠しているとされる。（Voice of the Martyrs より抜粋）。 [87a]

18.33 Dubre Bethel Church

2003 年、アスマラにある教会でメンバーが逮捕され、拘禁された数日後に負傷なく釈放されたという情報以外ない。（2005 年 12 月の AI の報告により抜粋。） [51] (p10)

18.34 Faith of Christ Church

2003 年 12 月、逮捕報告によれば Adi-Kehey において Faith of Christ Church のメンバーが逮捕された。（2005 年 12 月版 AI の報告より抜粋） [51] (p10)

18.35 Hallelujah Church/Hallelujah ペンテコスタル教会

逮捕報告では 2004 年 3 月、Teweldemedhin 牧師と 55 人の教会メンバーを含む人物がアスマラで逮捕された。（アムネスティ・インターナショナルより抜粋） [5b]. 2005 年 9 月アスマラでハレルヤとフィラデルフィア教会が結婚式を取りまとめた後、20 人が逮捕され、1 ヶ月拘禁された。（2005 年 USSD の報告より抜粋）牧師が逮捕記録の中に掲載されている Mengist Teweldemedhin 牧師である。

[4f] (section 2c)

18.36 **Kale Hiwoet** (Word of Life)

2005 年 12 月 7 日の AI レポート「エリトリアー宗教迫害」によれば、教会は長期間、元 SIM (Sudan Interior Mission) バプティスト教会と提携していたとした。**[5l] (p5)** (African Christianity にもこの記述がある) **[82] (p1)**. 2005 年 10 月 13 日 開発企画運営本部が政府によって封鎖された。(Release-Eritrea より抜粋). **[31e]**. 2006 年 8 月 25 日付 Release-Eritrea の報告によれば、Kale Hiwot は NGO のステータスを政府により破棄され、全ての慈善事業も国によって差し押さえられた。**[31f] (p2-4)**

2005 年 1 月、Kale Hiwoet 教会の Ogbamichael Haimanot 牧師 がアスマラで 115 人の福音主義者教会のメンバーを伴って拘禁された。**[5l] (p12)** (2005 年 12 月の AI による報告から抜粋). 2005 年末時点、2004 年 3 月に逮捕されたその他 20 人のメンバーの所在が不明である。**[4f] (section 2c)** (米國務省発行の 2005 年宗教の自由に関する報告書より抜粋). **2005 年 11 月 29 日のアムネスティ・インターナショナルの更新によれば、2005 年 10 月と 11 月にかけて 10 人のメンバーが釈放されたと報告がある。[5g]**

逮捕報告に記載がある牧師陣は、Isaac Mehari 牧師、Pgbamichael Haimanot 牧師 (精神病を患い始めた 2005 年 1 月に釈放された)、Issa Mekonnen 牧師 (Release Eritrea より抜粋) **[31d]**. Simon Tsegay 牧師と Gebremichael Yohanness 氏は 2006 年 3 月に逮捕されており、「アスマラ中心部で犯罪調査刑務所にいるとみなされている。(2006 年 8 月 25 日付 Release-Eritrea より抜粋) **[31f] (p2)**

18.36 “**Mensfesawyan**”

これは独立した教会の名前や宗派というより、精神運動の流れであろう。唯一“教会”と呼ばれて知られるのは 2005 年 1 月の Barentumachi 町に存在している。そしてこのメンバーのうちの数人は 2005 年 1 月 9 日の結婚式で Mullu Wongel (フル・ゴスペル) 教会のメンバーと共に逮捕されている。

[5l] (p12) (2005 年 12 月更新、AI の報告より抜粋) **[86]** (Indian Ocean Newsletter より抜粋).

18.38 **Meserete Kristos** (Christ is the Foundation)

2005 年 12 月の AI の報告によれば、Meserete Kristos は「世界のメノナイト教会と連携しており、数十年に渡って設立している。」と述べている。**[5l] (p5)**. 2006 年 3 月、主な逮捕報告があり、200 人の Meserete Kristos の結婚式招待客が 2008 年 5 月 28 日に拘禁されている。殆どの人は一ヶ月間拘禁されたが、およそ 70 人の人が Serwa 軍事キャンプに長期間拘禁された。**[5j] (p3)**

18.39 **Mulu Wengel/Mullu Wongel/Muluwoengel** (Full Gospel)

2003 年 10 月 15 日、アスマラの Gaza Banda 地区にある主な教会建築物郡は政府により差し押さえられた。(2003 年 11 月 3 日付 HRWF より抜粋)

[61]. African Christianity による教会のエチオピアルーツを辿る説明ではメノナイト教会の分派であると認識しており、「西側諸国との結びつきのない独立を維持している。」とする。**[82] (p1)**

以下のリストは 2005 年 6 月に逮捕された人々の名前である。

Kidane Gebremeske 氏 I; Abraham Belay 牧師; Fanuel Mihreteab 牧師; Hagos Abraha 牧師; Haile Naizghe 師; Dr. Kuflu Gebremeskel 博士; Kidane Weldou

牧師; Tewelde Gebreab 牧師 (Release Eritrea より抜粋). [31d]. 2005 年 12 月さらなる逮捕があった。(Voice of the Martyrs より抜粋), Jorjo Gebreab 牧師を含める。[87a]

18.40 **New Covenant Church**

Yohannes Tesfamichael 牧師が 2001 年 6 月逮捕リストに載った。(Release Eritrea より抜粋). [31d]

18.41 **Philadelphia Church (フィラデルフィア教会)**

2005 年 9 月フィラデルフィア教会のメンバーが結婚式で逮捕された事件があった。20 人が逮捕され、1 ヶ月間拘禁された。[4f] (セクション 2c) (米 국무省 人権に関する報告書 2005 年 *Human Rights report for 2005* より抜粋)

18.42 **Rema/Rhema**

逮捕リストにある教会の牧師は Habteab Ogbamichael 牧師 Tesfasion Hagos 牧師を含んでいる。[8e]. **2005 年と 2006 年の Helen Berhane の事件は広い範囲の報告があった。**(アムネスティ・インターナショナル、Release-Eritrea、米 국무省報告書 2005 年). レマ教会のゴスペル歌手 Helen Behane が 2004 年 5 月 13 日逮捕された。[5l] (p11) (2005 年 12 月版 AI の報告書より抜粋). Release Eritrea による 2005 年 6 月 25 日の掲載は Helen Berhane の拘禁に関する詳細を述べている。[31d] (p3). 2006 年 11 月、Helen Berhane がアスマラの病院へ 2006 年 10 月に移送され、刑務所から釈放されたという報告がある。[31g] (2006 年 11 月 2 日の Release-Eritrea より抜粋) 2007 年 10 月、BBC は Berhane がデンマークの避難所へ承認されたと報告した。[8n] 2006 年 4 月出版 Kileyesus の「宇宙の不一致」"cosmologies in collision" の記事の中で、レマ教会が 2001 年 9 月以前までは悪魔祓いの儀式に携わっており、これを人々の間では「開放」と呼んでいる。これは Kileyesusno 報告者により「長い期間のプロセスを伴う」「公共の祈りのセッションと救済の集会の手法によって継続的に闘う必要がある。」と描写された。[89] (p82).

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

19. 民族グループ

概観

- 19.1 2010 年 4 月の「世界地理大百科事典」Encyclopedia of the Nations ウェブサイトには以下の記述がある。

「民俗学者はエリトリア人を 9 つの言語グループに分類する。Afar 人は南東、Tigrinya 人は南中央、Tigre 人は北。Saho 人は南中央、南東に住み、Bilen 人はエリトリア中央部、Hadareb 人は北西、Kinama 人と Nara 人は南西である。9 つ目のグループである Rashaida は北西に住んでいる。民族の割合としては、Tigrinya 人（人口の 50 パーセント）、Afar 人（4 パーセント）、Saho 人（3 パーセント）が最も多い民族であるとされる。

[15]

言語

- 19.2 Kevin Katzner の著書である「世界の言語 2005 年」版 *The Languages of the World* 2005 によると、「エリトリアには二つの主要言語がある。その一つ Tigrinya 語は約 2 百万の人々に話されており、二つ目である Tigre 語はおおよそ 100 万の人々に話されている。その他言語として含まれるものは、Afar 語（10 万 5 千人）と Beja 語（12 万 5 千人）がある。」 [60]. 2002 年 11 月出版の Lonely Planet ガイド本「エチオピア、エリトリア、ジブチ編」では以下のように記されている。

「理論上、エリトリアの公用語は Tigrinya 語、アラビア語、英語である。実際、Tigrinya 語は主に高地の閉ざされた土地で話されており、アラビア語はスーダンとの国境に沿った沿岸地域、英語は教育のある都市部の人口（特にアスマラ）の言語である。これら 9 つの民族グループはそれぞれ独自の言葉を話す。Afar 語、アラビア語、Bilen 語、Bedawi 語、Kunama 語、Nara 語、Saho 語、Tigre 語と Tigrinya 語。旧エチオピア統治時代規定の名残でアムハラ語（エチオピアの公用語）があるが、これもまだ広く使用されている。

[32] (p334)

- 19.03 2007 年 7 月に英国インディペンデント紙が掲載した記事には次のような記述がある。「今までのところ、エリトリアには公用語というものはない。しかし、多様な言語が話されている中でもアラビア語と Tigrinya 語が主流であり、その他は Afar 語、Bilen 語、Beja 語、Kunama 語、Nara 語、Saho 語、Tigre 語である。英語は共通語として使用されているが、イタリア語と同様、外国語としての扱いである。」 [58]
- 19.04 アムハラ語はエチオピアの主な言語であるが、エリトリア独立以後は受容できない言語とされている。2003 年の BBC の報告によれば、エリトリア政府はアムハラ語の歌を禁止したというが、これが国内のアムハラ語を話す住民に問題になっており、エチオピア紛争時代の 1998 年から 2000 年に何千ものエリトリア系住民がエチオピアから強制送還されており、これらの人々は第一言語としてアムハラ語を話すのである。[8m]. アムハラ語の民俗学的な登録によれば、1998 年の時点でアムハラ語を話す人口は国境紛争の強制退去前のエチオピア国内で 1737 万 2913 人（1998 年国勢調査）いた。そして 1474 万 3556 人が単一言語を話す人々であった。全ての国を含めた総人口は 1741 万 7913 人で、そのうち民族人口は 1600 万 7933 人（1998 年国勢調査）であった。 [59] (2005 年 Ethnologue15 版

より抜粋)

- 19.5 2003 年 4 月出版 *African Studies Review* の記事の中で、Tekle M Woldemikael が「言語、教育、公共政策」と題して研究した。エリトリア政府は一つの言語を国の共通語として取り入れる推進政策を採り、同時に土着の主な言語群を伝達手段として強化し、「多様性のある文化を通しての統一」として教育に取り入れたという。[74] (p3). その記事では英語、アラビア語、Tigrinya 語が他の言語より特権的に扱われ、教育、ビジネス、行政の目的で使用されるとしており、Tigre 語への統合は一番成功しているが、「母国語」政策は部分的にしか成功していないとする。[74] (p4, 5). 彼の結論では、この政策を全てのエリトリア言語で教授するのは情報が不十分になるとして政府によって拒否されるだろうとしている。[74] (p12)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

AFAR/DANAKILS 族

- 19.06 2009 年のオスロ・センター・平和と人権の報告書「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991 年から 2009 年の人権と政治発展」The Oslo Centre for Peace and Human Rights 2009 report, The Lasting Struggle for Freedom in Eritrea - Human Rights and Political Development, 1991-2009 の中では以下のように述べている。

「Afar 族はエリトリアで Cushitic を話す一番大きなグループである。Dankalia の低地沿岸地域の細長い一片の地区に住み、エチオピアやジブチにも居住する人口がいる。Afar 族は農業で遊牧生活をし、一族をベースとして生活している。」[92] (p112)

- 19.07 また Orville Jenkins 氏のウェブサイトでは以下のように説明している。

「Afar 族は東部 Cushite の民族であり、言語や文化は Somali 語と Oromo 語に関連がある。人々は大変伝統的に文化と信仰を保持しており、古代 Cushite 民族のアニミズム儀式を行う。肌の色は濃い茶色または黒色であり、白人の特徴を持っている。より濃い肌色の Somali 族や Oromo 族と似ている。同様に遠くは南 Cushites の古代ベジャ人グループの民族であり、古代エジプト人との関連がある。」[85]

- 19.8 Orville Jenkins のウェブサイトはまた以下のように述べている。

「いくつかの情報源によれば、かれらは Danakil と呼ばれ、アラビア語の名前のエチオピアとエリトリアの紅海近郊のダナキル窪地あるいは砂漠である。アムハラ語では Adal 族と呼ばれ、Adal とは古代イスラム帝国の名称であり、ひと頃旧 Abyssinian 帝国にほとんど滅ぼされている。彼らは自分たちを Afar 族と呼んでおり、その意味は彼らの言語で「ベスト」とか「一番の」といった意味である。」[85]

- 19.9 2003 年に発刊された Africa Guide には更なる情報が付け加えられている。

「Afar 族の遊牧民はごく特有の文化を持っている。彼らの日々の生活は家畜類で構成される傾向があり、ヤギ、ラクダ、2, 3 頭の牛が地域にいる。Afar 族はこの家畜に大変たよりながら生計を立てている。大多数の者はイス

ラム教を勉強し、ごく少数の割合で正教会が信仰されている。[65]

BARIA/NARA 族

- 19.10 *Lonely Planet* ガイドのエリトリア編 (2000 年版) では、「Nara 族は Baria 族とも知られ、この民族は人口の 1.5 パーセントを占める。スーダンとの国境近くの Barka 渓谷に居住する」との記述がある。[32] (p333). 「世界の民族百科事典」Encyclopedia of the Peoples of the World が付け加えるところによれば、「彼らは Nara という Nilotic 語を話す。Baria 族とはスンニ派のイスラム教民族で、彼らは定住型の農耕民族である。民族学上の名前は「Baria」(Bareya) でアムハリ語文字通りの意味は「奴隷」である。支配するという視点から Baria という地位で示している。[56] (p97)

HEDAREB/BEJA/BENI AMBER/BENI AMER 族

- 19.11 *Lonely Planet* ガイドのエリトリア編は以下のように述べる。:

「Hedareb 族は Beni Amer 族、Beja 族の兄弟民族である。人口の 2.5 パーセントを占め、スーダンとの国境地帯のエリトリアの北西渓谷地域に居住する。大多数の Hedareb 族は遊牧民であり、牧草地を求めて遠く遠方まで移動する。Cushitic を民族の起源とし、おそらくは古代 Beja 族の直系である。Tigre 語を主に話し、古代 Beja 語も話す。Beni Amer 族は家父長制の特徴強く、社会階層的で、ほとんど封建的な民族である。彼らがラクダを操作し、育てる技術は伝説的である。多くの男性が頬に 3 本の垂直な短い傷をつけており、イタリア人は彼らを「111 民族」と呼んだ。 [32] (p331-32)

BILEN/BOGOS 族

- 19.12 *Lonely Planet* ガイドの記述では、「Bilen 族は Keren を包囲するように居住し、2.1 パーセントの人口を占める。Cushitic が民族の起源であり、彼らは定住型のキリスト教の農耕民あるいはイスラム教の牛を養育する民族である。[32] (p332). 世界少数民族録 World Directory of Minorities が付け加える情報では、「殆どの農耕民は一つ 15 千人ほどの民族から成る、二つの主要民族を構成する。Teqwe と Gebre Terge である。 [6]. 「世界人類百科事典」Encyclopedia of the Peoples of the World によれば、「この民族は Bilin 語と Tigre 語を話し、Cushitic 言語グループの中央のメンバーである。19 世紀中ごろまではエチオピア正教会のキリスト教徒であったが、それ以来はスンニ派イスラム教徒へ移行し、少数がローマ・カトリック教徒となった。 [56] (p112)

- 19.13 *Lonely Planet* ガイドは次のように記述している。

「Bilen 族の伝統的な社会は親族による集団で構成されている。女性は明るい服装と金、銀、銅の鼻輪を付け、彼らの財産と社会的地位を示している。Beja 語のように、Bilen 語は部族間の結婚、経済的な相互関係や地元の学校でアラビア語を教えられることで、緩やかに Tigre 語、Tigrinya 語、アラビア語に取って変わられてきた。」 [32] (p332)

KUNAMA 族

- 19.14 2009 年のオスロ・センター・平和と人権の報告書「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991 年から 2009 年の人権と政治発展」は以下のように述べている。

「Kunama 族はエリトリア国内で最も少ない民族の一つである。人数は見積もって 5 万から 10 万 4000 人である。民族の居住地域はエリトリアとスーダンの国境地帯に沿って広がっており、Setit と Gash 地域の周辺で小さく散在（西方の低地）し、エチオピア北西の Tigray 地方にある Humera と Adi Abo に隣接する。Gash-Setit 地域にある Barentu の町は伝統的に Kunama の“首都”とされている。」 [92] (p119)

「Kumana 族の人々は今日では 4 つの主要グループに分けられる。Kunama Aimasa 族 Barentu 地方西の町に居住；Kunama Barka 族 Barentu 地方南東の Gash 川沿いに居住；Kunama Marda 族 Barentu 地方の北東に居住；Kunama Tika 族 Barentu 地方南の Gash 川沿いに居住。伝統的政治構造はその所有する領土によって定められ、Kunama 族は政治的に六つに区分される。そこから明確に地域に応じて、3 つから 4 つの区分にわけられる。」 [92] (p119)

- 19.15 UK fact-finding 調査団は 2003 年 4 月、以下のように報告している。
「Kunama 族は自分たちより大きく、力のある民族が攻撃した際は、伝統的にエチオピア軍に頼ってきている。歴史的な理由から、大半のエリトリア人がエリトリアの独立を支持したにもかかわらず、Kunama 族はエチオピア軍を支持し続けた。そういった中でも多数の Kunama 民族はエリトリア解放戦線（ELF）の側に立ち、独立のために闘ったのである。Kunama 族の人々は事実意見が分かれており、エチオピア人に多大な尊敬の念を抱きつつも、エリトリアは別個の独立した国家であると考えた。Kunama 族を統一する政界実力者がいない時は、全ての対立意見が表に現れた。」 [3] (p42)
- 19.16 UK fact-finding 調査団の報告では、「Kunama 族が民族の土地を追いやられ続けるほど、非エリトリア人が押されてエリトリアの人口密集地帯に追いやられることになり、政府と Kunama 族の論争が論争がおこった。これはさらに Kunama 族対エリトリア人民解放戦線・民主正義人民戦線（EPLF と PFDJ 党のエリトリア与党政党で軍事力の先導者）の複雑な闘争の歴史とからむ。1994 年の土地宣言（第 58 条/1994）これは法律で土地所有者を定義する重要な規定で、全ての土地は国のものであるとしている。」 [3] (p42)。アフリカの角地域のコンサルタントである Patrick Gilkes 博士は UK fact-finding 調査団の調査書に、1991 年から 97 年の間の Tigrean 民族の Barentu 地方やその他の Kunama 民族地域での移動状況と、その後の 2000 年にエチオピア軍隊が到着して戦い、帰郷するまでの民族の移動に関して情報を与えた。」 [3] (p44)
- 19.17 2007 年 5 月付国連高等難民弁務官（UNHCR）の報告書には以下のように述べられている。
「国連難民機関はエリトリアからの Kunama 族 700 人の難民再定住を米国で開始した。第一群は何年もの間エチオピア北方に国外追放されていた 29 人で、Addis Ababa から出国した。」

「この米国へのおよそ 700 人の再定住者は 1998 年から 2000 年の地元エリトリアとエチオピアの国境紛争で土地を追われた人達である。UNHCR が援助するこの運営は 2007 年 9 月を期限として行われ、Kunama 族は米国のアトランタ、オーランド、シアトル、ラスベガス等の都市へ飛び立つ。」

「避難民は 10 万人に及ぶ地方の大民族の一団で、論争地域のエチオピアとエリトリアの国境地帯に住んでいる。彼らはエリトリア政府からの迫害とハラスメント

トの不満からエチオピアに逃れてきた。」

「今日の段階で 1300 人の Kunama 族避難民がエチオピアにいるが、全ての人が米国に再定住を希望している。」

「数百人が再定住を撤回したが、これは明らかに祖先からの土地のそばに住んでいたいとする希望と彼らの強い親戚関係の感覚からくるものである。そしていつか政治的な解決があり、故郷に帰ることができることを希望している。」 [18a]

- 19.18 米務省発行の人権に関する報告書 2009 年 The US State Department *Human Rights report for 2009* には次のように付け加えられている。「9 つの民族グループのうち一つで主に西側に居住する Kunama 族に対する政府と社会からの差別の報告が寄せられている。」 [4i] (section 6)

RASHAIDA 族

- 19.19 *Lonely Planet* ガイドのエリトリア編には以下のように述べられている。

「Rashaida 民族は唯一の純粋なエリトリア遊牧民である。この民族は人口のたった 0.5 パーセントを占めるにすぎなく、彼らはエリトリア北岸とスーダンや Nubian 砂漠の南方にいたるまで移動する。近郊部族の Beja 族（Hedareb 族と関係がある）と同様、この民族も牛を養育して生活し、イスラム教徒である。言語はアラビア語で、Rashaida 民族は誇り高く、結婚は一族の中だけで許されると知られている。紅海沿岸の商人や貿易商と同様、この民族はヤギの飼育の専門家である。」 [32] (p333)

SAHO 族

- 19.20 2007 年に発行された「世界の民族と原住民登録簿」のウェブサイトは次のように示している。「Afar 族と Tigre 族の間には Saho 族の遊牧民あるいは半遊牧民である。Saho 族は地元の現地語を話す、アラビア語も商用で使用し、長い間帝国拡大をする貿易の形で外国の影響にさらされてきた。」 [6].

- 19.21 2009 年のオスロ・センター・平和と人権の報告書「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991 年から 2009 年の人権と政治発展」の中で以下のような記述がある。

「Saho 族（イタリック体の文字）とは東 Cushitic 民族の言語を共有することを基本とした、民族というよりどちらかと言語学的な観点からの分類である。Saho 民族は東の低地帯と Lebessa(イタリック体の文字)の間にある断崖地域に居住する。この民族は小さな畜産遊牧民族と半遊牧民族で群れをなす。Saho 語を話す民族の多様な起源を辿ると複雑で、Afar 族、Tigrinya 族、Tigre 族やその他の民族の要素が含まれているとされている。」 [92] (p112)

- 19.22 *Lonely Planet* ガイドは次のように付け加える。

「多数の Saho 族の子供（16 歳まで）は首の周りから小さい皮革のポーチをつけ、その中には魔除けのハーブやスパイスがたくさん詰まっている。Saho 族は父系の血縁グループで構成されている。指導者は男性の集会で選出され、「Rezantos」として知られ、戦争時代には元軍司令官であった。」

[32] (p331)

TIGRINYA 族

- 19.23 2009 年のオスロ・センター・平和と人権の報告書「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991 年から 2009 年の人権と政治発展」は以下のように述べている。

「*Tigrinya* 語（イタリック体の文字）は高地帯に住む人口の言語であり、この国の人口 50 パーセントを占める一番大きな集団である。一般に彼らは自分たちを「高地居住者」(*kebessa*)（イタリック体の文字）と呼ぶが、彼らを示す言葉 *Tigrinya* 語は一般に民族グループも意味する。*Tigrinya* 語を話す人々は低地帯の都市中心部や Massawano の港、Assab、エチオピアの Tigray 地域でも見られる。彼らのほとんどは定住型農耕民族で、伝統的に共通な正教会キリスト教徒であるが、ローマ・カトリック教徒やごく少数の Jeberti 教徒（イタリック体の文字）*Tigrinya* 語を話すイスラム教徒も含む。イスラム教徒は伝統的に正教会キリスト教徒の高地帯の土地に入ることを許されなかった為、今日では Jeberti 教徒の殆どは商人で都市部に居住している。 [92] (p111)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

JIBERTI/DJIBERTI/JEBERTY 族

- 19.24 2005 年 12 月 7 日のカナダ移民難民委員会（IRB）の移民申請への回答は以下のように述べている。

「2005 年 11 月 26 日調査理事会に送られた通信では、Durham 大学の歴史学部でエチオピアとエリトリアの紛争を研究する教授がエリトリアの Jiberti 族社会を「小規模」しかし「複雑」であると述べた。この言葉を明確にはせず、歴史の教授は Jiberti 族とエリトリア政府当局の関係は「難しい」と述べている。」（2005 年 11 月 26 日） [68b]

- 19.25 2006 年 10 月出版の UNHCR Writenet 報告では、エリトリアを「新しい国の挑戦と危機」と題し、Jiberti に関して「*Tigrigna* を話すイスラム教徒グループで特有の歴史的宗教の先祖を持ち、そのグループを“民族”として認識する。これに準じて彼らはエリトリアの al-Nhada 党を設立した。」と記述している。 [18d] (p18)

TIGRE/TEGRE 族

- 19.26 「世界の民族と原住民登録簿」では以下のように記述している。

「Tigre 民族は国の 3 分の 1 を形成しており、支配的である。文化的にも民族的にもスーダンの Beja 民族と関係がある。アラブを起源としており、彼らの言語 Tigre 語はセム語族である。殆どがイスラム教徒で、主な職業は牛の遊牧である。ほとんどが遊牧民であるが、いくつかは川沿いの Barka や綿プランテーションに居住し、Tigre とは Tigre 語を話す人々と言葉を意味する。*Tingrinya* 語と起源を共有していたが、現在ではかなり違う。Tigre 語は *Tigrinya* 語の影響でエリトリアでは使用されなくなっている。」 [6]

- 19.27 2009 年のオスロ・センター・平和と人権の報告書「エリトリアの永遠なる自由への戦い-1991 年から 2009 年の人権と政治発展」The Oslo Centre for Peace and Human Rights 2009 report, The Lasting Struggle for Freedom in Eritrea - Human Rights and Political Development, 1991-2009 は更に以下のように述べている。

「Tigre 民族（イタリック体の文字）は多様な民族で構成されており、西側の低地帯、北方の高地帯、北方沿岸の平野地帯、一部の Dahlak 諸島に居住している。およそ 10 くらいの異なる親族が Tigre 語を話し、その中でも Beni Amer 一族が一番大きく、彼らは特別な民族一団を形成することはないが、イスラム教への共通した遵守を行っている。 [92]

- 19.28 「世界の民族百科事典」 *Encyclopedia of the Peoples of the World* によれば、Tigre 民族は「Bedawiye 語とアラビア語も話す。彼らはスンニ派イスラム教徒とエチオピア正教会のキリスト教徒である。後者エチオピア正教会からスンニ派イスラム教への大きな移行は 19 世紀の前半に起こった。この時 Tigre 民族のエチオピア人との関係が緩まったのである。」本百科事典はさらに「Tigre 民族は 10 の主要民族団を含んでいる。： Ad Sawra 族、Ad Sheikh 族、As Mu'allim 族、Aflenda 族、Bet Asgeda 族、Bet Juk 族、Marya 族、Mensa 族、Meshalit 族、Sabdarat 族」そしてまた「歴史的に“Tigre”は社会階層の家来を意味し、Beni Amer 族または Sano 族の子孫だという。」 [56] (p600). *Lonely Planet ガイド* は次のように述べている。「Tigre 族の社会は伝統的に階層社会で、小さな “shemagille” と知られている領主が民衆を統括している。村の指導者が死ぬと、彼の力が子孫へと受け継がれる。」 [32] (p330).

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

20. レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々

20.01 国際レズビアン・ゲイ協会が 2009 年 5 月に発行した「国が支援する□同性愛嫌悪」報告書では、立法上エリトリアは古いエチオピアの法律に習い、同性愛（男性、女性を含める）の行為を違法とする。同性愛の刑罰は投獄である。実際の懲役刑は 10 日くらいか、3 年くらいと短いものである。[12]

20.2 米務省発行の人権に関する報告書 2009 年 *Human Rights report for 2009* は以下のように述べている。

「同性愛は違法であり、同性愛の人々厳しい社会的差別を受けた。外国政府はこういった政府の対応を弱体化させるようとした為、政府は告発した。市民に対する公式な差別の実態があるわけではないが、確認されてはいない報告によると、軍に在籍する同性愛者の人々は過酷な虐待の対象になったという。」 [4i]
(section 6)

20.03 UNHCR が 2009 年 4 月に発行した「エリトリアからの亡命希望者に関する国際保護が必要な難民該当性ガイドライン」 *Eligibility Guidelines for Assessing the International Protection Needs of Asylum Seekers from Eritrea*

「同性愛はエリトリアでは違法である。ETPC（エリトリアの暫定的刑法）の規定では、性的、あるいはその他の同姓との“無作法”な行為を禁止し、これを違反した者は起訴され、処罰を受けるとしている。性的志向の為、過去に政府当局に注意を向けられた人物は、この標的になることがあった。」

「報告では、同姓愛の人物は逮捕され、政治的（容疑者）反体者と同じ施設に拘禁されたという。更に、同性愛者は厳しい社会的差別に遭遇している。」 [18c]

20.04 以上によるこれらの情報は、2007 年 2 月 28 日更新、Canadian IRB掲載の中で要請への回答として繰り返し述べられている。
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/469cd6b815.html> [68e]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

21. 障害

- 21.01 米 국무省人権に関する報告書 2009 年 *Human Rights report for 2009* では以下の
ように述べている。

「法律とまだ導入されていない憲法は障害者への雇用、教育、公共のサービス等の差別を禁止している。そして実際に差別が行われた報告はなかった。障害者の人達が公道、公共や私有の建物に出入りできるよう命じる法律はないが、多くの新築の建物にはそのような設備の配慮があった。」 [4i] (section 5)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

22. 女性

法的・政治的権利

- 22.01 米務省発行の人権に関する報告書 2009 年 The US State Department *Human Rights report for 2009* は以下のように述べている。

「法律上の権利として、女性には教育の機会、同じ仕事には同等の賃金、同等の財産が規定されている。しかしながら実際、男性優位の教育機会、雇用、経済的な資源があり、これは農村地域で特に顕著であった。一般的に女性は男性ほどの社会的地位を持てなかった。」

「エリトリア国家女性同盟（NUEW）労働、労働福祉省、厚生省は女性の権利を法律で保障する責任を持つ最重要政府機関であった。」 [4i] (セクション 6)

- 22.02 政治的権利に関して、米務省発行の「2009 年人権に関する報告書」では、女性は男性と同様、エリトリア国内の反体制党派に参加できず、民主的な自由選挙に投票できない。なぜならエリトリアは一党政治国家であり、政府は自由選挙を認めていないからである。[4i] (セクション 3)。しかしながら、この報告書の中で女性の政府や行政内での職位に関して「女性は政府の中で 4 つの内閣の職位を持ち、司法省、労働福祉省、観光省、厚生省で職位を持っている。女性はまた市長や地方行政官等、その他の政府上級職にも就いている。」と記述がある。
[4i] (セクション 6)

社会的・経済的権利

- 22.3 カナダ移民難民委員会（IRB）が 2007 年 2 月 28 日に発行した移民申請への回答では、エリトリア国家女性同盟（NUEW）の仕事の詳細について述べ、エリトリア政府が認可した「平等という観点に立った政府としての機能を併せ持つ非政府組織である。」としている。 [68g]

- 22.4 2009 年 8 月発行の Suwera センター人権に関する報告書「2008 年エリトリアにおける国家の人権」 Suwera Centre for Human Rights report, *The State of Human Rights in Eritrea 2008* は以下のように述べている。

「女性は男性がもらう賃金の 50 から 80 パーセントくらいの低賃金をもらっており、この国の女性の熟練労働者はたったの 7.4 パーセントである。しかし、女性にとってよいとされる教育の場での女性の低い雇用状況は女性と男性の雇用市場において大きな差を生み出している。2002 年□2003 年の学年度、中高等学校の女性教員数はたった 11 パーセントであった。[22] (p9)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

結婚

- 22.5 2008 年、オハイオ大学センター国際研究発行のエリトリアについての報告書は以下のように記述している。

「ほとんどのエリトリア人の民族グループにおいて、結婚は神聖な制度である。家族は結婚が社会を強固で団結した砦にすると信じている。結婚は家父長制を強化する二人の者同士の社会との繋がりで性差別のあるか男性優位の伝統が永続されるのである。結婚と離婚は、多くのエリトリア人社会においての婚姻関係が引き継がれた考え方と伝統的な文化儀式的高い影響を受けていることが明らかにされる。結婚の慣習法は民族によって多くの違いがある。一般的に女子は若い年齢で結婚すし、ときには 14 歳くらいの若さで結婚する。農村地域での結婚は多くの場合、まだ家族同士によって取り決められる。結果、伝統的な結婚の形態は地域により民族により大きな違いがある。例えば婚約の儀式、結婚式、嫁入り道具、家族の生活と離婚、子供の養育の規範は違いのある例である。

「Kunama 族以外の殆どのエリトリア人の民族グループの女性はパートナーを選択しない。どのような形態の結婚がエリトリアであろうと、結婚の取り決めは両親と結婚する相手が居住する地域の間で大きな注意が払われ、社会の参加がある。」[48]

- 22.6 2003 年、世界拷問反対協会(OMCT) 発行「エリトリアでの女子に対する暴力」と題した報告書は以下のように述べている。

「エリトリアの民法では、女子も男子も結婚年齢の下限を 18 歳としている。しかしながら、慣習法の規則が大きな比重を占めるエリトリアの社会では女子が法で定める最低年齢よりずっと下で結婚している。」

「エリトリアでは広く、女子は男子より早く結婚するとの認識がある。伝統的な見解では、女子の結婚適齢期は 12 歳から 18 歳とされている。」

「エリトリアでは広く、女子は男子より早く結婚するとの認識がある。伝統的な見解では、女子の結婚適齢期は 12 歳から 18 歳とされている。ある研究では、この見方は女子が若いうちに結婚することは、結婚前に処女であることを確実にする必要があり“罪から女性を”守る為であるとされている。男性の理想的な結婚年齢は女性とは違う。上に挙げた研究では、多くの回答で男性は最低 20 歳から 25 歳になるまで結婚を待つべきだとし、何人かは多くの責任が伴うことを考えると 25 歳が最低年齢だと回答している。」[43]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

女性に対する暴力

- 22.07 米國務省発行の 2009 年人権に関する報告書 The US State Department *Human Rights report for 2009* では以下のような記述がある。

「家庭内暴力は普及していた。家庭内暴力は犯罪であるが、そのような家庭内暴力事件は滅多に法廷に持ち込まれることはなく、刑罰が法制化されてもいなかった。社会的な抑圧の為、女性は滅多に公の場で家庭内暴力を議論することはなかった。そういった事件はせいぜい家族内か、聖職者によって語られるだけであった。家庭内暴力に対する政府当局の対応は人材の欠如、不十分な資金、社会の不援助により妨げられていた。」 [4i] (section 6)

- 22.08 カナダ移民難民委員会 (IRB) が 2007 年 2 月 26 日に発表した移民申請への回答には次の記載もある。「2003 年 5 月 23 日の報告書で世界拷問反対協会(OMCT)が報告した 2003 年 5 月の内容によると、2003 年に嫁入り資金や名誉犯罪が女性に対する暴力に繋がっていると認識している。」 [68g]

FGMIについては子供 - [女性器切除 \(FGM\)](#) を参照。

- 22.9 国際連合が 2009 年 4 月に発行した「エリトリアからの亡命希望者に関する国際保護が必要な難民該当性ガイドライン」では以下のように付け加えている。

「家庭内暴力、レイプを含めた女性への暴力はそういった行為が犯罪に値すると定められた以後もエリトリア国内で大きく波及していると報告されている。さらに、家庭内暴力事件は滅多に起訴されず、法的な刑罰は法律で定められていない。中絶は違法であり、婚姻外の妊娠は社会から大きく非難され、肉体的、精神的な暴力につながり、時には死にもいたる。」 [18f] (p27)

- 22.10 米國務省発行の 2009 年人権に関する報告書ではレイプに関して以下のように述べている。

「レイプは禁固刑 10 年を上限とする犯罪に値する。集団レイプやレイプ未遂、無効とされた事件に関しては 15 年までの刑となる。婦女暴行は 6 ヶ月から 8 ヶ月までの投獄の刑を科せられる。配偶者によるレイプが違法であるかは定かではなかった。

レイプがどのくらい普及しているかについては情報がない。当局はしばしば加害者が犠牲者と結婚するよう仕向けるレイプが行われることを報告した。 [4i]

(section 6)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

女性の人身売買

- 22.11 国際奴隷制度反対運動は 2006 年に発行した「中東と湾岸地域に関する、強制労働と家庭内労働で売買取引される女性」, *Trafficking in women forced labour and domestic work in the context of the Middle East and Gulf region*, には以下のような記述がある。

「エリトリアは主に移住者の送出国である。現時点で、何人の人身売買がされたか算出することは不可能である。多くの情報ではエリトリア女性は中東や湾岸地域に雇用で移住し、中にはヨーロッパへたどり着く希望を持って出て行く者もいるとする。国を合法的に出国することが困難なことがしばしばある為、密輸業者の利用が広範囲に行われている。エリトリア政府が人身売買について取り上げる努力は見られない。TPO は確立することができたが、人身売買の法令はなく、大使館はどんな支援も提供せず、人身売買で移住した労働者が本国帰還をする手助けもしない。実際、何人かの移住労働者によれば、エリトリアへの本国帰還が一番好ましくなく、兵役義務の恐れや不法に出国して移住したことへの刑罰を受けることを恐れている。[33]

[人身売買](#)も参照。

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

23. 子供

概要

- 23.01 2010 年 5 月版の「ザ・ワールド・ファクトブック」CIA World Factbook のエリトリアのセクションによれば、42.5 パーセントの人口が 15 歳以下であり、そのうちの 1235 万 4 5 7 人が男性、1224 万 142 人が女性であるという。幼児死亡率は高く、1000 人の出産に対して 42.33 人の死産率である。出生時の男女比率はさほど大きくなく(男 1.03 に対し女 1)であり、成人人口の割合は(男 0.96 に対し女 1)である。[28]
- 23.02 エリトリアは国連児童憲章(CRC)、国際労働機関-就業が認められるための最低年齢に関する条約(138 号条約)、2005 年 2 月 16 日に調印した選択議定書-子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章の調印国である。[80] (2008 年 Child Soldiers Global Report より抜粋)

基本的な法律に関する情報

- 23.03 アメリカ合衆国議会図書館の情報によると、「エリトリアの民法では 18 歳を成年とし、また民法では 15 歳から 18 歳を慣例法に沿った婚姻形態だと認めている。[90]. 米 국무省発行の「2009 年人権に関する報告書」によれば、「結婚の最低年齢は男女とも 18 歳とするが、宗教団体はより若い年齢での結婚を祝福する。」[4i] (section 6). この報告書はまた「法的な就業最低年齢は 14 歳だとし、未成年者が交通事業や地下の炭鉱や下水事業で働くことを禁じている。[4i] (section 7). 2008 年の Child Soldiers Global Report によれば、エリトリアの選挙年齢は法的に 18 歳以上で 18 歳が自発的な兵役徴用への最低年齢だとしている。[80]. 国家奉仕令によれば、18 歳を超えた年齢の国民だけが兵役義務を含めた国家奉仕を要求される。[13]

法的権利

- 23.04 憲法は家族との生活を楽しむ観点から子供に関するの条例を第 22 条に規定している。「両親は子供に愛情をもって養育し、適正なるケアをする権利と義務がある。また子供は両親を尊敬し、老後を支える権利と義務がある。」[2] (第 22 条)

裁判と刑罰

- 23.05 報告によれば、一斉大挙と Giffas の際、子供達は家族と一緒に監禁されたという。[23] (2007 年 6 月 9 日出版 Journal Chrétien より抜粋). また報告では勾留者は子供たちとは別に監禁されたと言う。

[宗教の自由](#) □ [逮捕と拘留](#) を参照

子供に対する暴力

- 23.06 米 국무省発行の 2009 年人権に関する報告書の記述によれば、「児童虐待に対抗して闘う為の政府の政策はない。身体への罰は広く普及し、社会的にも受け入れられている。」[4i] (section 6). 子供の権利委員会は「条約本文」の報告書の中で子供の権利とし、2003 年 6 月 6 日「委員会は子供が虐待、身体罰などの不当に扱われていることについての情報が不足していることを懸念した。そして身体

罰は法律によって禁止されておらず、家庭や組織で広く使われていることに懸念を示した。[43] (セクション 31)

女性器の暴力的な切除 (FGM)

23.07 米務省発行の 2009 年人権に関する報告書には以下のような記述がある。

「およそ 94 パーセントの少女が FGM を受けている。この習慣を食い止めようとする政府の大規模な努力にも関わらず、ほとんど全ての民族と宗教団体が FGM を慣習にしている。低地帯地域ではこの陰門封鎖が最も厳しい方法で行われていた。2007 年政府は FGM の慣習を犯罪とし、禁止する宣言を発表した。2009 年には政府と他の組織団体、エリトリア国家女性同盟 (NUEW)、エリトリア青年学生組合が支援し、慣習を阻止する教育プログラムを実施した。[4i] (セクション 5)

23.08 列国議会同盟のエリトリアに関しての情報から、更に以下のような情報が追加される。

「陰門封鎖、切除、sunna（と呼ばれる切除方法）はイスラム教徒とキリスト教徒により行われていると報告されている。WHO によれば、EPLF や NUEW の反対運動にも関わらず、1995 年には 97 パーセントの普及率があった。しかし、IPU は公式な統計も出来事に関する詳細も持っていない。」

「IPU は特定の法律が存在する情報を持っていない。」

「1996 年政府は FGM を排除する宣言をした。FGM の慣習を禁止する法令を制定し、施行する。；女性の健康への問題と FMG 阻止を含める。；FGM 関連の合併症に悩まされている女性への治療、カウンセリング、リハビリの提供；政府は FGM に関する健康への影響と通常の教育プログラムを組み込んだ。；厚生省は FGM に関する政府の政策を実行し、国中のプライマリ・ヘルスケアのコーディネーターに訓練を施す提供をする。」 [54]

23.09 2009 年 8 月出版、Suwera 人権擁護センター「2008 年エリトリアにおける国家の人権」について以下のように述べている。

「2007 年 3 月 20 日、エリトリア政府は法令第 2007/158 条を発し、女性あるいは女性器切除 (FGM) を禁止した。この法令は 5 つの条文からなる。第 4 条には、FGM を行う者は 2, 3 年の禁固刑と、5000 から 10000Nafka（地元貨幣）の罰金を科せられる。女性器切除を行ったことで死に至らしめた場合、禁固刑は 5 年から 10 年になる。この法令は女性器切除を推進したり、奨励し、そのような器具やその他の方法を提供したりした人物にも適用し、その場合 6 ヶ月から 1 年くらいの禁固刑と 3000Nafka の罰金を科す。そして女性器切除を行う者が医療機関で働いている場合、刑罰は倍になり、職業ライセンスは 2 年間停止させられる。しかし、法令が発令された後に通告があったり、監禁された者は誰もいない。[22] (p10)

「2006 年にエリトリア政府が CEDAW 委員会に発表したところでは 89 パーセントの高い率で女性器切除や FGM の慣習が行われていたが、この法令の施行でどれくらい減少したかを政府は発表していない。」 [22] (p10)

人身売買

23.10 20007 年 8 月 24 日の Awate の報告には以下のような記載がある。

「Sudan の東部戦線との関係を通して、エリトリア政権はエリトリア人の子供を湾岸アラブ諸国へ送り、ラクダの騎手としての人身売買をしていた。ラクダの騎手として就業できる年齢は“法律上”では 15 歳となっているが、エリトリアの子供たちが 15 歳かそれ以下の年齢で売られているかについては定かではない。はっきりしているのは、湾岸アラブ諸国は 8 歳から 12 歳の子供を好むということである。」

「我々の情報源によれば、子供達はエリトリアの西方地域である Tessenei 近郊から連れられて来られているとする。伝えられるところによるとこの人身売買は東部戦線の職員がエリトリアの外交パスポートを持ってやってくると言う。金銭的に窮したエリトリア政権はお金を工面する為にどんな商業手段にも手を出す長い歴史がある。独立後まもなくして、ほとんどが若い女達であるが、政府は法外な値段を要求してメイドとして中東へ輸出し、出国ビザと労働許可を下ろした。[50x]

[広範囲での人身売買](#)概要を参照。

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

子供のケアと保護

孤児

23.11 英内務省発行の 2003 年 4 月 UK fact-finding 調査団の報告によれば、エリトリアの政府政策は孤児を制度化するのを阻止しており、児童擁護施設の代わりに里親制度、養子、地域密着型の子供の家（グループ養護とも知られる）などの再統一プログラムを導入している。UNICEF（エリトリアの UNICEF 代表）の見解では、この代替プログラムが同様な問題に直面している他の国々への良い模範モデルになっているとのことである。 [3] (p73). 親戚関係の利用が不可能であれば、二人の寮母と 10 から 20 人の子供がいる子供の家が政府の奨励する養護施設である。 [3] (p72-73). この配置は労働福祉省のソーシャル・ワーカーによって見直されており、指針の不足や熟練した職員の不足が妨げにはなっているが、定期的な検査が行われている。 [3] (p73)

23.12 正式な児童養護施設制度に関して、fact-finding 調査団は以下のように通達された。

「エリトリア国内にはいくつかの大規模な児童養護施設がある。中でもアスマラは一番大きな養護施設である。これらの施設は国営であるか、キリスト教 NGO により運営されており、UNICEF からは十分なベッドの数、食料、衣服の供給がある十分な施設だと考えられている。施設への入所条件は普遍的で、適用条件の基準はない。エリトリアは孤児達にはできるかぎりの全面的援助をし、一般エリトリア人も国外居住者もこの制度を支援している。」 [3] (p73-74)

23.13 UNMEE は「エリトリアの強い家族価値観の恩恵を受ける孤児達」と題して 2007 年 9 月 13 日に以下のような記述をしている。

「エリトリア伝統の強い家族価値観のお陰で、労働福祉省と UNICEF、そし

てその他の国連機関との連携により、その貢献と努力が報われ、孤児の子供達の人数が 1992 年以降大きく減少した。1992 年の全国調査では 9 万人いると認識されていたが、現在では 5 万人いると認識されている」 [88]

23.14 UNMEE は更に以下のように付け加える。

「このプロジェクトを導入された Gash Barka 地域ではこの変革が Mahzel として知られる。UNICEF の主任広報部 Leila Blacking 氏はこのプロジェクトは革で作られた伝統的なベビー・キャリアーにちなんでつけられた名前で、地域の委員会が一番弱い孤児を見分け、中央委員会に考慮してもらえるよう照会する問題を述べている。殆どの場合、孤児は親戚家族と暮らし、子供の世話をする費用や子供に必要な人生の為の資金の提供を行っている。」 [88]

23.15 UNMEE の記事では以下のことを述べている。

「社会保障部門によれば、およそ 2 万 7 千の孤児が“Mahzel”プロジェクトによって血縁関係あるいはホストファミリーに再統一されている。主任部門の Habtom Sium 氏によると好ましい選択肢の一つは孤児が親戚関係の家に預けられるということである。他の出資者と連携して、この部門は 4200 人の子供達を親戚関係あるいはその他の受け入れ意思のある家族と再統一させた。しかし、中には受け入れられた先で奨励されない子供もいる。そういった親戚関係や養子になることができない子供には 1996 年、地域社会のグループが基盤となる制度が開始され、グループ用の家が提供されている。今日、国内には 19 の団体の家があり、132 人の孤児に提供されている。[88]

23.16 UNMEE の記事には以下のような説明がある。

「Habtom 氏の話では、孤児が養護施設に送られることが最後の手段となっており、結果 Keren と Mendefera の施設は閉鎖した。アスマラの孤児院は 1945 年に設立され、現在も運営されているが、1993 年には孤児が 1 万人いたのが今では 278 人ほどまでに減少した。孤児院では保護施設、食べ物、学校、カウンセリング、職業訓練、ガイダンス、健康、スポーツと保養の重要な施設が提供されている。子供達は年齢 1 歳から 18 歳、HIV/AIDS で孤児になる子供が増加してくるにつれ、この社会保障部門では子供一人につき 200Nafka を扶養する家族に与えた。UNICEF の子供保護職員 Baerbel Hoefers 氏の言葉によれば、Mahzel プロジェクトはある意味両親をエイズで亡くした子供の扱いの問題であり、この問題にはもっと多くの資金が必要だと強調する。」 [88]

23.17 The UNMEE は次のように結論付ける。

「孤児の解除は 18 歳になるとすぐに開始されると Habtom 氏はいふ。孤児には彼が将来生活をしていく上での準備のカウンセリングが全て行われる。孤児は高校を卒業していなければならない、更なる勉強に進むか、仕事を得るかの段階に入る。孤児は家族単位で生活している子供達よりも学校に通わない子供が多い為、教育はこれらの子供達の全てのプログラムで最優先とされている。Habtom 氏はまた 1992 年に開始された路上生活をする子供達や性産業で働く若い人達を助ける目的の成功している教育プログラムのことを述べた。9000 人以上の路上生活をする子供達がこのプログラムの恩恵を受け、若い売春婦が生活スタイルを変更するのに 1 千万 Nafka が投資された。[88]

[国内避難民 \(IDPs\)参照](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

教育

- 23.18 2010 年 5 月 12 日更新の *Europa World* には以下のような記述がある。

「教育は政府の学校では無料で提供され、アスマラ大学も無料である。またいくつかは授業料を払う私立学校もある。教育は公式に就学年齢 7 歳から 14 歳の子供への義務である。初等教育は 7 歳で始まり、5 年で終わる。中等教育は 12 歳で始まり、最長 6 年である。最初の過程を 2 年と設定し、次の過程が 4 年間である。UNESCO の見積もりでは 2005 年と 06 年の初等教育登録者は就学年齢の子供の 46.5 パーセント（男 49.8 パーセント・女 43.2 パーセント）に対して中等教育の登録者数は 25.1 パーセント（男 30.1 パーセント・女 20.1 パーセント）であった。[1]

- 23.19 米商務省 2009 年人権に関する報告書 *Human Rights report for 2009* では次のように述べている。

「第 7 学年までの教育は義務教育であり、授業料は無料だ。しかし、生徒は制服、消耗品、交通等に責任を持たなければならない、それは多くの家族にとって高額である。第 7 学年以上はわずかな授業料が必要であるが、義務ではなかった。学校や教師はあらゆるレベルで不足しており、学校を朝と午後のシフトで組んで一部改善していた。地方の農村では、若い少女は家での家事を手伝う為に早く学校を出ていた。」 [4i] (section 6)

- 23.19 2010 年 5 月 12 日更新 *Europa World* は以下のように述べている。

「アスマラ大学では 2004 年と 2005 年、およそ 5500 人の生徒が学部生として登録された。アスマラ大学は公式に 2006 年 9 月閉鎖された。よって高等教育は 6 つの新しい技術機関によって提供されることになり、それぞれの機関は政府の省庁と連携している。この機関は科学、技術、ビジネスと経済、社会科学、農業と海洋訓練の分野に分かれて提供されている。」 [1]

[学校卒業と徴兵も参照](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

保健と福祉

- 23.21 2008 年 12 月付 Shaebia ウェブサイトの記事は、子供の健康がこの 2、3 年で改善されたと掲載した。

「エリトリアは特に健康一般と子供の健康分野でミレニアム開発目標を達成する第三世界では数少ない一国である。この国は小児死亡率 17 年以上の躍進的な記録を達成した。

「他のアフリカの子供達の健康状態が低い中で、エリトリアは他の国によい例を与えた。

エリトリアは小児死亡率を 50 パーセント削減し、それがミレニアム開発目標を達成する数少ない国の一つにするのだ。

「厚生省によれば、これは定期的なワクチン接種、公共キャンペーン、保健施設で働く人々の尽力、高い地域の参加率、そして何よりも国の政治的献身のおかげであるとする。その結果、エリトリアの子供達はポリオ、はしか、破傷風がなく、マラリアの死亡率はこの 2、3 年で劇的に減少しました。

「地域社会を基盤とした子供の健康管理で一番効果的であった政策の一つは 2005 年に 17 の村落を対象とし、2007 年に 63 の村落に達したものである。これらのセンターは大多数の人口が住む遠隔地への保健サービスの提供において重要な役割を果たした。

「子供への VitaminA の配布は子供の健康状態発展に役立った重要な要素の一つである。

毎年、厚生省は同じプロセスを続けて行った。医療施設のない遠隔地には保健職員が訪問をし、ビタミン A の配布を行った。」 [51]

- 23.22 米国国際開発庁(USAID)のウェブサイトには USAID がエリトリア子供達の健康改善のために、USAID が財政援助とその他の支援をエリトリア政府へ提供したと掲載している。(2010 年 4 月 27 日付 のサイトより):

「独立への 30 年間の闘争と最近の国境での小衝突に耐えてきて、エリトリアの保健制度は粗末な設備に物資の供給もなく、熟練した医療スタッフに欠けていた。1995 年時点、12 ヶ月から 23 ヶ月の子供でワクチン接種を全種受けたのは 41 パーセントでしかなく、38 パーセントの子供が何の接種も受けなかった。幼児と子供の死亡率は 1000 人に対し、割合はそれぞれ 72 と 136 であった。

「USAID はおよそ 2.5 百万ドルを毎年、母子健康改善のために提供している。この大きな支援プログラムの一環として、免疫化と子供の健康を改善することの貢献で厚生省(MoH)は USAID のいくつかの需要項目を特定した。2.3 百万ドルの援助金を得て、USAID は免疫化拡張プログラムの管理と設備、その訓練の導入の支援をした。

「USAID はまた小児疾患の統合管理(IMCI)の支援を開始した。IMCI を導入するにあたり、USAID の援助で MoH は可能な医療設備と保健職員の基準調査を行った。500 以上のあらゆるレベルの健康管理提供者が IMCI のケース・マネジメントの訓練を受けた。

保健施設の追跡調査は 2003 年に完了し、IMCI を導入するにあたっての必要な設備と薬品の大きな改善を見せた。ケアを提供する人達の実践評価もまた改善し、危険標示のチェックは 0 から 37 パーセント上昇、せき、下痢、熱のチェックは 25 パーセントから 89 パーセントへ上昇、免疫状態のチェックは 19 パーセントから 58 パーセントに上昇した。

12 ヶ月から 23 ヶ月の子供の免疫化の完全なワクチン接種率は 1995 年の 41 パーセントから 2002 年には 76 パーセントにまで上昇した。人口統計と健康調査 (DHS) によれば、このワクチン接種率は直近 5 年のサハラ・アフリカ諸国の中で一番高い数値であり、過去 7 年では 83 パーセントの改善があったことになる。これはアフリカの平均的ワクチン接種率が減少している中では顕著な数字である。 [20]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

24. 人身売買

24.1 2009 年米国務省発行の「人身売買の報告書」には以下のような記述がある。

「エリトリアは男性、女性、子供を強制労働や性産業へ従事させる供給を行っている。国家奉仕プログラムの関係で、18 歳から 54 歳の男性と 18 歳から 47 歳の女性に対し軍事力と非軍事力奉仕を提供していたが、繰り返しされる報告によれば、何人かのエリトリア人は軍事司令官の私有地や、建設業、農業部門で労働力として使われていた。これは国家奉仕令（第 82/1995）外の事業である。こういった労働者が報告するところによれば、小額の支払いを除いて、彼らの仕事への支払いは直接エリトリア政府に送金された。」[4d]

人身売買と闘う政府の努力

24.02 2009 年米国務省発行の「人身売買の報告書」には以下のような記述がある。

「エリトリア政府は人身売買排除の基本的な基準を満たそうとはせず、大きな努力をしていない。政府は透明性のある運営をせず、人身売買と闘う努力をする為のデータや統計を算出してはいない。この報告書の為に情報を提供するように要求したが、それについて回答を得ていない。」

「この報告書の期間中、人身売買の犯罪について、エリトリア政府の告訴や刑罰に対しての対応には進展がない。エリトリアの刑法第 605 条と 607 条は女性と若者の性的搾取を禁じている。女性と子供を売春に従事させることで調達すれば最長 5 年の禁固刑であるが、これは他の重罪で定められている刑罰と等しくはない。強制労働や奴隷制度は、法律の第 16 条による批准されているが現在保留中の憲法意外禁止であるが、知られているところでは現在特に人身売買による労働力搾取についての法律はない。宣言の第 11/119 条では 18 歳以下の子供を軍隊へ採用することを禁じている。政府はこの報告書の期間、調査や起訴の情報を発表しなかった。

「この報告書の調査期間、政府が人身売買の阻止について努力をしたかは知らされていない。全てが国営であるエリトリアのメディアは人身売買について公の発表や報道機関のプレゼンテーションも行っていない。政府は公に人身売買の問題について認めはしないが、労働省の中の事務所で労働事情を扱う部署があり、そこでは人身売買も含まれている。この部署の 2008 年における成果は未知である。数少ない情報源と検査官がこの省が調査を行うことを妨げている。政府は 2008 年に実行した子供の労働視察情報を提供しなかった。政府は子供の労働に関する国家対策プランとして統一と再統一を目指すことを最重要項目とし、家族、地域社会、学校を子供の労働阻止あるいは社会復帰を目指せる手段としている。エリトリアは 2000 年の国連 TIP 条約を批准していない。[4d]

保護と支援サービス

24.2 2009 年米国務省「人身売買に関する報告書」は以下のように述べている。

「今回の調査該当期間において、政府は人身売買の被害者に対して何の援助も行っていない。労働福祉省は政府の人身売買についての書類を監督するが、各々の国家間をまたがる人身売買については目的地にある在外エリトリア大使館に

よって行われる。人身売買の被害者を援助する大使館の努力については情報提供されていない。政府は人身売買の被害者の為の施設は持っておらず、支援金を出したり、NGO への支援も行っていない。政府は外国の NGO の活動を厳しく制限している。現在残っている数少ない NGO は反人身売買の活動を行っていない組織である。この報告書の該当期間、政府は性産業に従事する子供を見つけ出すプログラムを運営し、子供達を家族と再統一させることにした。2007 年の間で、300 人近い売春に従事していた子供がこのプログラムの援助を受けた。政府は 2008 年のこのプログラム達成に関して似たような情報を発表していない。政府は犠牲者の扱いに関して、不当に投獄、罰金、あるいは単に違法な行為をしたということで罰していないという保証はしなかった。 [4d]

[子供の人身売買](#); [女性の人身売買](#) 参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

25. 医療問題

概要

- 25.01 2009 年 8 月出版の WHO「エリトリア協力計画」*Eritrea Country Cooperation Strategy* の報告書の中では以下のように述べている。

「1991 年の独立以来、エリトリアは支援者の力を得て市民の大多数に公正でアクセスしやすく、手頃な値段の医療サービスを提供して大きな躍進を遂げてきている。これは健康指標に出てきた大きな改善である。」

「プライマリ・ヘルスケアの政策であるが、国家の健康対策は終了し、より高いレベルの行政によって支持されるでしょう。保健管理の配送システムに関して、まだ全ての分野において人材が極端に不足の状態である。保健サービスはこの国では三層のシステムになっており、改良する努力がまだ進行中だ。」[41c]

- 25.02 Asmera.nl のウェブサイトには更新された情報には以下の掲載がある。

「医療ケアはエリトリア国内で急速に改良されつつある。新しい病院、保健施設が毎年オープンする。Asmara 以外で近代的な施設はあまりない。基礎的な非処方薬はアスマラには置いてあるが、種類は豊富ではない。薬の供給は非定期的になることがある。訪問者は必要な薬と処方箋を持ってきた方がよい。」このサイトにはアスマラにある主な病院とある薬局の写真が掲載されている。 [25a]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

可能な医療処置と薬剤の概要

- 25.03 2009 年 8 月出版の WHO「エリトリア協力計画」*Eritrea Country Cooperation Strategy* の報告書の中は以下のように述べている。

「保健施設は急速に改善した。現在 25 の病院、52 の保健センター、180 の保健ステーション、113 の診療所がある。60 以上の異なる医薬品が地元で製造されている。主要な薬は 95 パーセント保健施設にあり、物資の供給や器具の不足はない。国営薬剤研究所が品質管理を行っている。輸血の為に血液は HIV/AIDS、肝炎、梅毒の為に検査される。糖尿病、高血圧、精神病および伝染病の結核症、HIV/AIDS とその他の性感染症は無料で治療を受けられる。政府は保険専門員に対して給料を維持し、施設や器具、その他運営、資本の投資を保持している。 [41c]

- 25.04 2010 年 4 月 AmeriCares (NGO) のウェブサイトには以下のように掲載されていた。

「エリトリア国内で進行している暴行、再発する干ばつ、農村の人口は新しい国の健康制度に大きな挑戦となっている。エリトリアは 1993 年に隣接のエチオピアから独立した。国民の 90 パーセントである 500 万人が公共の病院や診療所で無料の医療ケアを受けることができる。

「しかし、エリトリアでは 1 万人に対し一人の医者しかいない。そして殆どの健康管理提供者が大都市地域にいる。国の 80 パーセントの人口が農村に居住しており、健康管理を受診し、都市の医療施設に出かけるのはずっと困難である。こういった医療ケアへのアクセスが困難な状況は、治療可能な患者、新しい母親や

5 歳以下の子供を不必要に死亡させたりする。」

「公共の医療システムを強化させることが優先である。ここ数年は大きな投資がされ、充実した医療施設が届かない地域に新しい病院と教授設備が開かれた。」

[9]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

HIV/AIDS

- 25.05 2008 年 The 2008 国際連合 HIV/AIDS 特別総会 (UNGASS)、エリトリア厚生省作成、国家 AIDS と TB 制御部門はエリトリアの HIV/AIDS の背景情報を発表している。

「他の途上国同様、HIV/AIDS はエリトリアの社会経済発展に大きな脅威となっている。これは重要な生産労働力に影響を及ぼし、失うことになる。初めての AIDS 事件は 1988 年に報告された。現在、およそ 7 万から 10 万人の HIV 感染者がいる。2005 年に実施された ANC 定点サーベイランスによれば、妊娠した女性の HIV の有病率は 2.38 パーセントである。これには地域、区間、年齢、職業により差がある。2006 年にアスマラ、Massawa の (CSWs という) と国内の長距離トラック運転手の感染危険度が一番高い人口に向けて実施した特別調査では HIV 有病率はそれぞれ 8.08 パーセント、14.67 パーセント、7 パーセントであった。アスマラで行われた TB 患者に対しての調査は HIV 有病率 34.33 パーセントであった。これは同時感染率が高いことを示している。一般の人口の有病率が 2.38 パーセントだとすれば、感染危険度の一番高い人口の有病率は非常に高く、大規模な介入が必要であることを物語っている。[71] (p6)

- 25.06 政府が先導して HIV/AIDS と闘うプロジェクトに 2001 年設立された HAMSET がある。HAMSET とは HIV/AIDS、マラリア、性感染症、結核のことである。これは World Bank がサポートする多部門プロジェクトで、政府省庁、民間団体（非政府組織 NGO、信仰を基盤とする組織、民間企業、HIV/AIDS 陽性者の参加がある。(2008 年 UNGASS より抜粋) [71] (p7)

- 25.07 2008 年 UNGASS の報告書では、治療について以下のように述べている。

「エリトリアでは HIV の高度患者 2006 年の人数はおよそ 1 万 2600 人であった。このうち 15 パーセントの 1884 人は国の治療協定に沿い、抗レトロウィルス薬の治療を受けている。2007 年 HIV の高度感染者は 1 万 2940 人であり、そのうち 3062 人が抗レトロウィルス薬の治療を受けており、その割合は 24 パーセントであった。ここで特筆すべきは、ART は適格者に対し無料でケアを実施した。

国内の HIV 患者は 7 万人から 10 万人いるとされている。National Strategic Framework は重要なゴールとして治療、ケア、サポートの規定を設けている。これに沿い、MOH は最近国家 ARV 一連と医療ケアのガイドライン、その導入プランの最終決定を行った。2006 年、MOH はエリトリア HIV/AIDS 管理マニュアルを作成した。増加する HIV 患者に対応して、政府は病気に精通し、温情のあるケアの提供者に頼りつつ、この複雑な病気を彼らに理解させる援助をし、HIV 関連の病気に対処することを助け、人生の期間と質を向上し、安心と治療を提供するよう認識している。

「これらの目標を達成する為、保険管理の提供者と施設を国内で移動させることが必要であろう。(2006 年 NATCoD より抜粋)

比較的低い普及率と大都市支配の感染率で、63 パーセントの AIDS ケースが首都の病院から報告される。それ故、抗レトロウイルス薬はこれらの病院やそのような地域に提供される。2005 年 9 月、ART は首都 5 か所とその他の町に設立された。ART は初回設立から 6 つの区域に拡大され、2007 年までに少なくとも一つの ART が各区域に設立されている。2007 年時点、30 か所ある公共、軍事、私立病院のうち 14 か所で抗レトロウイルス薬を提供しており、これは保険施設の 47 パーセントを占める。」 [71] (p35)

- 25.08 2009 年 12 月、Shabait ウェブサイトに掲載された報告書「HIV/AIDS 感染を阻止する絶え間ない努力への道」と題した記事の中に、AIDS 患者への医療サービスが記述されている。

「自発的に HIV/AIDS の血液検査とカウンセリング・サービスに来る人達の数が増えており、これが HIV 感染の減少に貢献していると、厚生省の HIV/AIDS と TB のディレクターである Anderberhan Tesfatsion 博士は語っている。」

「アスマラ宮殿で行われた集会において、博士は全ての機関やパートナーの努力を奨励し、感染を阻止して HIV/AIDS 感染者に対する社会的差別を阻止するよう言葉を述べた。」

Anderberhan 博士はさらに指摘し、HIV/AIDS の患者に対して政府は惜しみなく無料で生存期間を延長させる (ART-抗レトロウイルス治療) を紹介し、それによって生産力を増強することができるよう促した。

「博士はエリトリアでの HIV/AIDS の普及率は周辺地域に比べ、エリトリアが一番低くはあるが、高リスク・ゾーンに位置するこの国では協力した活動が必要であるとした。」 [26b]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

肝臓透析

- 25.09 2008 年の Shabait の報告によれば、「肝臓病の患者への透析治療がエリトリアに紹介された。それに伴い、Orotta Referral Hospital では近代設備を 4 つ導入した。」更に、「エリトリアの看護婦は新しい設備を扱う訓練を適確な監視の下で行う。」そして「以前は透析を行う患者は外国へ出かけて治療していた。」と記述している。 [26a]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

精神衛生

- 25.10 世界保健機関 (WHO) 「精神保健データ 2005 年」の国別情報エリトリアでは、1997 年に精神保健政策が考案されたが、刑法以外の特定の精神保健法律はない。国家精神保健プログラムはなく、精神保健への予算も組まれていない [41a] (p1-2)。実際の法律では、WHO 精神保健データによれば、「精神保健はプライマリ・ヘルスケアの一部である。」とする。実際、申告な精神障害はプライマリ段階の治療を受けることができる。深刻な精神障害は最初に第 3 段階 (St Mary's 精神科

病院)で受ける。しかしながら、第二段階、初期段階のプライマリ・ケアで受診できるものには制限があった。[41a] (p2). WHO の精神保健データ 2005 年では、フェノバービタル、クロルプロマジン、ジアゼパムの治療がプライマリ・ケア段階で受診可能だった。[41a] (p3).

- 25.11 2006 年に WHO が発行したエリトリアの精神保健医療システムには以下のような報告がある。

「1971 年、政府はアスマラの南西に神経精神科病院の St Mary's 病院を設立した。この病院は 120 のベットを提供する計画あったが、今日では 160 のベットに大幅増加した。それ以来、36 のベットの廊下で寝るものが、4 から 6 のベットの部屋へと転換した。この病院では今日、入院部門と外来部門を含むいくつかの病棟に分かれている。[41b] (p6)

「2005 年精神神経科病院のスタッフは精神科の主任 1 名、女性の寮母 1 名、管理者 1 名、主任看護婦 4 名、精神科看護婦 8 名、精神科学部卒業 1 名、11 人の一般看護婦、22 人の保健アシスタントが研究室一つと医薬部門一つを支えている。[41b] (p6)

「男性患者には二つの病棟がある。一つは一般民間人、もうひとつは軍人患者である。女性患者には軍人と一般民間人向けに一つである。現在、患者を拘束する唯一の方法は患者の足首をベットに縛り付けることである。3 分の 1 あるいはそれ以上がそのように縛り付けられている。」

「外来患者の部門は週 5.5 日開いている。およそ 10 人の新しい患者が毎日来院し、これはおよそ 2700 人の患者を毎年診ることになる。時々患者は照会されて来るが、殆どは自発的に来る。入院、来院患者の大多数がアスマラ地域から来る。」[41b] (p7)

「厚生省 MoH はおよそ 60 人の職員を基本的な精神保健知識の訓練を施したが、医師も看護婦も 1 週間で診断とよくある精神障害の治療、その後のケアを訓したが、何人かの専門家は知識を活用することができたが、大多数が良好な精神障害の薬の配送システムがなく、こういった薬品が手に入らない為に活用できないとしている。[41b] (p7)

「エリトリアの精神保健政策は 1998 年に再編され、次のような項目も含んだ。コミュニティ保健サービスの発展、大規模な精神病院の縮小、プライマリ・ヘルスケアの精神科保健内容の発展、人材、利用者とその家族の関わり合い、権利擁護と推進、患者の人権擁護、異なるグループの利用の公平さ、財政、質の改善監視システムである。」

「これに加え、必要不可欠な薬のリストも提示された。このリストには抗精神病薬、抗不安薬、抗うつ薬、気分安定剤、抗てんかん薬が含まれる。」

「2004 年のデータでは、精神保健施設あるいは個人開業で働く医療従事者は人口 10 万人のうち 0.83 パーセントである。この 10 万人の内訳は、精神科 0.06 パーセント（精神科医二人）、その他の医者 0.06 パーセント（医者二人精神科専門ではない。）看護婦 0.33 パーセント（看護婦 12 人）0.03（一人心理学者）、しかし、ソーシャル・ワーカーや職業訓練された治療専門家はいない。[41b] (p18)

See also [Overview of availability of medical treatment and drugs](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

26. 人道に関する問題

26.01 2009 年 6 月国際連合の IRIN は以下のように報告している。

「エリトリアは食糧の危機に直面している。援助職員はその重度について、移動の制限と政府の対策である“自立”があり、その場所に行くことができないので明確にできないとしている。

「降水量が今年も減っている。アフリカで最も乾燥した地域である。ある援助機関が発表したところによれば、エリトリアは食糧要求水準のたった 30 パーセントの生産しか満たしていない。」

「国連児童基金（UNICEF）の報告によれば、北方地方の Gash Barka と Anseba で重度の栄養失調に陥っているという。この数値は危険度レベルの 15 パーセントを超えている。2009 年の 2 月までに、食糧供給治療センターの登録率は 2008 年の 2 から 6 倍にまでなった。」

「UNICEF は上昇する食料価格が 2 百万のエリトリア人に影響しているであろうと警告を出した。これは人口 3 百 60 万員の半数以上である。国連機関は 130 万人の人口が貧困ライン以下で一番被害を受けているとみている。

「アスマラではテフのような主要な穀物が一キロあたり 8 ドルするが、これは平均的家族には買えない値段である。テフはエリトリア料理の主流インジェラというパンケーキを作るのに使われる。4 人家族では少なくとも 25 k g を消費するが、これは 200 ドルすることになる。テフは主食というより、贅沢品となりつつある。[19c]

26.2 2010 年 UNICEF（国連児童基金）の人道的活動レポートは以下のように記載している。

「弱く不安定な降水量が 2009 年前半のエリトリアの特徴であった。この国はアフリカで最も乾燥している地域の一部である。生きる為には季節雨量が重要になっている。悪化する状況には高額の食糧価格の影響が含まれており、多くの家庭の生計に重くのしかかり、これが国内難民増加の要因となっており、女性と子供達を路上での生活や仕事に追い込んでいる。栄養不足が急激に増加し、食料供給の治療センターが 2009 年には昨年に比べ 6 倍にも増えた地雷がエリトリアでは大きな脅威となっており、不発弾の爆発による犠牲者や死亡者の半数以上が子供である。」[27]

26.3 2009 年 12 月版 BBC ニュースの報告では、エリトリア政府の食糧配布政策はいくつかの地域による食糧の不足により悪化していると伝えた。

「エリトリアが推進する食糧自立政策は、政府は否定しているが穀物の押収があると告発されている。これは検証するのが難しい。」

「降水量が減少して干ばつが一層悪化し、作物は破壊され、家畜は飢えている。アフリカの角にいる地域 1900 万人の人口が国連の食糧支援を必要としている。」

「しかし、エリトリアは食糧供給援助を拒否している。」

「エリトリアの駐 EU 大使 Girma Asmerom は BBC に対し、“外国の食糧援助は

地元の人々を悪者扱いにし、彼らを怠けものにする。”と述べた。」

「彼はエリトリア政府は大豊作であった国内各所からの食糧輸送を含め、独自の食糧戦略をもっていると語った。」

「しかし、北エチオピアの難民キャンプへ国境を越えて逃れてきたエリトリア人の話では、政府の政策は大きな飢餓を引き起こしていると言う。」

「エリトリアの農民の話では、政府は収穫を押収し、8パーセントの市場価値しか支払わなかったと言う。」

「政策の支持者はそれが基礎食糧の値段を抑えるだろうと述べている。」

「しかし難民の話では、政府が家族に買うことを許可する量は充分でなく、警察は穀物を市場の値段で更に売る人を逮捕すると我々に述べた。」

「我々が Girma Asmerom と接触した際には、彼は政府が食糧を農民から押収することなどはないと強く否定した。」 [8p]

[経済](#) 参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

27. 移動の自由

- 27.1 米國務省発行の「2009 年人権に関する報告書」は以下のように述べている。

「まだ批准されていない法律と憲法は移動の自由、外国旅行、国外移住、国内帰還を定めている。しかし、政府は実際、以下の権利を制限した。

「市民は通常国内を自由に移動することができ、また住居の場所を変更することができるが、政府は国内の数箇所地域への移動を制限し、とりわけスーダンとエチオピア国境地帯には制限があった。政府はパスポートや出国ビザ取得への要求を継続して変更していき、時にはパスポートや出国ビザを予告なく中断することがあった。国家奉仕に従事する市民は時々国内の移動、パスポート、出国ビザを拒否された。以前パスポートを発行された多くの人々が更新を許可されず、出国ビザも与えられることがなかった。軍事警察は兵役忌避者や脱走兵を見つける為、定期的にアスマラやその他の都市との間に路上ブロックを設置し、また路上で人々の足を止め、身分証明を提示しない人や地域に入る移動許可の手紙を提示しない人々を強制的に拘束した。

[4i] (セクション 2d)

- 27.2 2009 年に出版されたフューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵—エリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」は以下のように述べている。

「エリトリアには厳しい移動の自由の制限がある。市民が益々国外へ出て行く中で、政府の大量国外脱出を食い止める方法は次第に残酷化していった。エリトリア国内では移動は様々な機能を通して同等に境界線を引かれている。」 [29e] (p62)

「2008 年、とある訪問者がエリトリアを訪れた話によれば、バスが何度も停止し、乗客は身分証明カードを見せるように言われた。何人かは国家奉仕を終えた書かれているラミネート加工のカードを所持していた。その他はある特定の場所へ移動する許可で滞在期間に制限がある手紙を持っていた。」 [29e] (p63)

- 27.3 アスマラにいる外国籍の人々は市外に行くには許可が必要であると、外務および英連邦省のウェブサイトの Travel Advice (2010 年 3 月更新版) のセクションに掲載されている。

「全ての外国籍の人々は、アスマラ市外への移動に許可を得ることが要求されている。これには大使館の職員、エリトリアに住む外国籍の居住者や仕事をしている人々も含まれる。アスマラ以外で仕事をしている人々においても、自分たちが居住、仕事をしている地域から離れる際は移動許可が必要である。アスマラ内にある移動許可申請書は外務省（または関係する省庁）の協定部門で取り扱っている。アスマラ外では地域の Zoba(地域)行政事務所で扱われている。許可には数日かかり、時には拒否や延滞もある。 [10c]

[一斉大挙 \(Giffa\)](#) も参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

28. 国内避難民 (IDPs)

2009 年 2 月出版、国内避難民監視センター報告書「エリトリア・IDPs 帰還または再定住。しかし国境地帯の緊張は続く。」では以下のように述べている。

「2006 年前半、政府は全ての IDPs が故郷地域の村へ帰還、あるいは再定住させる目標で努力する構えを示した。2006 年 3 月、Gash Barka と Debub の国境地帯にはおよそ 8900 の国内避難民の家族がいた。(2006 年 3 月 Government of Eritrea より抜粋。) これはだいたい 4 万 5000 人くらいの人数に相当する。2007 年 9 月までに、1 万人の集団社会に住む人々を含めた 3 万人以上が出身地へ戻るか、あるいは再定住をした。

「国連からのあらゆる情報源によると、2008 年中ごろまでに全てのエリトリア人 IDPs は帰還するか再定住したとされる。UNDP の情報源では、2009 年初めの段階では何人かの IDPs が未だ集団生活をしているとされている。(2009 年 1 月更新の UNDP-Eritrea より抜粋。)

「政治の最前線では、国境の画定と Badme 町の行き詰まりが深刻な危険を伴った闘争を続けて何度も引き起こすとし、このことがアフリカの角地域の重要な不安定要因となっていた。エチオピア政府が EEBC による仮想国境画定を拒否した後、一方的なエリトリアの導入と UNMEE 平和維持軍の排除が新しい紛争の危険を増長した。」 [84]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

29. 外国避難民

- 29.1 米国務省発行 2009 年「人権に関する報告書」にはエリトリアの避難民の状況が描かれている。

「エリトリアは 1951 年の難民に関する国連議会と 1967 年の議定書の当事国ではなく、1969 年のアフリカ連合会議で開催されたアフリカにおける避難民の特殊な問題の当事国ではなかった。そのような背景から、政府は法的に避難民を扱ったり、保護施設の地位を提供することができない。しかし、実際には政府は避難民の居住国あるいは自由が人種、宗教、国籍、特殊な社会団体に属するメンバーであることや政治的な意見によって追放、帰還が脅威にさらされることに対して保護を提供している。政府はスーダンからの 135 人、ソマリアからの 4300 人に対し、一見したところの臨時保護を行った。報告によれば、政府はエチオピアの反体制派グループに参加したエチオピア人避難民にだけ物資を与えたと言う。エチオピア人避難民で、反体制派に参加しない人物は政府の職員から嫌がらせを受けたという。

「政府は非市民に対し、毎年居住者カードの料金を払うことを要求した。国籍に関しての差別はなかった。この料金は 100Nafka (34 米ドル) で、外国人が貧乏ではないと示すのに使われた。もしその外国人が料金を支払うことができなければ、まず本国帰還の為にその人物は ICRC へ照会される。その人物が帰還を拒否すれば、60 日間の投獄になり、そのサイクルはもう一度始まることになる。」 [4i] (セクション 2d)

- 29.02 2008 年 3 月 24 日の Awate 報告によれば、スーダン人、エチオピア人、ソマリア人の避難民である反体制グループで、以前エリトリア政府からは歓迎されていた人達が今ではエリトリア政府からの財政的支援が得られない為に経済破綻に陥っているとしている。それゆえに、スーダン人、エチオピア人とソマリア人の反体制派グループはエリトリアを出て移動する段階にあるとしている。[50n]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

30. 市民権と国籍

- 30.01 1992 年 4 月出版、エリトリア国籍布告第 21/1992 条にはエリトリアの国籍基準、法律に関しての詳細な記述がある。[7]
- 30.02 2004 年 1 月 27 日、英国内務省は在ロンドン・エリトリア大使館より一通の書簡を受け取った。その中には、英国からのエリトリア国籍取得に関していくつかのポイントが明記されていた。
- “a エリトリア人の父あるいは母を持つ者は、3 人の立会の下でエリトリア国籍の取得資格がある。
 - b この 3 人の立会人の政治的視点は国籍を成立させることに関係しない。
 - c 国籍を取得する当事者の政治的視点はエリトリアの国籍、パスポートを得ることに関係しない。
 - d 1993 年の国民投票は国籍認定の前提条件ではない。
 - e 海外居住者が 2 パーセントの税金を払っていることがエリトリア国籍、パスポート取得の前提条件ではない。
 - f 外国で避難民の地位を申請している事はエリトリア国籍、パスポートを得る上で妨げにはならない。
 - g 全ての申請書は大使館の領事部で本人によって記載され、エリトリアの外務省によって承認されなければならない。大使館からの標準形式以外の申請書は受領されない。[14]
- 30.03 英国 fact-finding 調査団は 2003 年 4 月 29 日、「もしその人物の両親あるいは祖父母がエリトリアで出生した人であれば、その人物は確実にエリトリア国籍の資格があるが、これを証拠付けなければならない。また申請者は政治的見解それらのことを尋ねられることはない。 [3] (p46-48)

国籍の証明: 3 人の目撃証言

- 30.04 2003 年 4 月 29 日発行の英国 fact-finding 調査団報告書には“3 人の立会い方法”についての詳細が記されている。[3] (p48). FFM は「申請者は“3 人の立会人”のいづれかが申請者をエリトリア国籍だと証明することができるとしている。“3 人の立会人”はエリトリア人でなければならない、エリトリアの身分証明カード、あるいはパスポートを所持していなければならない。すべての成人は国の身分証明を持っているはずで、エリトリア人パスポートを所持している者も持っているはずだが、身分証明記録は中央に統括しておらず、個人についての情報を得るのが時々難しい。書類はその人物の国籍を証明する足がかりとなるが、現在エリトリア政府はこの“3 人の立会人”規則に頼っている。」 [3] (p48)
- 30.05 さらに、「彼ら（申請者）は個人的に知る 3 人のエリトリア人であれば、世界のどこにいる人物であっても構わない。その人物が海外にいるのであれば、その国のエリトリア大使館で質問に答えてもらうことになる。これらの質問は標準的なものであり、どのくらいの期間当該申請者を知っているか、申請者との関係等である。彼らは用紙にサインをし、それはファックスされる。」 [3] (p48)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

異民族間の結婚と出生

これより以下はエリトリア人混血やエチオピア人結婚の再結合に関する文章である。

30.06 2003 年 4 月 29 日、英国 fact-finding 調査団は「殆どの場合、両方の配偶者がエリトリア国内にいたのであれば、異民族間の結婚は問題ではない。配偶者がエリトリアとエチオピアに別れている場合、ICRC が調整、訪問して一時的に再開させる。もし両方の配偶者がエリトリアにいる場合、その非エリトリア人は居住者許可の申請をすることになる。これは例えば国籍を証明できない人物にも適用される。その人物が資格を証明しようとする際は、その人物に 6 ヶ月毎更新の居住許可を与える。ほとんどの在住許可には、その人が仕事をする事が許されている。人物が追放された異民族間結婚の場合、できるだけ迅速に対処し、エリトリア政府はそのようなケースに非常に同情的に対処する。 [3] (p50)

30.07 2003 年 FFM の報告書には以下のような記載がある。

「移民間の出生の場合、エリトリアのルーツがあると証明できる場合はその人物に大きなおおきな問題はない。これは国籍宣言にある通常の手続きでエリトリア国籍の資格がある。」 [3] (p50)

30.08 2005 年 3 月 8 日付に国別情報諮問委員会の会議に準備された情報では、UNHCR は（家族の再結合と離別された家族の ICRC 訪問調整）について以下のように述べている。

「現実に、大部分のケースは非常に困難なケースに直面しており、国をまたがって移動できる唯一の手段である ICRC が全ての人々に適用されるわけではない。ICRC と帰還することになった場合、その人物は永久的に移動することを決断しなくてはならず、しばしばエチオピアはエリトリア人の配偶者の到着を受諾しなく、反対もありえる。」 [18b]

30.09 2005 年 3 月 8 日、国別情報諮問委員会の会議に準備された情報では、UNHCR は（国籍問題に関して）以下のように述べている。

「もしその夫婦が異民族間結婚の場合、その外国籍の者がエリトリア国籍を得ることは非常に難しい。二重国籍の場合、その人はエリトリア国内に滞在していればエリトリア人市民とみなされ、それ以外の国籍とは見なされない。西欧諸国外交団とエリトリア政府の摩擦を引き起こす問題の場合で、特に拘禁といった場合はそうである。 [18b]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

エリトリアのエチオピア人の地位

- 30.10 2003 年 1 月に出版されたヒューマン・ライツ・ウォッチ報告書「アフリカの角：大量追放と国籍問題」は以下のように述べている。

「エリトリアに居住するエチオピア人で（1998 年から 2000 年のエリトリア・エチオピア紛争）時点にエリトリア国籍を希望していなかった者の法的地位は論争の焦点にはならない。エリトリア政府はそういった人々を外国人とみなした。それらの人々にはエリトリアの身分証明カードやパスポートを自動的に発行せず、エリトリア国籍の為の仕事には雇用しなかった。またエチオピア人はエリトリアの国家奉仕に召集されることはなかった。居住と出国手続きに関しては、エリトリア政府はエチオピア国籍の人々を国内に居住する他の外国籍の人々と同様に、通常の機関や手続きを通して扱った。言い換えれば、エチオピア人は居住許可や出国の際には出国ビザを取得することが要求された。」 [29a] (p31)

- 30.11 2003 年 4 月、英国 fact-finding 調査団は以下のように報告した。

「ある国際監察員が述べたところによると、2000 年以降エチオピア人への態度が変わったという。政府が先導した結果によるものではなく、公衆と警察の彼らに対する態度が変わったのである。帰還する選択をとった人々の主な原因は生活の為に稼ぐことができなくなったことである。働くことができなくなった人々には、離れるという選択以外ないのである。」 [3] (p45)

- 30.12 2007 年 2 月 20 日付 の申請に関する回答で Canadian IRB は ICRC が帰還する者を継続して援助したと記載している。UNMEE はその手順を監視し、次のように返信を付け加えた。

「国連事務総長は”エチオピアをルーツとする人々がエリトリアで差別に直面し続けている。とし、これには支払いの要求をされたり、高額な”帰還手続きの許可”を要求されたりすることが含まれていると述べている。更に、エリトリアの血統である人物は帰還する前に拘禁されているとの報告があると述べた。国連安全保障理事会に届けられた国連事務総長の報告では、総長はエチオピア政府とエリトリア政府に繰り返し懇願し、”帰還が自発的に行われ、適切で尊厳のあるやり方で遂行されるべきだ。”と述べた。」 [68c]

- 30.13 2009 年 8 月発行の赤十字国際委員会(ICRC)報告書によれば、「エリトリア政府は赤十字国際委員会(ICRC)に通告し、エチオピア人帰還に関してこれ以上関与しないと伝えた。当局によれば、この決断は 2008 年後半と 2009 年前半にエチオピアが二つの帰還運営の一方的なキャンセルをしたことで動機付けられた。」更にこの報告書によれば、2000 年以降、4 万 3000 人のエチオピア人とエリトリア人市民がそれぞれの国に帰還した。この結果エリトリア当局の ICRC 活動停止が決定し、更にエリトリア当局の決定が今後エチオピア人の帰還希望に影響しないとしている。[40b]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

31. 偽造と不正に獲得した文書

- 31.01 2008 年 7 月 8 日付にカナダ移民難民委員会（IRB）の調査理事会が発行した、“情報請求に関する回答”からの情報によると、エリトリア政府は不正に取得された身分証明が存在することを発見し、これがどのくらい日常的に行われているのか分からないとする。“情報請求に関する回答”はまた 2008 年 3 月更新の“Indian Ocean Newsletter”の情報で、エチオピア避難民がエリトリア国籍の身分証明カードを Khatroum のエリトリア仲介業者から買っているということである。
[68f] (p50)

- 31.02 2008 年 7 月 8 日付けのカナダ移民難民委員会（IRB）は以下のように述べている。

「エリトリア国籍の身分証明書を取得する為には、その人物がエリトリア出身であることを証明しなければならない。その人物が 1993 年以降エリトリアに居住するならば、その人物はエリトリア出身とみなされる。そういった人物から出生した人々（父親あるいは母親、または両方）はまたエリトリア出身であると考えられる。

—これは以下の要件から判断される；

—出生証明書

—40 歳以上の 3 人の立会人

—その他関係する書類[68d]

- 31.3 2010 年 4 月付、米務省のビザ相互協定スケジュールには、以下のような記載がある。

「エリトリアのパスポートには申請者の国籍が記載されていない。米国外交ポストはエリトリア人のパスポートにビザを発行するが、可能であれば国籍を示した書類をパスポートと一緒に提出するべきだと強く要求する。エリトリアの身分証明カードは 18 歳以上のものに Tigrinya 語とアラビア語だけで発行され、簡単に変更できることがエリトリア市民であることを決定的に証明することを難しくさせる。」 [4c]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

32. 出国と帰国

パスポートの申請

32.01 2010 年 4 月にアスマラの英国大使館から得た情報は以下である。

「政府の省庁や関係機関で働く人々はパスポートを取得する前に政府の許可を受けなければならない。その他の個人は地方政府の行政官から承諾を得て、出生証明、軍事・国家奉仕の医療免除の証明、と身分証明カードを提出する。そして行政官は移民局（地方都市にオフィスがある）へパスポートを発行するよう促す。全ての地方移民局はパスポートを発行することができる。これには料金が発生する。今日では時おり、最初のパスポートを発行するのが非常に難しくなっている。実際、病気、老齢等で軍事・国家奉仕から免除された人々や、政府の職員で公式のビジネスに海外へ渡航する必要がある人々はパスポートの取得が比較的簡単であった。しかしこういったケースでも、パスポートの申請が必ず受諾されるとは限らない。将来、パスポートは生体認証機能を持つようになり、英語、Tigrinya 語、アラビア語で印刷される計画がある。」 [10e]

32.02 米國務省発行の「2009 年人権に関する報告書」には以下の記載がある。

「政府は二重国籍を認めていない。それゆえ、エリトリア血縁の人々は皆市民である。通常、市民は帰国する権利があったが、これには出国ビザも含め、外国で稼いだうちの 2 パーセントの税金を何らかの政府のサービスに支払った証明をしなければならなかった。国外に居住する市民の申請書は、もし申請者が法律を破った場合、深刻な伝染病にかかった場合、他の政府から政治的避難民の非該当者と宣告された場合等、ケース・バイ・ケースで考慮される。」 [4i] (section 2d)

32.03 2006 年 1 月 1 日、外国籍の人々に対しての入国情報、エリトリア内の旅行について新しい規定がエリトリア当局から発せられた。エリトリア政府は全ての訪問者、外国人居住者に対し、アスマラ市制限外での旅行に関して許可を得るよう要求した。[4b] (2008 年 3 月 19 日付 US Overseas Security Advisory Council [OSAC]より抜粋); [38a] (2006 年 5 月 31 日 *Eritrea Daily* より抜粋。) OSAC の旅行警告は「エリトリア政府（GSE）は警備と安全の観点を理由にアスマラ市以外の地域を旅行する制限を発令した。」と記述した。[4b]

[移動の自由](#)を参照

出国ビザ

- 32.04 2009 年米国務省の「人権に関する報告書」の中で、エリトリア政府はエリトリア市民に出国許可が下りる前に出国ビザを取得することを要求しているが、多くのエリトリア人にとって取得が難しい。

「市民といくつかの外国人が国を出国する際には出国ビザを取得することが要求される。通常出国ビザを拒否されるのは 54 歳までの人々であり、これらは国家奉仕を終了したかどうかとは関係がない。47 歳以下の女性、エホバの証人のメンバー、政府に対して好意的か、批判的かとは関連しない。2006 年政府は 11 歳以上の子供に対しての出国ビザを拒否し始めた。また 5 歳くらいの年齢の子供達に対しても、国家奉仕の召集年齢に近づいている、あるいは帰還した両親が海外に居住する市民に課せられる 2 パーセントの所得税を支払っていないという理由で出国ビザの発行を拒否した。何人かの市民はおよそ 150 万 Nafka（1 万米ドル）の債券を支払った後に出国ビザを与えられた。[4i] (section 2d)

- 32.5 2010 年 4 月にアスマラの英国大使館から得られた情報は以下である。

「出国ビザはかつてステッカーの形で発行されたが、2009 年以降はビザ詐欺の為にスタンプに変わった。これらは標準形式で作成され、英語である。

出国ビザは無料では発行されない。現在の料金は一つの出国ビザにつき 8（英ポンド）である。もし政府の職員が公式ビジネスの為に出国すると見なされ、しかし確認できない場合は、料金を支払わなくてよい。

出国ビザは地域のオフィスである移民局から発行される。これらの地域のオフィスはすべて出国ビザを発行する権限を持つ。申請者は自己申請しなければならない。

実際、海外に旅行を希望する大多数のエリトリア人が出国ビザを発行されず、法的に出国することができない。政府の職員や公使は公式ビジネスとして承認され、確実に出国ビザを取得することができる。ビジネスマンはほとんどいつも年齢制限を満たしていなければならない。言い換えれば、ビジネスマンは出国ビザの申請を許可される前に 57 歳以上でなければならない。女性も特別扱いや免除はない。例えば国家奉仕を終え、あるいは結婚をして子供がいる女性でも、多くの女性が正真正銘に海外渡航をする出国ビザを拒否されている。宗教聖職者やイスラム教聖職者達は宗教の信仰に関連することとして外国で開催される集会やイベントに向けて出国ビザを取得することができるが、例えばローマ・カトリック教会などの政府公認宗教の一つに属する人物でなければならない。」

「複数の出国ビザは発行されない。出国ビザは 1 ヶ月間有効であり、1 回の渡航限りである。」 [10e]

- 32.6 2008 年 9 月に発行された Awate の報告書「PFDJ にとっての昨日の標的は今日の収入機会」でエリトリア人でスーダンを通って出国する人々全てに対して、エリトリアとスーダン政府によるビザ体制の同意があることを引き合いに出した。この報告書では以下のように述べている。

「ユーロや米ドルと引き換えに Khartoum にあるエリトリア大使館では脱出者にエリトリアのパスポートを発行し、安全なビザを所持させる（ほとんどが沿岸アラブ諸国方面に行く人々である。）皮肉なことに、エリトリア政府の国境警備員

に何日も前に見つかっていた場合、エリトリア市民はその場で射撃される。外国へのビザが確保されると、彼らはスーダン移民局から出国ビザを得る必要がある。エリトリア政府職員との調停で、スーダン政府は自国の移民局にエリトリア人が Khartoum のエリトリア大使館からの非拒否の手紙を持たない限り、出国ビザを発行しないよう指令する。非拒否の手紙を発行する前、エリトリア大使館は申請者に非常に長いフォームの中に（親戚、住所等）の記載を要求し、彼らの目的地にあるエリトリア大使館に情報を転送する。これで彼らが外国の地に到着した際の忠誠が確実になる。[50y]

- 32.7 2009 年フューマン・ライツ・ウォッチ発行の「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」からの抜粋で、以下のように追加される。

「出国することを許可された後、多くの数の人々が国外逃亡をして帰国することを拒否する為、国家奉仕に街頭する年齢の若い人々への出国ビザは常に拒否された。14 歳以上の子供の出国ビザはいつも拒否されたが、米國務省は 5 歳の子供への出国ビザが拒否されたと報告した。ある老齢の女性が外国にいる子供達に会うため海外に渡航しようとした話では、外務省は 54 歳以上の男性と 47 歳以上の女性が出国ビザの該当者であるとする兆候を語り、“老人だけが旅行に行ける”と話した。」 [29e] (p63-64)

- 32.08 2008 年 5 月 21 日の Awate 記事によれば、エリトリア政府の公使や政治家と近い関係にある個人は、その他のエリトリア人より出国できる自由があった。

「子供、政府高官の家族、公使で構成される少数の特権グループや、忠誠心のある幹部達、時には特別な病気の診断で治療が必要な人々は Asmara 空港を経て旅行することが許可され、ペーパーレスの政治的避難民という態度で西側諸国に永住許可を取得することができた。避難民の地位を獲得すると、エリトリアに何度も行き来し、自分たちが“避難保護施設”を必要とした政権の熱烈な支持者となる。同様に多くのエリトリア国内で人権侵害の犯罪を犯す者たちが家族を外国へと送り込み、家族に会うために何度も渡航する。」 [50k]

- 32.09 2010 年 4 月、医学的な治療目的で出国ビザが必要な人々に関してアスマラの英国大使館からは以下の情報が得られている。

「医学的な治療目的で海外へ渡航を希望する人々は政府の医療委員会が発行する医療証明書を取得しなければならない。医療委員会はその人物の医療検査を実行する権限を持つ医者達により提供される。医療証明は医療検査が行われた後のみ発行される。その人物の年齢や病気の状態により、国家への軍事・国家奉仕は撤回されることがある。この問題は地元の医療機関の意見により左右されるものであるので、外国人の医者による手紙も要求されるとは思わない。」 [10e]

- 32.10 2009 年 5 月更新の Awate には以下のような報告がある。

「2009 年 5 月 1 日付で、全ての非該当者、国外へ永住に出国する人（自国に帰国する権利を放棄することを証言した後、文書にする。）への出国ビザは禁止になる。「国家奉仕を完了していない。」者にもビザの提供を禁止する。(i.e. すなわち、50 歳以上の兵役) は継続される。」 [50d]

[移動の自由](#)を参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

国外居住のエリトリア人に課する税金の支払い要求

- 32.11 2009 年フューマン・ライツ・ウォッチ発行の報告書「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」には以下のような記述がある。

「エリトリア政府が経済的、政治的理由で国外亡命する者を抑圧する方法は様々である。政府は離散している全てのエリトリア人に対し 2 パーセントの所得税を納めることを希望する。国外居住をする人達に税金を課することが国として合法ならば、エリトリア政府が個人に所得税を払うことを強いるやり方は深刻な人権問題に関わってくる。もし避難民やその他のエリトリア人の国外居住者が 2 パーセントの所得税を支払わないとすると、政府は通常エリトリアにいる家族を、恣意的に拘留、罰金を強要し、ライセンスを無効にしたり、土地を押収するなどしてビジネスをする権利を否定する。 [29e] (p75)

「しかし、この 2 パーセントの税金は財政機能として働いているだけではない。政府は政治的な容疑がある個人の必須書類であるパスポートなどを否定し、エリトリアに居住している人々に外国に住む親戚の“清算”の書類提供を要求して離散人口を結集して制御するのに利用する。彼らの親戚関係を集結させ、2 パーセントの所得税を払うことを確実にする必要性があるのである。 [29e] (p75)

「政府に対して批判的であると知られる、英国に住むある男性は「彼の家族は、彼が税金を払うことを拒否している為にエリトリアで申請した土地を拒否され続けたという。清算とは大使館が外国に居住するエリトリア人に対し税金を支払ったとし、2 パーセントの税金を払い続けているとする証明を発行するのに課する料金である。エリトリアに住む女性の話では、彼女の何人かの隣人は米国に住む子供、居住している者が 2 パーセントの税金を払っておらず、清算の証明を提供できなかったとしてビジネスライセンスを無効にされた」と語っている。 [29e] (p76)

「大使館はエリトリア人移民と避難民の旅行書類を持っていない者やパスポートの更新を要求する者に対して特定の力を働かせている。ローマに住むある避難民はパスポートの更新を拒否されて言う「税金を払わなければパスポートの更新をしてくれない、パスポートがなければ、イタリアに住むことが許されない。だから直接的にも間接的にも払わなくては行けないのだ。」 [29e] (p76)

[移動の自由](#)を参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

エリトリアからの非合法出国

- 32.12 2008 年 9 月 25 日付 Awate の報告による「非合法出国；無制限の大量出国」は以下のように述べている。

「エチオピアやスーダンへの亡命はおよそ月に平均 300 人くらいおり、ここ数カ月で倍に増えた。エリトリアにある大使館のほとんどは領事館の任務を提供していない。結果、エリトリア人は近隣諸国のケニア、スーダン、ジブチへ入

国ビザを取得する為に出かけるものだった。50歳以下のほとんどのエリトリア人は軍事力あるいは予備兵として登録されているであろう。出国ビザはかつて年配の市民や国外居住者と再結合する人々だけに与えられた。現在、エリトリアの移民局は全面的にパスポートとエリトリアからの出国ビザの発行を拒否している。」[50q]

- 32.13 エリトリアを非合法に出国しようとすることは深刻な結果を及ぼす。2009年のフューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵―エリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」には以下のことが記載されている。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチは多くの情報筋から国境を越えようとした人物は公式に“射撃して殺す”というポリシーがあることを伝えられた。国外亡命した以前の職員はヒューマン・ライツ・ウォッチにそのような命令が有効であったと語った。「今では法律は国境を超える人を殺すことにある。その法律は一年前に変わった。」もう一人の上級職員は次のように語る。「噂は流布していた。かなり多くの人々が国境を超えると射撃しますというアナウンスがあったという。」[29e] (p39)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

亡命が却下された人々の扱い

- 32.14 逮捕された人々、あるいは拘束された人々、自発的に帰国した人々で亡命を却下された人々でない場合、G15/G11 政治的拘留者の一人である Aster Yohannes の妻 Saret Ramadhan は2004年5月19日のアムネスティ・インターナショナルに報告されたように以下のように語る。

「Aster Yohannes のように外国から帰国したエリトリア人は政府に反対する容疑者として、恣意的な拘留をされる危険性をはらむ。たとえその人物が外国のパスポートを持っていたとしてもだ。2003年5月、二人のエリトリア人 Saleh Ali Sheikh と彼の妻 Saret Ramadhan はサウジ・アラビアからの到着時、アスマラ空港で拘束され、“消えた”と報告されている。」[5c] (p22)

[警察 - 恣意的な逮捕と勾留](#)を参照

33. 外国に居住するエリトリア人避難民

概要

- 33.01 2009 年フューマン・ライツ・ウォッチ発行の報告書「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」には以下のような記述がある。

「エリトリアは現在、世界でも避難民創出のトップに位置する。国外脱出は本当に最後の手段である。なぜなら、国外で避難民が直面する事態は非常に恐るべきことで、避難場所を探す難民が強制されて帰国した場合、拷問、死などの非常に過酷な罰が待っているからである。エリトリア政府は正式な出国ビザがない出国を犯罪とみなし、国家奉仕から逃れることは裏切りとみなす。」 [29e] (p65)

「エリトリアを離れることは簡単なことではない。上記のとおり、国境地帯、炭坑地帯では警備が厳戒に敷かれ、“射撃して殺す”のポリシーがエリトリアを出国するのを困難にしているのだ。それにも関わらず、何千もの人々が国を出る。ほとんどの避難民はエチオピアやスーダンの過密状態である避難民キャンプに行きつく。より多くの人々がヨーロッパに向かい、スーダンやリビアを経由していく。彼らはサハラ砂漠を超えるという厳しい状態に直面し、リビアやスーダンの警察から拘禁や恐喝の危険にさらされる。」 [29e] (p65)

「エリトリアの国外流出は増加している。米国難民移民委員会は、毎月およそ 600 人のエリトリア人が国境を越えてエチオピアに入国しているとする。2009 年 1 月、エチオピア政府は人数が 900 人に達したと述べた。2007 年、国連は少なくとも 1 万人のエリトリア人避難民がスーダンに到着し、2008 年までにこれは明らかに上昇し、少なくとも 1 万 3 千人が新しく到着した。内部の見積もりによれば、多くの人々が避難民の地位を申請することがなく、リビアでの移動でスーダンに不法に居続けているとする。UNHCR によれば、2008 年、3 千人以上のエリトリア人がエリトリア人難民希望者の EU への入口であるイタリアに渡り、2007 年の 2 千人から 50 パーセント増加した。」 [29e] (p65-66)

リビアのエリトリア人避難民

- 33.02 2006 年 9 月、「流れを阻止する；避難民と移住者への虐待」ではリビア政府によるエリトリア避難民、移民の扱いについての情報が含まれており、6 章ではエリトリア人避難民、移民がリビアで拘禁されている Kufra のような場所の粗末な状態の報告がある。死、放置無視や虐待が記されている。 [29b]

- 33.03 アムネスティ・インターナショナルは 2007 年 2 月 8 日、緊急警告を発令し、リビア当局により拘禁されている 430 人のエリトリア人が強制帰還をさせられることに対する懸念を表明した。

「報告では、リビア当局は鞭打ち、レイプあるいは、性的虐待を何人かの拘禁者に行い、そのうちの数人は監禁中に拷問、あるいはその他の虐待によって死亡したとされる。アムネスティ・インターナショナルの情報によれば、430 人の拘禁者のうち女性と子供を含んだ 130 人が al-Marj の拘留所センターに監禁されており、その場所はリビア首都 Tripoli から 1000km 離れた場所で、その他の人々の 300 人は Tripoli から 200Km 離れた Misratah に拘禁されているとする。」

「2006 年 8 月、300 人のエリトリア人がリビアで拘禁され、国外退去の脅威にさらされている。しかし彼らは国外退去をされていないが、どこにいるかは知ら

れていない。」(2006 年 8 月 24 日 UA 225/06, MDE 19/004/2006,より抜粋).” [5q]

- 33.04 2008 年 1 月、AI はさらにリビア政府の違法移民者 100 万人以上に対する国外追放プログラムについて、エリトリアへ送還することを警告した。BBC は 2008 年 1 月 17 日、ヒューマン・ライツ・ウォッチがリビア政府を非難したと報告した。 [8q]

- 33.05 2009 年発行のフューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」報告書は以下のように追加する。

「リビアの移民に対する虐待は、エリトリアへの強制送還を含め、多くの歴史的な書類で明らかになっている。 拘置所の状態は酷く、勾留者はしばしば鞭打ち、その他の虐待、医療ケアや UNHCR へのアクセスを拒否される。 [29e] (p70)

2008 年 7 月、リビアは 230 人のエリトリア人を送還する計画を立て、これがアムネスティ・インターナショナルに国外追放に反対する警告へ駆り立てた。アムネスティの報告によれば、700 人くらいのエリトリア人が Misrata の拘置所に拘留されており、現在国外退去の危険にあるとした。2008 年後半、イタリアに到着する前 Misrata で過ごした避難民がヒューマン・ライツ・ウォッチの調査員に話したところによれば、同様の数の人々が恐ろしい状態で Misrata の拘置所に拘留されていると伝えた。彼らが語るところによれば、リビアは何百人ものエリトリア人を拘留しており、その他の避難民も他の場所で長期間の間拘留されていたという。 [29e] (p70)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

イスラエルのエリトリア人避難民

- 33.06 2009 年フューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」は以下のように報告している。

「イスラエルに到着するエリトリア人がここ数年増加している。イスラエルは入国に成功した多くのエリトリア人に更新できる労働ビザを交付したが、これらの人々に対し正式な難民の地位を授けていない。エリトリア人もまたエジプトからイスラエルに入国してくる何十もの避難民のうちの一部であったが、足止めされ、臨時的に国境で勾留され、イスラエルの治安部隊によりエジプトへ強制的に送還される。2008 年彼らの保護の主張を擁護することなく、イスラエルの治安部隊は何百もの人々をエジプトへ送還した。2008 年にイスラエルによって拒否された何人かのエリトリア人は、エジプトの警察により Sinai で拘禁され、エリトリアへ強制送還された人々である。」 [29e] (p69)

- 33.07 2008 年 2 月 27 日付、IRIN の記事によれば、イスラエルの政府が主にエリトリア人で占める 240 人のアフリカ系避難民を一斉大挙し、大量送還をする構えであると伝えた。UNHCR は 7 千 4 百人以上の大量入国を過去 3 年で記録した。 [19b]

- 33.08 2008 年 8 月 31 日付 Reuters の報告「イスラエルはアフリカ系移民を一斉大挙によりエジプトへ国外退去させる」は以下のように記述している。

「イスラエルはユダヤの国に滑り込んできた何十ものアフリカ系移民をエジプト

へ強制送還させた。人権擁護家は避難民がエジプトから彼らの母国へ帰還させると何人かが拷問の危険にさらされると脅威を感じている。

エジプトの治安部隊が伝えるところによれば、イスラエルが 48 人のエリトリア、スーダン、セネガル国籍移民の人々を今月の 2008 年 8 月に送還し、カイロは全ての人々を国外退去させる計画であるとした。

活動家によれば、エリトリア人はスーダン人の人数を超えてイスラエルにおける最大のアフリカ系移民だという。ほとんどがエジプトを経由して到着し、宗教迫害から逃れてくるペンテコスタル派キリスト教徒、徴兵忌避を回避する人々を含めている。

エジプトは何年にも渡り、何万人にも上るアフリカ系移民に耐えてきた。しかし、緊張状態にある Sinai 国境とイスラエルを越えて流れ込んでくるアフリカ系移民の増加を阻止しようとする抑圧で、ここ数ヶ月の態度は気難しくなった。[76b]

- 33.09 2010 年 3 月発行、France24 ニュースの報告によれば、エジプト政府は最近イスラエルとの国境間の警備を強化させ、最近、不法にエジプトとイスラエルの国境を越えようとした何人かのエリトリア人が射撃して殺されたという。その報告によれば、「エジプト警察は 2010 年 3 月 27 日、不法に国境を越えてイスラエルに入国しようとした二人のエリトリア人移民と思われる人々がいたので射撃して殺した。治安職員が AFP 通品に語った。その射撃の間、4 人が負傷し、そのうちの一人は重傷、一人は逮捕された。」その報告はさらに「今月初め（2010 年 3 月）国連がエジプト警備隊にイスラエルに入国しようとするアフリカ系移民を射撃することを阻止するよう要請した。ここ 2、3 年でおおよそ 60 人がそのような事件で殺された。[52]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

エジプトのエリトリア人避難民

- 33.09 2008 年 7 月 1 日、合計 740 人のエリトリア国籍の人々（655 人男性と 85 人女性）がエジプトから強制帰還した。エリトリア国营ニュース・エージェント Shabait によれば、帰還者は「温かい歓迎のもてなしに満足している」と語ったという。[11c]. 2008 年 7 月 10 日、Awate は帰還者がこの後どのように扱われるかのコメントを控えた。[50]. 2009 年 1 月 8 日の Reuters の報告によれば、エジプトは 32 人のエリトリア人団を 2009 年 1 月に国外退去させた。これらのほとんどはエジプトの砂漠からイスラエルへ逃亡しようとした人々であったとする。これらのエリトリア人は国の首都アスマラに送還された。[76c]

- 33.11 2009 年発行のフューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」報告書は以下のように追加する。

「2008 年 6 月エジプトはスーダンからエジプトへ渡った 1200 人のエリトリア人を送還させた。2008 年後半時点、少なくとも 740 人の帰還者がエリトリアにある Wi'a の軍事刑務所に勾留されている。」 [29e] (p68)

「2008 年 12 月と 2009 年 1 月、エジプト当局はさらに North Sinai にある Nakhi 拘置センターと al-Arish 市近郊の警察に拘留されている何十人もの“エリトリア

人を国外退去させた。Nakhi に拘留されていたおよそ 100 人ものエリトリア人がイスラエルによりエジプトへ帰還された。Nakhi に拘留されている間、エリトリア人はエリトリア大使館の職員に訪問され、登録されたが、UNHCR はこの施設への出入りを拒否された。[29e] (p68)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

エチオピアのエリトリア人避難民

- 33.12 2009 年 Suwera センターの人権に関する報告書「2008 年エリトリアにおける国家の人権」*The State of Human Rights in Eritrea 2008* には以下のような記述がある。

「エリトリア人避難民のエチオピアへの入国は 2000 年エリトリア・エチオピア紛争の戦争終結より開始した。避難民はエリトリア国境に近いということから、Wa'ala Nehbi のキャンプから Tigray 地域の Shimelba キャンプに 2004 年より定住させられていた。Shimelba キャンプは Sheraro 町南方 33Kms に位置している。最初のキャンプが満員に達したので、もう一つのキャンプがエリトリア国境から離れた Mai Ayni にオープンした。 [22] (p27)

- 33.13 2010 年 4 月付、Sudan Tribune 発行のレポートによれば、最近エチオピアに新しい避難民キャンプがオープンした。

「エチオピア当局は今週（2010 年 4 月 12 日－17 日）、増加するエリトリア避難民の数にあわせ、新しいキャンプを国の北部にオープンしたと述べた。」

「Tigray の Adi Harush にあるこの新しいセンター（難民キャンプ）は 2004 年以降この地域に設立されるものとしては 4 番目である。」

「最初の一団である 356 名が木曜（2010 年 4 月 15 日）にキャンプに到着した。このうちの大部分 80 パーセントが 21 歳から 34 歳の若い人々で構成されていたとエチオピア政府の難民帰還者問題帰還（ARRA）が伝えた。

「ARRA によれば、およそ 200 人の若い男性と女性が“度を越えた抑圧、徹底的な人権妨害、強要された兵役徴集を回避する為”毎月エチオピアとエリトリアの国境を超えるとする。」 [62c]

- 33.14 米国務省 2009 年発行「人権に関する報告書；国別報告書エチオピア」で以下のように述べている。

「これまで 2008 年までの年に、毎月平均 800 人から 1000 の新しいエリトリア人避難民が到着し、およそ 400 人から 600 人のエリトリア人避難民がヨーロッパやその他の目的地へ行く為にエジプトとスーダンへ第二の移民として出国する。UNHCR はエジプトに拘留され、エジプト政府により国外退去を命じられて My Ayni に帰還する 150 人以上のエリトリア人避難民の受付と輸送を援助した。

「政府は全ての避難民に対し、キャンプに残るよう要求した。国のどこかに住むことを特別に許可されていない限り、ほとんどのキャンプがエリトリア、ソマリア、スーダン近くの国境に位置していた。そのような許可は主に高等教育機関へ行く、医療的治療を受けに行く、あるいはキャンプ内治安の脅威を回避すると

いう場合に与えられていた。2009 年の年、政府は何人かのエリトリア人に対し、家族とキャンプの外に居住する自由な移動を許可する政策を拡大した。[4h]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

スーダンのエリトリア人避難民

- 33.15 2009 年出版のフューマン・ライツ・ウォッチ「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」では以下のように述べている。

「ここ 5 年にわたり、スーダン政府とエリトリア政府が益々関係を強化してスーダン当局によるエリトリア難民帰還への抑圧が増してきた。これはここ数十年に渡って行われてきたスーダン政府によるエリトリア避難民受け入れと矛盾している。」 [29e] (p67)

「現在、ほとんどのエリトリア国外脱出をしてスーダンに入学してきた人々はスーダン東方の避難民キャンプに入るか国内を移動し続けているか、あるいはより安全で安定できる場所を探してその他の国へ向かっているかである。スーダンのキャンプに滞在していない避難民は特に恐喝、スーダン当局に強要される帰還で極度に虐待に対して弱い。スーダンの治安当局はエリトリアの治安機関と連携している。」 [29e] (p67)

「スーダンでは 10 万人のエリトリア人が Kassala, al-Gedaref, Gezira や Sinar にあるオープンキャンプに居住している。およそ 3 万人がこれら地域の町に居住しており、他少なくともさらに 3 万人がそれ以上が Khartoum に住んでいる。少なくとも 1 万人の新しい人々が 2007 年の間に到着している。スーダン政府職員の話では、1 万 3 千人のエリトリア人が 2008 年にスーダンに到着した。政府が語るところでは、もう耐えられなくなっており、国連に助けを求めているとしている。」 [29e] (p67)

- 33.16 2008 年 1 月 3 日付 Awate 記事では、スーダン国境警備員に逮捕されたエリトリア人には何が起こるかについて、以下のように詳しい情報を提供している。

「彼らが国境を渡る時、スーダン人の国境警備員によって逮捕され、1960 年から数千人に上るエリトリア人を拘留してきた避難民キャンプに拘留される。しかし彼らが避難民キャンプに到着する前に拘置所センターに引き止められる。そこでは所持金の金額や、携帯電話あるいは外国に住む親戚の住所が書かれている住所録を尋ねられる。所持金は取り上げられ、外国にいる家族に電話してお金を送ってもらうよう指示される。拘置所センターからは Wed Sherifey 難民キャンプに移送される。そこでは当局から写真を撮るための 3 米ドル相当の料金を払うよう言い渡される。もしそこでお金を支払わなければ、ほとんどの場合が支払わないのであるが、移送キャンプの掘っ立て小屋の中に投げ出されるか、エリトリアへ送還される。写真を撮るお金を持っていれば、キャンプ 26 に移送され、難民の身分証明書を受領する為の 10 米ドルを払うよう言い渡される。[50i]

- 33.17 この記事が継続して記述するところによれば、一時滞在キャンプと避難民キャンプの環境が記述されており、どちらも過密状態で食糧は不足しており、女性においてはスーダン警備員からの性的いやがらせの危険があったとする。その記事ではさらに、エリトリアの逃亡者が Khartoum や Port Sudan へ移動する途中、

Kassala で見つかった場合、逮捕されたと記述している。また、エリトリア当局は地元の東スーダン国境警備員へエリトリア人の逃亡者を逮捕し強制的に国外退去させた場合は奨励金を与えたと述べている。 [50i]

- 33.18 2009 年 12 月 3 日付、国連 IRIN による最近の報告書には以下のような記述がある。

「東スーダンは 6 万 6 千人以上のエリトリア人避難民を迎え入れている。一番初めは 1968 年のエリトリア独立の為のエチオピアとの紛争で勝利した時に到着した。今日ではエリトリアの無期限の兵役徴集制度と干ばつ、経済的な貧困が毎月 1800 人の人をスーダンへ渡らせることになっていると、国連難民帰還 UNHCR は述べている。

「ヨーロッパあるいはイスラエルへの大量逃亡により、避難民はスーダンでのより良い生活を夢見ている。しかしその代わり、何千もの人々が恐ろしいキャンプ状態の現実に目が覚める。食糧、医療ケアの欠乏とスーダン人との乏しい資源を共有するのである。エリトリア国境近郊の Kassala 州にある Shagarab キャンプの受付センターの到着時では、すぐには避難所を提供されない。避難民としての地位が確認されてのみであり、それには 4 週間から 6 週間かかる。彼らはテントや山小屋に移動することができるが、時には自分たちで建設しなければならない。

「Shagarab は東スーダンにある 3 つの大きなキャンプのうち一番ひどい状態の場所である。そこには 21000 以上の家があり、殆どがエリトリア人避難民であるが、何人かはエチオピア人やソマリア人もいる。毎月 1800 人もの到着者には若い男性でエリトリア軍隊の強制徴集を逃れた者も含まれる。」

「国連世界食糧計画は食糧援助をキャンプに供給するが、避難民が言うには充分でないと言う。子供への教育機会もまた不十分になっている。東 12 キャンプにいる 1 万 5 千人の子供達のうち 6000 人が学校の受け入れ余裕がない為、初等教育を受ける機会がない。以上、UNHCR のアフリカ人ディレクター George Okoth-Obbo が後に Khartoum で語った。

「その他の避難民は雇用を見つけるため、スーダンの他都市へ移動する。政府はおよそ 4 万人の避難民が大都市中心に住み、スーダン人とサービスや仕事の機会を共有する。UNHCR が言うところによれば、政府はエリトリア人亡命希望者を拒否していないとするが、政府は避難民キャンプを削減しようとしている。

「スーダンで避難民は仕事をすることが許される。しかし政府の政策は彼らをキャンプの中に留めておくことであると避難民副委員長 Abdallah Soliman Mohamed 氏は語る。避難民の子供達にはより良い教育の機会はなく、国際的な寄付者がキャンプを 40 年以上に渡って援助している。UNHCR は避難民が自立できるような方法を探していると語っている。 [19e]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

34. 雇用に関する権利

- 34.01 米 국무省発行の「2009 年人権に関する報告書」にはエリトリアの雇用権利についての基本的な情報がある。

「法律は労働者の興味を保護する為、組合を組織し、参加する法的権利があることを規定している。しかし、いくつかの政府の政策は集会の自由や、いくつかの組合を組織することを制限している。これには民間サービス、軍事、警察、そしてその他の必須とされるサービスを提供する組織も含まれている。政府は教師連盟、女性連盟、若者連盟や労働者連盟を含む全ての組合の運営を行っている。これらの組合にはメンバーシップが必要である。政府は個人ビジネスの従業員が独立した組合を結成することは奨励しなかった。組合の指導者は通常政府の雇用者で、組合の活動は政府により制裁されていた。20 人あるいはそれ以上の人数が組合を結成する場合、労働福祉省からの特別許可が必要であった。2009 年、政府が労働組合の結成に反対したという報告はない。しかし、政府はどの組合も承認しなかった。」

「法律はストライキを許可する。しかし、全ての組合は政府と密接に連携しており、そういったストライキが実行されたり、権利が推進されることはなかった。」

「法律は組合が活動を介入なしに運営することを許可する。そして団体交渉は許可されている。実際、全ての組合が政府に従属しており、労働組合の労働者の賃金、PFDJ が所有する事業の従業員、政府の職員の賃金は政府が決められている。小規模民間事業者の労働者は個人で組織してはならなかったが、賃金については個々で定められていた。」

「殆どのビジネスは政府所有であったので、組合は反組合差別を経験しなかった。」 [4i] (section 7)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

強要あるいは強制労働

34.02 国務省発行の「2009 年人権に関する報告書」には以下のような記述がある。

「法律は強要あるいは強制労働を禁止する。これには子供も含まれる。
しかし、特に国家奉仕プログラムにおいて強制労働は行われた。

「政府は 18 歳から 54 歳までの男性と 18 歳から 47 歳までの女性に対し軍事訓練と民間事業計画を含めた国への奉仕プログラムに参加することを要求した。しかしながら、動員解除の基準は不明瞭であり、多くの者が政府によって選ばれたどの地域や施設でも無期限に働くことが要求された。報告では市民が何年間にも渡って最低賃金を下回り、終了時期の見通しもなく、昇進や給料が上がる事もなく、兵役中は旅券や出国ビザのアクセスを拒否されて移動の自由を制限されながら従事したことを示している。政府はエチオピアとの国境について、まだ画定していない草案を正当化した。何人かの徴兵メンバーは市民の職業に戻るよう任命されたが、彼らの持つスキルが政府や経済を機能する上で重要だとして名目上は軍に残った。これらの人々は続いて徴兵の給料額だけを受け取り続けていた。政府はその給料の額を超える稼ぎは全て没収することを要求した。政府の職員は通常、離職や新しい雇用を見つけて働くことはできなかった。徴兵忌避者は政府の発展プロジェクトの労働力としてしばしば徴用された。」” [4i] (section 6)

34.03 2009 年出版フューマン・ライツ・ウォッチの報告書「一生の徴兵ーエリトリア国家の抑圧と無期限の徴兵」では、国家奉仕にはいくつかの強制労働が含まれている点があることを述べている。

「2002 年、国家社会経済発展努力の Warsai Yekalo 発展キャンペーン(WDYC), は法で規定する国家奉仕 18 ヶ月は無期限に延長されるとし、すべての成人男性と女性は国家の指示のもとで 40 歳まで（実際現在は 50 歳、55 歳）あらゆる能力で働かなければいけないとしている。無期限の国家奉仕は 6 ヶ月の軍事訓練で始まり、12 ヶ月の軍事配備かその他の政府省庁で国防省の指示の下で働くことになる。何人かは軍事あるいは与党幹部が経済を独占して所有、管理する会社で働くことに召集される。[29e] (p3)

34.04 国家奉仕と軍事奉仕の区別について、ヒューマン・ライツ・ウォッチは上記を引用して次のように説明している。

「「全ての国家奉仕が軍事奉仕というわけではない。多くの召集された人々は軍事に配属されずに民間発展プロジェクトに配属されたり、商用事業に割り当てられ、彼らの給与は国防省へ支払われる。しかし、国防省は国家奉仕プログラムを統括しており、もし建設プロジェクトを行う誰かが逃亡した場合、彼らはやはり軍法の下で逃亡兵として扱われるのである。」 [29e] (p43-44)

「ヒューマン・ライツ・ウォッチによりインタビューされた避難民は軍事と民間奉仕に違いはないと強調する。徴集は国家の寛大な措置により同等に扱われる。一人のエリトリア人学者によれば、「人々が気づいていないことの一つには、エリトリアには軍事奉仕はないということである。あるのは Hagerawi Agelglot（国家奉仕）であり、これはもっと大胆で一般の軍事奉仕より幅広い。兵役義務はこれが一番通常のものであるが、召集された人々に課された多くの異なる課題の一つにすぎない。[29e] (p44)

34.05 2010 年 5 月に発行されたフリーダム・ハウス「世界の自由報告書 2010 年

Freedom in the World 2010 : エリトリア」では以下のように述べている。

「政府の政策は公式に自由な事業を支援しており、市民は名目上仕事を選ぶことが自由で、個人事業を設立し、政府の妨害なしにそれを運営することができる。しかし、エリトリア国内で個人事業として残っているのはごくわずかだ。これは大きく召集システムにあり、労働可能な男性や女性が無期限に国家奉仕に束縛されて、政治エリート達が管理する事業へ強制労働させられるからである。2009年のヘリティッジ財団経済の自由度指数では、エリトリアにはビジネスを開始、運営する際にその他の障壁があるとしている。規制の主にと高い信用コストも含める。そこではエリトリアを準サハラ・アフリカ地域で2番目に経済自由度の悪い国として位置づけている。[36]

See [Military and National Service](#); [Trafficking](#)

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

Annex A: 年代順 主な出来事

- 1952** エリトリアとエチオピアが連邦を組む [1]
- 1958** エリトリア解放運動（ELM）が設立。 [1]
- 1961** エリトリア解放戦線（ELF）を設立し、エチオピアからの独立の為の武装蜂起を開始。 [1]
- 1962** エリトリアの地位がエチオピアの一地方都市にまで制限される。 [1]
- 1972-74** エリトリア国内でエリトリア解放戦線（ELF）と分派の人民解放軍（PLF）の内戦が起こり、これが 1977 年に後のエリトリア人民解放戦線（EPLF）になる。 [1]
- 1974** 革命に強硬派マルクス主義“デルグ”政権の力が及ぶ。 [1]
- 1977-78** エリトリア解放戦線（ELF）の更なる分離。 [1]
- 1985** ELF と分派の 2 度目の内戦。これが ELF の更なる分派につながり、効果的に軍事力として中和されていく。EPLF は現在エチオピア与党の主要反対勢力である。 [1]
- 1989** EPLF が Masawa を占領。 [1]
- 1991** **5 月: EPLF がアスマラを占領**； EPLF captures Asmara; at same time エリトリア人民革命民主戦線(EPRDF)が Addis Ababa を占領し、デルグ政権を破壊する。人民革命民主戦線は EPLF をエリトリアの政府と認定し、住民投票により 1993 年エリトリア独立を認めた。 [1]
- 1993** **4 月:** 国連の監督により行われた住民投票はエチオピアからの独立を圧倒的に承認することになった。 [1]
5 月 24 日: 独立を宣言。 [1]
5 月 28 日: エリトリア国の独立の国際的承認。； EPLF はリーダーの Issayas Afewerki を初代大統領とする臨時政府を設立。 [1]
6 月: エリトリアのアフリカ統一機構（Organization of African Unity ）承認(現在のアフリカ連合)。
6 月 8 日: Issayas Afewerki が最初の国民議会でエリトリアの大統領に選出される。 [8a] [39]
- 1994-95** 憲法改正議会がエリトリア国内で開かれるが、反体制派は招かれなかった。 [1]
- 1994** **2 月:** EPLF が民主正義人民戦線 PFDJ になり、多元主義的政治体制を支持して受け入れた。 [1]
- 1995** **5 月:** 国民議会は植民地時代の規制であった 10 区分の地域を 6 つの管轄地域に区分する提案の承認をした。 [1]
11 月: 国民議会は地域の新しい名前を承認し、区分境界線と下位区分の詳細を承認した。 [1]
- 1997** **5 月 23 日:** 憲法制定会議で新憲法が可決されたが、完全に批准されてはいない。

- [1]
- 1998** **5 月:** エチオピアとの国境紛争が激化。数千のエリトリア人がエチオピアを追放され、多くにエチオピア人がエリトリアを離れた。この紛争は 2000 年まで続く。
[1]
- 1999** 国境紛争が 1998 年、エリトリアとエチオピアの間で開始して継続。1999 年にはエリトリアとエチオピアの軍隊で多数の衝突が起きた。[1]
- 2000** **4 月:** OAU が開催した Algiers での平和会議が失敗。
 5 月: エチオピアとエリトリア間の戦闘が再開する。 [1]
 6 月: エリトリアとエチオピアが停戦同意に調印。国連軍の国境監視に同意する。
 [1]
 12 月: エリトリアとエチオピアが Algeria での和平同意に調印。国境、勾留者の交換、難民の帰還、賠償請求の聴取を設立する委員会に同意した。[1]
- 2001** **2 月:** エリトリアはエチオピアとの国境地帯で国連の提案による暫定非武装地帯を受け入れた。[1]
 エチオピアは国連が支援する協定により、国境紛争を終結させ、エリトリアから軍隊を完全撤退させたと表明した。 [1]
 4 月: エリトリアはエチオピアとの国境地帯から軍を撤退させたと表明し、両国の間で主要和平協定が調印された。 [1]
 5 月: PFDJ の反対派中心グループが大統領を公に強く非難する。このグループは“G15 グループ”あるいは“G-15”として知られる。(これはその後の情報筋で G11 になり、G15/G11 として呼ばれるようになる。) [1]
 9 月: 政府が全ての個人所有新聞紙を封鎖する。この後警察は 10 人の主流ジャーナリストを逮捕する。[5c] (p6)
 治安部隊は G11/G15 に属する 11 人のメンバーを拘留し、4 人が逃亡して逮捕される。[1]
- 2002** **2 月:** 国民議会は PFDJ 中央委員会から 75 人と直接選挙で選ばれたメンバー75人で構成されることが決定した。8 人以外の 50 人のメンバーの制憲議会政府の任命で、暫定システムでは反対派が参加する規定はなかった。 [1]
 3 月 31 日: 2001 年 9 月、10 人のジャーナリストが逮捕され、ハンガー・ストライキを開始した。10 人のうち 9 人がアスマラの第一警察署から未知の場所へ移送された。[5c] (p7)
 4 月 13 日: International Tribunal が国境決定を公表する。エリトリアとエチオピアの両国が勝利を得た。Badme を巡っては紛争が引き続き起こっている。[1]
 5 月: G-15 拘留者の妻 Roma Gebremichael が逮捕される。 [5c] (p7)
 5 月: 国連難民高等弁務官 (UNHCR) は、今年末までにスーダンにいるエリトリア人避難民が自動的に難民の資格を得ることはないことを表明した。
 10 月: Malta は 200 人以上の亡命希望者をエリトリアへ送還させた。彼らは到着すると拘留され、告訴や更なる説明をされることなく隔離監禁された。[5c] (p5)
 11 月 29 日: 1,130 人の POWs と 95 人のエリトリア出身の抑留者がエチオピア当局により解放され、本国へ送還された。 [1]
- 2003** **3 月:** 国境委員会は Badme をエリトリア領内とした。エチオピアはその規定に反論した。[1]
- 2004** **2 月:** 元カナダ外交官 Lloyd Axworthy が特命全権公使としてエチオピアとエリトリアの行き詰まりを解除するよう援助する。 [1]

- 7 月: 国連事務総長 Kofi Annan がアフリカの角を訪れ、エチオピア・エリトリアと平和プロセスを先導する弾みをつける。 [19a]
- 9 月: UNMEE はエリトリア政府が再度重要な供給路で移動する制限を設けたことに対し失意の念を表明する。 [19a]
- 11 月: Zenawi 総理大臣がエリトリアとの境界線の行き詰まりを終結させようとする 5 ポイント計画を発表し、彼の国は「原則として」受け入れるだろうと述べ、2002 年 4 月、独立国境委員会がこの敵対する二つの国に終止符を打つ意図で決定した。しかし、彼はその規定は尚も違法で、理にかなっていないと主張する。彼は更に、Hague を基にした決定の導入には常に「両国の深刻な緊張関係が更に増すことに繋がり、平和を弱体化させる。」とした。 [19a]
- 12 月: エリトリアはエチオピアに独立委員会が 2002 年の国境論争で決定した国境線を維持するよう呼びかけ、国際社会にアフリカの角の平和と安定を保証するよう促す。これはエチオピアに対し「国境委員会との連携で境界の迅速な画定を確実にする。」ことが要求されており、「Algiers 同意への完全で無条件の敬意」を求めたことになる。 [19a]
- 2005 2 月: 国連は大勢の軍隊がエチオピアとエリトリア国境間に配備されているのに注意した。軍隊はそれぞれの地に留まったが、エチオピアの兵士は前線 20–40km 範囲に入ってきた。 [8h]
- 8 月: 国連特別公使の人道危機 Martti Ahtisaari 氏がアフリカの角地域を 8 日間の訪問し、長期に渡る食糧安全への展望を審査した。政府が USAID に対しアフリカの角での活動を停止するよう求めた。 [19d]
- 10 月: 政府は国連ヘリコプターが飛行した数日後で、国連平和維持活動の移動をさらに制限する。 [19d]
- 12 月: エリトリア政府はアムネスティ・インターナショナルが主張する宗教的迫害を拒否する。国連はエリトリアがヨーロッパと北アメリカ人員を排除するという決定をした後、UNMEE 職員をエチオピアへ移動させた。 [19d]
- 2006 1 月 20 日: エリトリア正教会の総主教が逮捕される。 [31a]
- 6 月 1 日: エリトリア政府による移動制限が国内の外国籍と二重国籍所持者に実施される。 [4c]
- 10 月 16 日: エリトリア軍が 1500 の軍隊と 14 タンクをエチオピアとエリトリア非武装地帯の国境に配備した。国連安全保障理事会は「甚だしい」停戦違反だと抗議する。 [8g]
- 11 月 3 日: レマ教会のメンバーで告訴されることなく虐待、拷問を受けて 18 ヶ月拘禁されていた Helen Berhane が拘置所から釈放された。 [5o] [31g] [67b]
- 12 月 6 日: 軍事奉仕の一斉大挙(Giffa) がアスマラで開始する。公式な登録簿にある 500 の若い親や親戚が逮捕、拘留、罰金の標的としていなくなる。 [5e]
- 2007 1 月 25 日: 退位されされたエリトリア正教会の総主教に更なる政府からの制限、強制が加わる [49]
- 4 月 5 日: 政府が FGM の習慣を禁止する。 [19c]
- 5 月 9 日: 登録宗派である正教会長老派教会員の 80 メンバーがアスマラで逮捕される。 [87b]
- 6 月 8 日: 警察がアスマラで家宅捜査をし、ペンテ派キリスト教徒を拘留する。 [67a]
- 10 月 15 日: Simon Ghebredengel 中佐の暗殺が企てられた。 [50u]
- 11 月: 国際国境委員会が画定した国境線をエリトリアが受諾する。エチオピアは拒否する。 [8j]
- 2008 1 月: 国連はエチオピア・エリトリアの平和維持軍の任務を 6 ヶ月延長する。国連

安全保障理事会はエリトリアにエリトリア・エチオピアの国境地帯の燃料供給制限を上げるよう要求するが、エリトリアは軍隊が国境から離れなければならないとして拒否する。[8j]

2月15・16日: UNMEE は 1400 の軍隊と 200 の軍事監視者を「臨時撤退」としてエチオピア政府の許可と共にエチオピア北方まで撤退させた。[66]. しかし、どのくらいの量の国連の設備がなくなるのか、国連の主張する全ての輸送を撤退するという国連とエリトリア政府との論争が起こった。エリトリア政府は燃料と食糧の両方が国連軍に届くことを阻止した。[8o]

4月: 国連事務総長 Ban Ki Moon は平和維持軍が完全撤退すれば、エチオピアとエリトリアの新しい戦争が起こりうると警告した。この二つの国で国連任務の今後を述べた。ジブチはエリトリア軍が論争地である Ras Doumeira で軍事溝を掘ってジブチ領内に進攻していると起訴した。エリトリアはこの起訴を否定している。[8j]

5月: エリトリアは国連に平和維持活動を停止するよう要請した。 [8j]

6月: エリトリア軍とジブチ軍の間で争点となっている国境地帯 Ras Doumeira での紛争が勃発する。[8j]

9月: Molokhseito にあるエリトリア政府の諜報機関キャンプがエリトリア国家救出戦線(ENSF)の武装団により攻撃されたと報告がされる。[50z]

11月: エリトリア政府はクリスマスの日に新たな一斉大挙を開始する。少なくとも 110 人の福音主義信仰者が拘留された。キリスト教徒はアスマラ以外の国中で逮捕された。これらの拘留された人々は福音主義 Kale Hiwot 教会 65 人のメンバーも含まれていた。 [91]

2009 1月 国連安全保障理事会はエリトリアに対し、論争となっているジブチ国境地帯の軍事力を 5 週間以内に撤退させるよう最終通告をした。国連決議はまたエリトリアに対し Ras Doumeira 地域と Doumeira 島からの軍事兵器を排除させるよう要請した。 [8b]

2月: オーストラリア放送教会 (ABC) は西エリトリアで爆弾が爆発し、二人が死亡、8 人が負傷したと報告した。ABC はまた「2008 年 1 月に西側の国境地帯付近の市場町で起きた爆弾攻撃で一人が死亡、数人が負傷したエリトリアがエチオピアを避難した。」と報道した。[55]

4月: 国連安全保障理事会は 2009 年 1 月に最終通告を発した国境地帯ジブチからの軍事力をエリトリアが撤退させる義務を行わなかったとした。エリトリアはジブチ地帯に軍事力を配備したことを否定する。 [8j]

6月: 国連 IRIN の報告によれば、エリトリアは食糧収穫量が少なく、降水量が不足し、食糧コストが高いことにより食糧危機に陥っていると報告した。 [19c]

8月: 国際的裁判規定ではエリトリアとエチオピアは 1998-2000 年の国境紛争がもたらした戦争被害によりもう一つ賠償金を払わなければいけないと規定する。[8c]. エリトリア防衛軍のメンバーにより企てられた Afewerki 大統領の暗殺が失敗したと報告がある。大統領は事件で無傷であったと報告される。 [16b]

12月: 国連安全保障理事会はエリトリア政権を制裁することで可決。制裁には軍事力の輸出禁止、特定ビジネス、個人の資産の凍結、制裁委員会が特定する政治・軍事的指導者達の旅行の禁止である。 [50c]

2010 2月: 紅海・アフール・民主組織 (RSADO) は軍事兵舎で 17 人のエリトリア政府軍を殺し、20 人以上を負傷させと表明した。RSADO のスポークスマンによれば、その攻撃は Dankalia の中心 Fura で行われたという。[16c]

3月: 3月27日、エジプト警察はエジプト・イスラエルの国境を不法に越えようとしたエリトリア人を射殺した。[52]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

Annex B: 政治組織

アフール革命民主統一戦線(ARDUF)

ARDUF は Ouguguma として知られ、Afar の言葉で革命として新しく作られた言葉。
[70b]

アフール国民開放戦線(ANLM)

ANLM はアフールを拠点とした親エチオピア組織。 [70b]

Alkhalas

2007 年 2 月 15 日付Awateの記事のウェブサイトに掲載されている。
<http://www.alkhalas.org/eng-home1.htm> [50t]

エリトリア主導協会 (AEI)

AEI はエリトリア・主導団体としても知られており、Mhamed Medeni が先導する。
AENF/EDA のメンバーであり、エリトリア国内の人気支持はかなり限られている。 [70b]

エリトリア民主党(EDP)

EDP のウェブサイトは 2007 年 2 月 15 日の Awate 記事に掲載されている。
<http://www.selfi-democracy.com> [50t]

エリトリア・イスラム聖戦 (EIJ)

急進反対派グループ; 1993 年 8 月に軍事派と政治派に分派した。 [1]

エリトリア・イスラム救済運動 (EISM)

1998 年まで エリトリア・イスラム聖戦(EIJ)として知られていた。EISM は Sheikh Khalil Mohammed Amer が指導者である。EIJ はスーダンと連携しており、そこを拠点としていた。AENF/EDA のメンバーでイスラム教徒の支持を得ている。 [70b]

エリトリア開放民主運動 (DMLE)

民主正義人民戦線 (PDFJ) に対抗する反対派組織。指導者は Hamid Turkey である。 [70b]

エリトリア民主抵抗運動(EDRM)

Ismail Nada が指導者。EDRM は Nara と Gash-Setit 地域の少数民族を基盤としている。
AENF/EDA のメンバーであり、民族構成は狭い範囲である。 [70b]

エリトリア Kunama 民主開放運動 (EKDLM)

Qernelyos により指導されている。EKDLM はエチオピアに支持されていると言われ、
Kunama 民族を基盤としている。AENF/EDA のメンバーである。 [70b]

エリトリア解放戦線 (ELF)

主にイスラム教徒で、1950 年後半にエリトリアの自治権を求めて設立された。これは
1960 年前半に反エチオピア・ゲリラ活動を先導した。しかしこの影響は後に分派である
民主正義人民戦線となるエリトリア人民開放戦線が主流となってくことで次第に弱体化
する。(EPLF) 現在ではたくさんの分派に分かれている。 ELF はPDFJのエリトリア
暫定政府に反対した。2007 年 2 月 15 日、Awate による記事でウェブサイトの記載がある。
<http://www.omaal.net>
[50t]

エリトリア解放戦線中央司令部(ELF-CC)

1982 年設立；委員長 Abdella Idriss. [1]

エリトリア解放戦線国家評議会 (ELF-NC)

指導者 Hassan Ali Assad [1]

エリトリア解放戦線革命評議会 (ELF-RC)

EPLF の外にいる元 ELF メンバーにより設立される。；議長 Seyoum Ogbamichael；指導者 Ahmed Mohamed Nasser. [1]. Awate の報告によれば、Ogbamichael 氏は 2005 年 12 月 16 日に死亡した。 [50o]

エリトリア国民同盟(ENA)

元エリトリア国民勢力連合（AENF）1999 年設立。2002 年名称を変更 13 の政府組織（EIJ, EIS, ELF と数々の ELF 党派を含む）軍事組織が 2003 年に設立される。委員長 Hiruy Tedla Bairu；事務局長 Husayn Khalifa. [1]

エリトリア人民代表大会(EPC)

Abu Siehel により先導される。EPC はスーダンから支持を受けていたとされる。AENF/EDA のメンバーでイスラム系エリトリア人からの支持は制限されている。 [70b]

エリトリア人民解放戦線民主党(EPLF-DP)

現在統治する PFDJ の会員で組織された最初の反対派組織。2001 年終わりにインターネットの声明文により設立され、EPLF/DP は Afewerki 大統領の権力主義に抗議する狙いがある。設立者の一人は防衛大臣の Mesfin Hagos であるとされる。 [1]

エリトリア革命民主戦線(ERDF)

Berhane Yemane が指導。ERDF は AENF/EDA のメンバーであり、Sagem と親しく、最終的にエチオピアと親しくなった。 [70b]

Islah

2007 年 2 月 15 日付のAwate記にウェブサイトが掲載された。 <http://www.islaher.org> [50t]

イスラム救援運動

エリトリアのイスラム聖戦運動 (EIJM), Harakat al Jihad al Islami' – 米国科学者連盟 (1999 年の最新の声明文) には「エリトリア人反体制派グループ Harakat al Jihad al Islami (EIJM) が 1998 年 9 月に名前を Harakat al Khalas al Islami (イスラム救済運動) に変更した。この運動はエリトリア政府を強制的に打倒させる方法を探し、イスラム政府に交代させるというものである。スーダン当局はこの運動を支持する構えを見せ、事務総長 Sheikh Mohamed Amer に Khartoum でニュース集会を開くことを許可した。 [24]

民主正義人民戦線 (PFDJ)

1970 年にエリトリア人民解放戦線 (EPLF)により設立された。エリトリア解放戦線 (ELF) から分離して、1977 年エリトリア人民解放戦線 (EPLF) と改名され、1994 年 2 月現在の名前を適用した。1991 年 5 月、キリスト教徒とイスラム教徒の支持者が統括する力を握り、暫定政府を組織し、1993 年 5 月に臨時政府を設立した。議長は エリトリア大統領、事務総長は Alamin Mohamed Said である。 [1]

人民解放軍

ELF からの分離派で、これが 1977 年 EPLF を結成することになる。 [1]

紅海・アファール人民組織

Afar の反対政党。事務総長は Amin Ahmmad 氏。 [1]

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

Annex C: P 主要人物: 過去と現在

政府

Isaias Afewerki

Isaias Afewerki 大統領はエリトリア政治を専制する人物である。国家、政府、政党の元首である。1945 年生まれで、Addis Ababa 大学で工学を勉強した後、1966 年エリトリア人民戦線（ELF）に加わった。彼は中国での軍事訓練を経た後、すぐに ELF の指揮命令網へと昇進した。彼は 1970 年エリトリア人民解放軍を設立することを援助し、これが 1977 年の第一組織議会でエリトリア人民開放戦線（EPLF）となり、1987 年に事務総長となった。独立の際には彼は国営委員会の国民議会の議長となり、その後暫定政府の事務総長となった。Isaias は 1991 年 5 月の Dergue 陥落以来、力を得たとされる。そして 1993 年 6 月の国民議会で大統領に選出された。しかしながら 1997 年から 1998 年、近隣諸国に対する度を越えた侵略的な外交政策と計画された民主化移行を阻止することから非難の声が上がってきた。戦後、エリトリア政府が Isaias の独裁支配から機運を取り返すチャンスはないとされている。2002 年以降、殆どの防衛側面にも責任を持っているという。 [70b] (2007 年 10 月 Jane's Security Sentinel より抜粋)

Arefaine Berhe

農業省大臣 [70b]

Abraha Asfaha

建設省大臣 [70b]

Sebhat Ephrem

国防省大臣 [70b]

Semere Rusom

教育省大臣 [70b]

Tesfai Gebreselassie

鉱業エネルギー省大臣 [70b]

Berhane Abrehe

財務省大臣 [70b]

Osman Salih Muhammad

外務省大臣 [1]

Dr Salih Mekki

厚生省大臣 [1]

Ali Abdu

情報省大臣 [1]

Fawzia Hashim

司法省大臣 [1]

Askalu Menkerios

労働福祉省大臣 [70b]

Woldemichael Gebremariam

国土水利環境省大臣 [1]

Ahmed Haj Ali
海洋資源省大臣 [1]

Naizghi Kiflu
自治省大臣[1]

Dr Giorgis Teklemikael
商工省大臣 [1]

Amna Nur Hussein
観光省大臣 [1]

G15/G11 政治囚

Ogbe Abraha
陸軍大將; 元防衛軍指揮主任、商工省大臣、労働福祉省大臣 [5d] (p6). 2002 年 7 月死亡したと報告されている。 [45]

Aster Fissehatsion
労働福祉省長官; エリトリア国家女性同盟の幹部メンバー; 1977 年より EPLF 職員; 2001 年 9 月に拘束された Mahmoud Ahmed Sheriffo の元妻。 [5d] (p6). 2003 年 4 月に死亡したと報告されている。 [45]

Berhane Gebregziabeher
陸軍少将; 国家予備軍主任; 1977 年より EPLF 政治事務局メンバー [5d] (p6). 2002 年 6 月に死亡したと報告されている。 [45]

Beraki Gebreselassie
元ドイツ大使 (2001 年 5 月まで)、元教育省大臣と情報文化省大臣。 [5d] (p6). 2007 年 7 月死亡したと報告されている。 [45]

Hamad Hamid Hamad
外務省のアラブ課 (中東) 主任、元スーダン大使[5d] (p6). 2005 年 11 月に死亡したと報告されている。 [45]

Saleh Kekiya
元運輸通信省大臣、外務省副大臣と大統領事務局主任[5d] (p6). 2003 年 8 月死亡したと報告されている。 [45]

Germano Nati
地方行政官 [5d] (p6). 2008 年 3 月に死亡したと報告されている。 [45]

Estifanos Seyoum
陸軍准将; 内国歳入局主任 (2001 年 8 月まで) [5d] (p6). 2007 年 9 月に死亡したと報告されている。 [45]

Mahmoud Ahmed Sheriffo
元副大統領 (2001 年 2 月解任される)、自治省大臣、外務省大臣、EPLF の共同設立者 [5d] (p6). 2003 年 12 月に死亡したと報告されている。 [93]

Petros Solomon
元海洋資源省大臣; 前外務省大臣、EPLF 軍事指揮官と情報局主任、1977 年より EPLF の

政治事務局メンバー[5d] (p6)

Haile Woldetensae (あるいは Weldensae という。“Durue”としても知られる。) 元商工省大臣 (2001 年 7 月迄)、紛争と和平会議の間は前外務省大臣であり、財務省の大臣でもあった。1977 年から元 EPLF で政治関係と政治局のメンバー。

[5d] (p6)

投獄されたジャーナリスト

ジャーナリスト保護委員会の資料より [30]

Zemenfes Haile

Ghebrehiwet Keleta

Selamyinghes Beyene

Hamid Mohammed Said

Saleh Ajezeeri Said Abdulkadir (2004 年 3 月に死亡したと報告されている) [45]

Yosuf Mohamed Ali (2006 年 6 月に死亡したと報告されている。) [45]

Amanuel Asrat

Temesgen Gebreysus

Mattewos Habteab

Dawit Habtemichael

Medhanie Haile (2004 年 2 月に死亡したと報告されている) [45]

Dawit Isaac

Seyoum Tsehay

Fessaye Yohannes (“Joshua”) 2007 年 2 月 15 日監獄で死亡したと AI が伝えた。[5p].

2008 年 RWB の世界報告書も彼が刑務所で死亡していたと報告した。[17b]

[言論・報道の自由](#)を参照

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

Annex D: 略語のリスト

AI	アムネスティ・インターナショナル
CEDAW	女子差別撤廃委員会
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
CRC	児童の権利に関する条約
EU	欧州連合
FCO	外務連邦省 (英政府省庁)
FGM	女性器切除
FH	フリーダム・ハウス
GDP	国内総生産
HIV/AIDS	ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICG	国際危機グループ
ICRC	赤十字国際委員会
IDP	国内避難民
ILO	国際労働機関
NGO	非政府組織
OCHA	国連人道問題調整事務所
RSF	国境なき記者団
STD	性感染症
TB	結核 (症)
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UK	英国
UN	国際連合、国連
UNAIDS	国連共同エイズ計画
UNESCO	国連教育科学文化機関 (ユネスコ)
UNHCHR	国連人権高等弁務官
UNHCR	国連難民高等弁務官
UNICEF	ユニセフ、国連児童基金
UNMEE	国際連合エチオピア・エリトリア派遣団
USAID	米国国際開発庁
USSD	米商務省
WFP	《国連》世界食糧計画
WHO	世界保健機関

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)

Annex E: 参考文献資料

内務省は外部ウェブサイトの内容の責任を負わない。

番号を振られている文書は必ずしも継続的であるとは限らない。いくつかの古い情報源はこれらを更新していく中で削除されてきている。

[1] **Europa World Online**

Eritrea section (access by subscription only)

www.europaworld.com

Date accessed 12 May 2010

[2] **Draft Constitution of Eritrea**

Constitutional Commission of Eritrea, Asmara July 1996

http://www.parliament.go.th/parcy/sapa_db/cons_doc/constitutions/data/Eritrea/Eritrea.htm

Date accessed 15 August 2008

[3] **Home Office (United Kingdom government department)**

Report of Home Office fact-finding mission to Eritrea: 4-18

November

<http://www.unhcr.org/refworld/type,FACTFINDING,UKHO,ERI,3f4f24f20,0.html>

Date accessed 15 August 2008

[4] **United States State Department** www.state.gov

a Background Note on Eritrea, February 2010

<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/2854.htm>

Date accessed 16 March 2010

b Overseas Security Advisory Council - 19 March 2008, Asmara, Eritrea: 2008 Crime and Safety Report

<http://www.osac.gov/Reports/report.cfm?contentID=80306>

Date accessed 26 June 2008

c Travel.State.Gov, Reciprocity schedule, Eritrea [undated]

http://travel.state.gov/visa/frvi/reciprocity/reciprocity_3557.html#

Date accessed 28 April 2010

d Trafficking in Persons Report: Eritrea section, 16 June 2009

<http://www.state.gov/documents/organization/123362.pdf>

Date accessed 9 July 2009

e International Religious Freedom Report 2008, Eritrea: 19 September 2008

<http://2001-2009.state.gov/g/drl/rls/irf/2008/108367.htm>

Date accessed 9 December 2009

f Country Report on Human Rights Practices for 2005, Eritrea: March 2006

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2005/61568.htm>

Date accessed 15 March 2006

g International Religious Freedom Report 2009, Eritrea: 26 October 2009

<http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2009/127231.htm>

Date accessed 9 December 2009

h Country Report on Human Rights Practices for 2009, Ethiopia: 11 March 2010

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/af/135953.htm>

Date accessed 28 April 2010

i Country Report on Human Rights Practices for 2009, Eritrea:

11 March 2010

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/af/135952.htm>

Date accessed 12 March 2010

- j Country Report on Human Rights Practices for 2006, Eritrea:
6 March 2007
<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78733.htm>
Date accessed 22 March 2010

[5] **Amnesty International** <http://www.amnesty.org>

- a Eritrea Annual Report 2008 (covering events from January to December 2007)
<http://thereport.amnesty.org/eng/Regions/Africa/Eritrea>
Date accessed 2 July 2007
- b Pastor Mengist Tewelde-Medhin and 55 members of the Hallelujah Pentecostal Christian Church, Public AI Index: AFR 64/002/2004, 9 March 2004
<http://web.amnesty.org/library/print/ENGAFR640022004>
Date accessed 9 March 2006
- c Eritrea: 'You have no right to ask – Government resists scrutiny on human rights' - 19 May 2004
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/AFR64/003/2004/en/dom-AFR640032004en.pdf>
Date accessed 28 June 2004
- d Eritrea: Arbitrary detention of government critics and journalists, 18 September 2002
<http://www.amnesty.org/en/library/info/AFR64/008/2002>
Date accessed 12 March 2010
- e Eritrea: Over 500 parents of conscripts arrested 21 December 2006
<http://web.amnesty.org/library/print/ENGAFR640152006>
Date accessed 2 January 2007
- f Press Release - Egypt: Govt Forcibly Returns Up to 1,400 Asylum Seekers From Eritrea, 13 June 2008
<http://allafrica.com/stories/200806130152.html>
Date accessed 31 March 2009
- g Eritrea: Further information on fear of torture/prisoners of conscience: Evangelical church members released (Public AI Index: AFR 64/015/2005), 29 November 2005
<http://asiapacific.amnesty.org/library/print/ENGAFR640152005>
Date accessed 9 March 2006
- h Eritrea: Fear of torture or ill-treatment/incommunicado detention/detention without charge (Public AI Index: AFR 64/011/2005), 28 July 2005
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/AFR64/011/2005/en/dom-AFR640112005en.html>
Date accessed 1 August 2008
- i Eritrea: Fear of torture or ill-treatment/prisoners of conscience, 75 evangelical Christians (Public AI Index: AFR 64/001/2006) 17 February 2006
<http://asiapacific.amnesty.org/library/Index/ENGAFR640012006?open&of=ENG-ERI>
Date accessed 9 March 2006
- j The Wire, Vol.32, No. 02, Religious persecution in Eritrea, March 2006
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGNEWS210022006?open&of=ENG-ERI>
Date accessed 9 June 2006
- k Eritrea section of the Annual Report 2010 (covering events from January to December 2009), published on 27 May 2010
http://thereport.amnesty.org/sites/default/files/AIR2010_AZ_EN_0.pdf
Date accessed 28 May 2010

- l Eritrea – Religious Persecution, 7 December 2005
[http://web.amnesty.org/library/pdf/AFR640132005ENGLISH/\\$File/AFR6401305.pdf](http://web.amnesty.org/library/pdf/AFR640132005ENGLISH/$File/AFR6401305.pdf)
Date accessed 13 December 2005
 - m Pastor and churchgoers held in detention at risk of torture, Amnesty International calls for their immediate and unconditional release, 8 September 2007
http://amnesty.org.uk/news_details.asp?NewsID=17438
Date accessed 17 September 2007
 - n Death Sentences and Executions 2009, March 2010
<http://www.amnesty.org/en/library/info/ACT50/001/2010/en>
Date accessed 12 April 2010
 - o Eritrea: gospel singer Helen Berhane released, 3 November 2006
<http://web.amnesty.org/library/print/ENGAFR640142006>
Date accessed 20 February 2007
 - p Eritrea: prominent journalist reported dead in secret prison, 15 February 2007
<http://web.amnesty.org/library/print/ENGAFR640022007>
Date accessed 20 February 2007
 - q Libya: 430 Eritrean nationals, 8 February 2007
<http://web.amnesty.org/library/print/ENGMDE190042007>
Date accessed 21 February 2007
 - r Eritrea Annual Report 2006 (covering events from January to December 2005)
<http://web.amnesty.org/report2006/eri-summary-eng>
Date accessed 17 July 2006
- [6] **World Directory of Minorities and Indigenous Peoples**
<http://www.minorityrights.org/directory>
Eritrea Overview section [undated]
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,MRGI,,ERI,,4954ce2a19,0.html>
Date accessed 1 April 2009
- [7] **Eritrean Nationality Proclamation (Number 21/1992)**
Gazette of Eritrean laws, Vol. 2/1992, Number 3, Eritrean Provisional Government
- [8] **British Broadcasting Corporation (BBC) News Online** <http://news.bbc.co.uk/>
- a Eritrea Country Profile, 11 May 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/country_profiles/1070813.stm
Date accessed 12 May 2010
 - b UN in Eritrea pull-out ultimatum, 14 January 2009
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/7829406.stm>
Date accessed 15 January 2009
 - c Eritrea to pay Ethiopia millions, 18 August 2009
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8208285.stm>
Date accessed 27 August 2009
 - d Djibouti troops killed on border, 11 June 2008
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/7448348.stm>
Date accessed 31 July 2008
 - e Eritrea incursion 'to pick crops', 17 October 2006
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/6057352.stm>
Date accessed 13 November 2006
 - f Students' daring jailbreak in Eritrea, 9 August 2002
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/2182775.stm>
Date accessed 22 April 2005

- g UN criticises Eritrea 'incursion', 16 October 2006
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/6057352.stm>
Date accessed 17 October 2006
- h Concern at Horn troop deployment, 17 February 2005
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4274759.stm>
Date accessed 27 April 2005
- i Eritrea army 'entered Djibouti', 6 May 2008
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/7385690.stm>
Date accessed 31 July 2008
- j Timeline: Eritrea, 11 May 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/country_profiles/1070861.stm
Date accessed 12 May 2010
- k Eritrean crackdown on religions, 7 December 2005
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4506602.stm>
Date accessed 12 December 2005
- l Eritrean Christians tell of torture, 27 September 2007
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/7015033.stm>
Date accessed 1 October 2007
- m Eritrea bans Ethiopian songs, 6 January 2003
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/2632399.stm>
Date accessed 24 November 2006
- n Asylum for Eritrean gospel singer, 22 October 2007
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/7056120.stm>
Date accessed 17 December 2007
- o UN troops 'trapped' in Eritrea, 16 February 2008
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/7248085.stm>
Date accessed 18 February 2008
- p Eritrea's Controversial Push to Feed Itself, 24 December 2009
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8428492.stm>
Date accessed 28 April 2010
- q Deportations from Libya 'illegal', 17 January 2008
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/africa/7193737.stm>
Date accessed 17 January 2008
- r Eritrea arrests 30 praying women, relatives say, 11 December 2009
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/8407704.stm>
Date accessed 18 February 2010
- s Horn of Africa 'crisis', UN warns, 16 December 2005
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/4530642.stm>
Date accessed 26 April 2006

[9]

AmeriCares (American NGO)

Eritrea: AmeriCares Emergency Relief and Medical Aid [2010]

<http://www.americares.org/wherewework/africa/eritrea.html>

Date accessed 29 April 2010

- [10] **Foreign and Commonwealth Office (United Kingdom)** www.fco.gov.uk
- a Letter dated 2 July 2001 from the British Embassy in Addis Ababa
 - b Letter dated 13 June 2008, from the British Embassy in Asmara, about questions on military training/national service
 - c Travel Advice for Eritrea (9 March 2010 version)
<http://www.fco.gov.uk/en/travelling-and-living-overseas/travel-advice-by-country/sub-saharan-africa/eritrea>
Date accessed 29 April 2010
 - d Country profile on Eritrea; 8 October 2007 version
<http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/sub-saharan-africa/eritrea>
Date accessed 18 July 2008
 - e Information dated 1 April 2010, from the British Embassy in Asmara, about national service and exit from Eritrea
- [11] **Dehai News** <http://www.dehai.org>
- a Refugee voices: no longer stateless, but still in limbo, 7 July 2008
http://www.dehai.org/archives/dehai_news_archive/0053.html
Date accessed 16 July 2008
 - b Eritrean opposition groups call on Sudan to lift imposed ban, 9 June 2008
http://dehai.org/archives/dehai_news_archive/apr-jun08/1021.html
Date accessed 16 July 2008
 - c (Eritrean Ministry of Information) Eritrean nationals who returned home from Egypt express satisfaction with the warm hospitality accorded them, 1 July 2008
http://www.dehai.org/archives/dehai_news_archive/0012.html
Date accessed 16 July 2008
- [12] **The International Lesbian and Gay Association (ILGA)**
State-sponsored Homophobia: A world survey of laws prohibiting same sex activity between consenting adults - May 2009, Daniel Ottosson
http://www.ilga.org/statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2009.pdf
Date accessed 2 October 2009
- [13] **Government of Eritrea**
Proclamation No 82/1995 - National Service Proclamation of 23 October 1995
http://www.awate.com/artman/uploads/national_service.pdf
Date accessed 12 May 2010
- [14] **Eritrean Embassy, London, United Kingdom**
Letter dated 27 January 2004 to the Home Office about Eritrean nationality
(hard copy only)
- [15] **Encyclopedia of the Nations**
Eritrea - Ethnic Groups [undated]_____
<http://www.nationsencyclopedia.com/Africa/Eritrea-ETHNIC-GROUPS.html>
Date accessed 26 April 2010

- [16] **assenna.com** <http://www.assenna.com/>
a Eritrean Government arrests people for accessing opposition websites;
it also warns Internet cafes, 31 December 2008

http://asena.delina.org/index2.php?option=com_content&do_pdf=1&id=1302
Date accessed 20 January 2009
b Eritrean president Isaias Afewerki escaped assassination attempt
by
members of the Eritrean Defence Forces, 14 August 2009
http://asena.samai.co.uk/index.php?option=com_content&view=article&id=1898:eritrean-president-isaias-afewerki-escaped-assassination-attempt-by-members-of-the-eritrean-defence-forces&catid=18:news&Itemid=70
Date accessed 27 August 2009
c Eritrea rebels say [they] killed 17 government troops, 18 February
2010
<http://assenna.com/english/news/2378-eritrea-rebels-say-killed-17-government-troops>
Date accessed 18 February 2010
d International Women's Day Celebration in Eritrea, 8 March 2010
<http://assenna.com/english/articles/2460-international-womens-day-celebration-in-eritrea>
Date accessed 11 May 2010
- [17] **Reporters Without Borders**
http://www.rsf.org/index.php?page=rubrique&id_rubrique=2
a Eritrea section of the World Report 2009, 1 May 2009
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,RSF,,ERI,,49fea97fc,0.html>
Date accessed 29 May 2009
b Eritrea section of the 2008 World Report, 13 February 2008
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=47b418b215&skip=&category=COI&coi=ERI>
Date accessed 5 May 2008
c Eritrea: Plea to EU to Suspend Development Aid in Light of Fresh
Crackdown On Journalists, 6 March 2009
<http://allafrica.com/stories/200903060773.html>
Date accessed 15 April 2009
d Prominent journalist arrested, ex-prison guard reveals fate of other
detained journalists, 12 May 2010
<http://en.rsf.org/eritrea-prominent-journalist-arrested-ex-12-05-2010.37459.html>
Date accessed 28 May 2010
- [18] **United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR)**
<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/home>
a Eritrean refugees fly out of Ethiopia for a new life in the United States,
5 July 2007
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/UNHCR/a6a0934d2cac00256623f526c5575294.htm>
Date accessed 1 April 2009
b UNHCR comments to the Advisory Panel on Country Information on the
October 2004 Home Office Country Report for Eritrea, February 2005
www.apci.org.uk
Date accessed 23 June 2006

- c UNHCR Eligibility Guidelines for Assessing the International Protection needs of Asylum-Seekers from Eritrea, April 2009
http://www.unhcr.no/Pdf/Positionpaper_2009/Guidelines_Eritrea_April_09.pdf
Date accessed 15 April 2009
- d Writenet report commissioned by the United Nations High Commissioner for Refugees Status Determination and Protection Information Sections
(DIPS), Eritrea: Challenges and Crises of a New State, published on
1 October 2006
<http://www.unhcr.org/publ/RSDCOI/4538821e4.pdf>
Date accessed 2 October 2007
- e UNHCR comments to the Advisory Panel on Country Information on the October 2005 Home Office Country Report for Eritrea, March 2006 (hard copy)
- f Letter from UNHCR dated 11 March 2005, 'Draft Evasion in Eritrea'
- g United Nations News Service report - Security Council discusses border tensions between Djibouti and Eritrea, 23 October 2008
<http://www.unhcr.org/refworld/type,COUNTRYNEWS,,ERI,4918448c1e,0.html>
Date accessed 15 April 2009

[19] United Nations Integrated Regional Information Network (IRIN)

- <http://www.irinnews.org/>
- a Ethiopia-Eritrea: Chronology of Key Events in 2004, 5 January 2005
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=52579>
Date accessed 26 February 2009
- b Israel: Government starts rounding up asylum-seekers, 27 February 2008
<http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportID=76985>
Date accessed 6 June 2008
- c Eritrea: How bad is the food crisis really? - analysis, 12 June 2009
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=84827>
Date accessed 13 August 2009
- d Ethiopia-Eritrea: Year in Brief, July-Dec 2005 – A Chronology of Key Events, 11 January 2006
<http://www.globalsecurity.org/military/library/news/2006/01/mil-060111-irin03.htm#Jul>
Date accessed 26 February 2009
- e Eritrea-Sudan: A forgotten refugee problem, 3 December 2009
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=87300>
Date accessed 9 April 2010

[20] United States Agency for International Development (USAID)

- <http://www.usaid.gov/stories/index.html>
- Eritrea improves immunization from among the worst to the best with USAID Help (13 August 2009 version)
http://www.usaid.gov/stories/eritrea/cs_eritrea_mortality.html
Date accessed 27 April 2010

[21] Open Doors International (Dutch-based NGO) <http://www.opendoorsuk.org/>

- Analysis of religious freedom in Eritrea as a contribution to the Universal Period Review of UN member-state Eritrea, 13 April 2009
http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session6/ER/ODI_ERI_UPR_S06_2009.pdf
Date accessed 26 April 2010

- [22] **Suweru Centre for Human Rights** <http://suweru.com/>
The State of Human Rights in Eritrea 2008, published in 2009
<http://www.awate.com/portal/content/view/5275/6/>
Date accessed 24 August 2009
- [23] **Journal Chrétien** <http://journalchretien.net/>
Children arrested on dawn raid in Eritrea, 9 June 2007
<http://journalchretien.net/Children-arrested-in-dawn-raid-on.html>
Date accessed 14 September 2009
- [24] **The Federation of American Scientists** <http://www.fas.org/>
Islamic Salvation Movement (EIJM), 29 October 1999
<http://www.fas.org/irp/world/para/ism.htm>
Date accessed 24 September 2008
- [25] **Mebrat Tzehaie** <http://www.asmera.nl/>
a Health care in Asmara [undated]
<http://www.eritrea.be/old/eritrea-health.htm>
Date accessed 24 September 2008
b People [undated]
<http://www.eritrea.be/old/eritrea-people.htm>
Date accessed 24 September 2008
- [26] **Shabait (State publishing)** Shabait.com
a Eritrea: Dialysis Treatment Introduced, 21 November 2008
<http://allafrica.com/stories/200811210943.html>
Date accessed 13 August 2009
b Eritrea: Relentless Endeavors Underway to Prevent HIV/Aids Infection,
22 December 2009
<http://allafrica.com/stories/200912221063.html>
Date accessed 18 February 2010
- [27] **United Nations Children's Fund (UNICEF)**
[Humanitarian Action Report 2010 - Eritrea: Critical Issues for Children and Women](http://www.unicef.org/har2010/index_eritrea.php)
http://www.unicef.org/har2010/index_eritrea.php
Date accessed 28 April 2010
- [28] **Central Intelligence Agency (United States)** <https://www.cia.gov/>
World Factbook Online - Eritrea section (27 May 2010 version)
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/er.html>
Date accessed 8 June 2010
- [29] **Human Rights Watch** <http://www.hrw.org/>
a The Horn Of Africa War: Mass Expulsions and the Nationality Issue (June 1998 - April 2002), published in January 2003
<http://hrw.org/reports/2003/ethioerit0103/>
Date accessed 2 March 2004
b Stemming the flow: abuses against migrants, asylum seekers and refugees, 12 September 2006
<http://hrw.org/reports/2006/libya0906/>
Date accessed 13 September 2006
c Eritrea section of the World Report 2005
<http://www.hrw.org/legacy/wr2k5/wr2005.pdf>
Date accessed 3 May 2005

- d Eritrea section of the World Report 2010, published in January 2010
http://www.hrw.org/sites/default/files/related_material/eritrea.pdf
Date accessed 26 January 2010
- e Service for Life - State Repression and Indefinite Conscription in Eritrea,
16 April 2009
http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/eritrea0409web_0.pdf
Date accessed 30 April 2009
- [30] **Committee to Protect Journalists** <http://www.cpj.org/>
CPJ demands government account for 'disappeared' journalists,
16 September 2005
www.cpj.org/news/2005/Eritrea16sept05na.html
Date accessed 2 February 2006
- [31] **Release Eritrea (<http://www.release-eritrea.org.uk/>)**
 - a Patriarch of the Eritrean Orthodox Church under arrest, 20 January 2006
<http://www.release-eritrea.org.uk/node/42>
Date accessed 11 April 2006
 - b Religious Registration deception, 17 December 2004
www.release-eritrea.org.uk/node/10
Date accessed 15 March 2006
 - c Promoting religious freedom, 25 June 2005
www.release-eritrea.org.uk/node/26
Date accessed 15 March 2006
 - d Christian prisoners in Eritrea, 25 June 2005
www.release-eritrea.org.uk/node/26
Date accessed 8 June 2006
 - e Hundreds of Eritrean Christians still in prison, 13 October 2005
<http://www.release-eritrea.org.uk/node/39> Accessed 2 June 2006
Date accessed 2 June 2006
 - f One in ten Eritrean evangelicals are now in prison, 25 August 2006
<http://www.release-eritrea.org.uk/node/50>
Date accessed 11 September 2006
 - g Authorities in Eritrea release Helen Berhane, 2 November 2006
<http://www.release-eritrea.org.uk/node/51>
Date accessed 14 November 2006
- [32] **Lonely Planet - Ethiopia, Eritrea and Djibouti**
By Frances Linzee Gordon (hard copy), published in 2000
- [33] **Anti-Slavery International** <http://www.antislavery.org/english/default.aspx>
Trafficking in women, forced labour and domestic work in the context of
the Middle East and Gulf region, Working Paper 2006
<http://www.antislavery.org.uk/homepage/resources/PDF/traffic%20women%20forced%20labour%20domestic%202006.pdf>
Date accessed 25 September 2007
- [34] **XE** <http://www.xe.com/>
Universal Currency Converter
<http://www.xe.com/ucc/>
Date accessed 28 May 2010
- [35] **United Nations Security Council** <http://www.un.org>
News release - Security Council Terminates Mandate of United Nations
Mission in Ethiopia and Eritrea, urging both Countries to Cooperate with
Liquidation Process, 30 July 2008

<http://www.un.org/News/Press/docs/2008/sc9410.doc.htm>
Date accessed 19 January 2009

- [36] **Freedom House** <http://www.freedomhouse.org>
Eritrea section of the 2010 Freedom in the World report, 7 May 2010
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&country=7819&year=2010>
Date accessed 11 May 2010
- [37] **International Christian Concern**
The Dismantling of the Eritrean Orthodox Church, 23 April 2008
<http://www.persecution.org/suffering/newsdetail.php?newscode=7582>
Date accessed 22 March 2010
- [38] **Eritrea Daily** (<http://www.eritreadaily.net>)
a Eritrea slaps tighter travel restrictions on foreigners, 31 May 2006
<http://www.eritreadaily.net/News0506/article0506312.htm>
Date accessed 29 June 2006
b Eritrea tyrant declares bread and pasta luxury items, 1 June 2008
<http://www.eritreadaily.net/News0108/article0806011.htm>
Date accessed 16 July 2008
c Eritrea: Mutinying Army Units Free Over 600 Unjustly Jailed Parents,
18 December 2008
<http://www.eritreadaily.net/News0208/article0812181.htm>
Date accessed 20 January 2009
- [39] **Economic Expert** <http://www.economicexpert.com/>
Politics of Eritrea – Government [undated]
<http://www.economicexpert.com/a/Politics:of:Eritrea.html>
Date accessed 19 February 2010
- [40] **The International Committee for the Red Cross (ICRC)** <http://www.icrc.org>
a Annual Report 2008 - Eritrea, published 27 May 2008
[http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUD9Y/\\$FILE/icrc_ar_07_eritrea.pdf?OpenElement](http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/htmlall/7EUD9Y/$FILE/icrc_ar_07_eritrea.pdf?OpenElement)
Date accessed 16 July 2007
b Eritrea: authorities terminate ICRC role in repatriations of Ethiopians,
3 August 2009
<http://www.icrc.org/web/eng/siteeng0.nsf/html/eritrea-news-030809>
Date accessed 2 September 2009
c Eritrea Field Newsletter: facts and figures 2008, 12 June 2009
[http://www.icrc.org/Web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/eritrea-newsletter-120609/\\$File/eritrea-newsletter-2008-icrc.pdf](http://www.icrc.org/Web/eng/siteeng0.nsf/htmlall/eritrea-newsletter-120609/$File/eritrea-newsletter-2008-icrc.pdf)
Date accessed 4 September 2009
- [41] **World Health Organisation (WHO)** <http://www.who.int>
a Mental Health Atlas 2005, Country profile – Eritrea
http://www.who.int/globalatlas/predefinedReports/MentalHealth/Files/ER_Mental_Health_Profile.pdf
Date accessed 7 August 2006
b Mental Health System in Eritrea, 2006
http://www.who.int/mental_health/eritrea_who_aims_report2.pdf

- Date accessed 20 January 2009**
- c Eritrea Country Cooperation Strategy, August 2009
http://www.afro.who.int/index.php?option=com_content&view=article&id=1029&Itemid=2070
Date accessed 18 February 2010
- [42] **allAfrica.com** <http://allafrica.com>
Church fights military service for priests, Seminarians, 20 June 2006
<http://allafrica.com/stories/200606210001.html>
Date accessed 23 June 2006
- [43] **World Organisation against Torture** <http://www.omct.org/>
Violence against girls in Eritrea, A Report to the Committee of the Rights of the Child, 2003
http://www.omct.org/pdf/VAW/Publications/2003/Eng_2003_05_Eritrea.pdf
Date accessed 12 October 2007
- [44] **Transparency International** <http://www.transparency.org/>
Corruption Perceptions Index 2009, published in November 2009
http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2009/cpi_2009_table
Date accessed 9 December 2009
- [45] **Eritrean Human Rights Electronic Archive**
<http://www.ehrea.org/>
Reformists (G15) [undated]
<http://www.ehrea.org/deathrecords.php>
Date accessed 12 May 2010
- [46] **The Institute on Religion and Democracy** <http://www.ird-renew.org>
Update on outrages: Eritrea continues campaign against Christians
<http://www.theird.org/NETCOMMUNITY/Page.aspx?pid=400&srcid=198>
Date accessed 21 July 2008
- [47] **Compass Direct** www.compassdirect.org
a Eritrea country profile - July 2006
Date accessed 16 February 2007
b Eritrea: Third Christian This Year Dies in Military Prison, 28 July 2009
<http://www.crosswalk.com/news/religiontoday/11606602/>
Date accessed 14 August 2009
c Eritrea: Christian students shut into shipping containers, 11 August 2008
<http://www.compassdirect.org/en/display.php?page=news&lang=en&length=long&idelement=5513>
Date accessed 15 August 2008
- [48] **Ohio University Centre for International Studies (United States)**
Country Profile: Eritrea, 17 January 2008
<http://www.internationalstudies.ohio.edu/activities-outreach/files/Eritrea.doc>
Date accessed 6 May 2010
- [49] **Asmarino.com** <http://news9.asmarino.com>
The latest on H.H. Patriarch Antonios: his person and residence violated, 25 January 2007
Date accessed 16 February 2007

- [50] **Awate.com** <http://www.awate.com>
- a Eritrea's food security: theory vs practice, 7 April 2008
<http://www.awate.com/portal/content/view/4814/19/>
Date accessed 16 April 2008
 - b Barbarism of War Or Peaceful Exit Option? 6 January 2009
<http://www.awate.com/portal/content/view/5044/5/>
Date accessed 20 January 2009
 - c UN Sanctions: Door Closing On Isaias Afwerki?, 23 December 2009
<http://www.awate.com/portal/content/view/5419/19/>
Date accessed 18 February 2009
 - d Back to Eritrea: Eight Million Nakfas Missing; Thousands of Youth Rounded Up, 23 May 2009
<http://www.awate.com/portal/content/view/5160/3/>
Date accessed 26 May 2008
 - e Democratic Front of Eritrean Nationalities Formed By Afar, Kunama Rights Activists, 19 June 2009
<http://www.awate.com/portal/content/view/5200/3/>
Date accessed 5 August 2009
 - f Testimony: the torment at Gedom Prison, 16 June 2006
<http://www.awate.com/portal/content/view/4280/6/>
Date accessed 24 July 2006
 - g Testimony: ex-prisoner of Brigade Six, Sawa, 25 April 2006
<http://www.awate.com/portal/content/view/4231/6/>
Date accessed 24 July 2006
 - h Eritrea Slouching Towards Another Confrontation, 19 January 2009
<http://www.awate.com/portal/content/view/5052/2/>
Date accessed 20 January 2009
 - i Eritrean refugees: victimized by Sudan, neglected by UNHCR, 3 January 2008
<http://www.awate.com/portal/content/view/4709/19/>
Date accessed 10 January 2008
 - j Eritrea's prisoners of conscience get a voice at the UN, 22 May 2008
<http://www.awate.com/portal/content/view/4900/3/>
Date accessed 28 May 2008
 - k A Nation of Fleeing Masses, 21 May 2008
<http://www.awate.com/portal/content/view/4853/5/>
Date accessed 18 February 2010
 - l How the PFDJ treats voluntary and involuntary returnees, 10 July 2008
<http://www.awate.com/portal/content/view/4887/24/>
Date accessed 14 July 2008
 - m The obscure and tragic end of the G-15, 31 August 2006
http://www.awate.com/artman/publish/article_4577.shtml
Date accessed 6 September 2006
 - n New victims of Eritrea's spiraling economy: foreign opposition groups, 24 March 2008
<http://www.awate.com/portal/content/view/4806/3/>
Date accessed 10 April 2008
 - o Seyoum Ogbamichael, ELF-RC's Chair, Has Died, 17 December 2005

- http://www.awate.com/artman/publish/article_4338.shtml
Date accessed 8 October 2009
- p Scores of Eritreans die at W'ia, 3 October 2007
<http://www.awate.com/portal/content/view/4634/3/>
Date accessed 17 December 2007
- q No Legal Exit; No Limit On Exodus, 25 September 2008
<http://www.awate.com/portal/content/view/4965/3/>
Date accessed 20 January 2009
- r PFDJ rounds up Eritreans in Sudan 2006, 26 November 2006
<http://www.awate.com/portal/content/view/4398/19/>
Date accessed 5 December 2006
- s Eight state media journalists still held in police-run 'Agip' centre in Asmara, 3 December 2006
<http://www.awate.com/portal/content/view/4402/6/>
Date accessed 5 December 2006
- t EDA will hold its congress, 15 February 2007
<http://www.awate.com/portal/content/view/4469/3/>
Date accessed 16 February 2007
- u Colonel Simon Ghebredengel shot, 15 October 2007
<http://www.awate.com/portal/content/view/4642/3/>
Date accessed 17 December 2007
- v The genesis of Eritrea's slavery project, 23 October 2007
<http://www.awate.com/portal/content/view/4646/9/>
Date accessed 17 December 2007
- w Sudan Rejects Venue To Eritrean Opposition Groups, 29 June 2006
http://www.awate.com/artman/publish/article_4527.shtml
Date accessed 26 April 2010
- x Eritrean regime now trafficking children, 24 August 2007
<http://www.awate.com/portal/content/view/4597/3/>
Date accessed 26 September 2007
- Y For PFDJ, Yesterday's Target Is Today's Income Opportunity, 13 September 2008
<http://www.awate.com/portal/content/view/4954/19/>
Date accessed 16 September 2008
- Z Eritrean Government Unit Attacked, 26 September 2008
<http://www.awate.com/portal/content/view/4966/3/>
Date accessed 20 January 2009
- aa EDA split: implications for national unity and democracy, 5 December 2007
<http://www.awate.com/portal/content/view/4678/11/>
Date accessed 17 December 2007

- [51] **Shaebia**
Eritrea's Significant Achievement in Child Health, 10 December 2008
http://www.shaebia.org/artman/publish/article_5720.shtml
Date accessed 28 April 2010

- [52] **France24 News**
Egypt police kill two Eritrean migrants at Israel border, 27 March 2010____
<http://www.france24.com/en/20100327-egypt-police-kill-two-eritrean-migrants-israel-border>
Date accessed 9 April 2010

- [53] **International Herald Tribune** <http://global.nytimes.com/?iht>
Eritrea defiant on U.S. diplomatic pressure, 18 September 2007
<http://www.ihf.com/articles/2007/09/18/africa/eritrea.php>

Date accessed 10 October 2007

- [54] **Inter-Parliamentary Union** <http://www.ipu.org>
FGM: Legislation and other national provisions [undated]
<http://www.ipu.org/english/issues/wmndocs/fgm%2Dprov%2Dd.htm>
Date accessed 20 September 2005
- [55] **Australian Broadcasting Corporation (ABC)** <http://www.abc.net.au/>
Eritrea govt says bomb kills two, wounds eight, 28 February 2009
<http://www.abc.net.au/news/stories/2009/02/28/2504130.htm?>
Date accessed 15 April 2009
- [56] **Encyclopedia of the Peoples of the World**
(hard copy) Amiram Gonen, published by Henry Holt and Co in 1993
- [57] **World Travel Guide** <http://www.worldtravelguide.net/>
Public holidays in Eritrea 2010/11 [undated]_____
- http://www.worldtravelguide.net/country/84/public_holidays/Africa/Eritrea.html
Date accessed 12 April 2010
- [58] **The Independent newspaper (UK)** <http://www.independent.co.uk/>
Guide to the World - Eritrea section, 2 July 2000
<http://www.independent.co.uk/travel/africa/192part-guide-to-the-world-eritrea-633664.html>
Date accessed 12 February 2010
- [59] **Ethnologue** <http://www.ethnologue.com/>
Languages of Eritrea [2009]
http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=ER
Date accessed 26 April 2010
- [60] **The Languages of the World 2005**
(hard copy edition) edited by Kenneth Katzner
- [61] **Human Rights Without Frontiers** <http://www.hrwf.net>
Collation of 2003 postings
http://www.hrwf.net/html/eritrea_2003.html
Date accessed 30 May 2006
- [62] **Sudan Tribune** <http://www.sudantribune.com/>
a Eritrea rejects UN resolution on border dispute with Djibouti -
16 January 2009
<http://www.sudantribune.com/spip.php?article29882>
Date accessed 20 January 2009
b Sudan bans activities of Eritrean opposition, 1 June 2008
<http://www.sudantribune.com/spip.php?article27375>
Date accessed 20 August 2009
c Eritrean Refugees Have New Camp in Ethiopia, 17 April 2010
<http://www.sudantribune.com/spip.php?article34797>
Date accessed 28 April 2010

- [63] Jehovah's Witnesses media.org <http://www.jw-media.org>
"Systematic arrests in Eritrea aggressively target minority faith
- 18 August 2008"
http://www.jw-media.org/region/africa_middle_east/eritrea/english/releases/intolerance/eri_e080818.htm
Date accessed 19 August 2008
- [64] University of Westminster, London, Centre for Capital Punishment Studies
<http://www.wmin.ac.uk/law/>
Eritrea fact file, December 2005
<http://www.wmin.ac.uk/law/page-447>
Date accessed 29 June 2006
- [65] The Africa Guide <http://www.africaguide.com/>
Information about the Afar, 2003
<http://www.africaguide.com/culture/tribes/afar.htm>
Date accessed 2 October 2007
- [66] Agence France Presse (AFP)
<http://www.afp.com/afpcom/en/taglibrary/know-how/text>
Agence France Presse, Ban [name] to relocate UN force from Eritrea unless
fuel restrictions lifted, 16 February 2008 via Lexis Nexis (subscription service)
Date accessed 16 February 2008
- [67] Christian Solidarity Worldwide <http://www.csw.org.uk>
a Demonstrators call for release of Eritrean Prisoners of Conscience,
29 May 2009
<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=press&id=871>
Date accessed 1 September 2009
b Eritrean gospel singer Helen Berhane released from prison,
3 November 2006
<http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=news&id=569>
Date accessed 1 December 2006
- [68] Canadian Immigration and Refugee Board, Research Directorate
<http://www.cisr-irb.gc.ca>
a ERI41690.E. Prisons in Eritrea, 14 July 2003
http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&goto_rec=420322
Date accessed 28 July 2006
b ERI100844.E. Treatment of Jebertia by government authorities,
7 December 2005
http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&goto_rec=449711
Date accessed 27 September 2006
c ZZZ102027.E. Possibility of repatriation of Ethiopian and Eritrean civilians to
their homelands, 20 February 2007

http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&goto-rec=450914

Date accessed 31 July 2007

- d ERI102851.E. Eritrea: Procedure for applying for a national identity card etc., 8 July 2008

http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&goto-rec=451973

Date accessed 20 January 2009

- e ERI102153.E. Legislation and legal protection available to homosexuals; their treatment by society and government authorities, 28 February 2007

<http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&goto-rec=450928>

Date accessed 31 July 2007

- f ERI102852.E. Eritrea: Prevalence of fraudulent national identity cards, 8 July 2008

http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&goto-rec=451974

Date accessed 20 January 2009

- g ERI102154.E. Information on the protection, services and legal recourse available to women who are victims of domestic violence, 28 February 2007

http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&goto-rec=450929

Date accessed 31 July 2007

- h ERI102729.E. Eritrea: Whether women serving in the military are discharged when they marry; if so, evidence required to prove marriage, 28 January 2008

http://www2.cisr-irb.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&goto-rec=451686

Date accessed 21 April 2008

[69] EthnoMed.org, University of Washington Harborview Medical Center

<http://www.ethnomed.org>

Eritrean cultural profile (n.d)

http://ethnomed.org/cultures/eritrean/eritrean_cp.html

Date accessed 9 August 2006

[70] Jane's Defence Publications

- a Jane's Infantry Weapons 2006-2007 National Inventories, Eritrea (hard copy), p875

Date accessed 5 July 2006

- b Jane's sentinel country risk assessments - Eritrea country report, updated 15 November 2007, via subscription only

Date accessed 11 January 2008

- [71] **State of Eritrea, Ministry of Health**
United Nations General Assembly Special Session on HIV/AIDS (UNGASS)
report, National Aids and TB Control Division, January 2008
http://data.unaids.org/pub/Report/2008/eritrea_2008_country_progress_report_en.pdf
Date accessed 4 August 2008
- [72] **Selfi-democracy.com <http://selfidemocracy.com/>**
a Eritrean opposition party to hold congress in Italy 25 July [2006], 23 July 2006
(accessed via Lexis-Nexis)
Date accessed 9 August 2006
b The State of Eritrea: constitution [undated]
http://selfi-democracy.com/index.php?read=articles/documents/1137696360eritrean_e.htm
Date accessed 4 June 2008
- [73] **Eritrean Media Guide**
February 2006, 28 February 2006 (accessed via Lexis-Nexis)
Date accessed 14 August 2006
- [74] **African Studies Review <http://www.umass.edu/anthro/asr/>**
Language, education, and public policy in Eritrea, Tekle M Woldemikael, April 2003
http://www.findarticles.com/p/articles/mi_qa4106/is_200304/ai_n9219176/print
Date accessed 11 May 2006
- [75] **Mission Network News <http://www.mnnonline.org/>**
Eritrea expels missionaries, 21 November 2007
<http://www.mnnonline.org/article/10609>
Date accessed 17 December 2007
- [76] **Reuters <http://uk.reuters.com/>**
a Eritrea backs Somali opposition against Ethiopia, 15 September 2007
http://www.reuters.com/article/homepageCrisis/idUSL15345252.CH_.2400
Date accessed 27 September 2007
b Israel departs African migrants to Egypt in crackdown, 31 August 2008
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/LV188352.htm>
Date accessed 20 January 2009
c Egypt departs Eritreans despite torture risk, 8 January 2009
<http://af.reuters.com/article/topNews/idAFJOE50702720090108>
Date accessed 20 January 2009
- [77] **Global Networks**
6, 2 (2006) pp 161-179, 'Diaspora, cyberspace and political imagination: the Eritrean diaspora online' Victoria Bernal
http://www.anthro.uci.edu/faculty_bios/bernal/Bernal-diaspora.pdf
Date accessed 11 May 2006
- [78] **International Encyclopedia of Uniform Insignia Around the World**
<http://www.uniforminsignia.net/>
Eritrea section [undated]
<http://www.uniforminsignia.net/index.php?p=state&id=195>
Date accessed 5 July 2006

- [79] **United States Library of Congress, Federal Research Division**
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/>
Eritrea section [undated]
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles.html>
Date accessed 23 August 2006
- [80] **Child Soldiers** <http://www.child-soldiers.org/home>
Eritrea section of the Global Report 2008
<http://www.childsoldiersglobalreport.org/content/eritrea>
Date accessed 7 June 2010
- [81] **The Permanent Committee on Geographical Names for British Official Use**
Country names [undated]
http://www.pcgn.org.uk/Country_names.htm
Date accessed 29 June 2006
- [82] **African Christianity**
<http://www.bethel.edu/~letnie/AfricanChristianity/index.html>
Ethiopian Protestantism: The 'Pente' churches in Ethiopia [undated]
<http://www.bethel.edu/~letnie/EthiopiaProtestantism.html>
Date accessed 6 May 2010
- [83] **Oxford Islamic Studies Online**
Islam in Eritrea [2007 -2010]____
http://www.oxfordislamicstudies.com/article/opr/t125/e584?_hi=0&_pos=9
Date accessed 26 April 2010
- [84] **Internal Displacement Monitoring Centre (Norway)**
<http://www.internal-displacement.org/>
Eritrea: IDPs returned or resettled but border tensions remain,
16 February 2009
[http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/\(httpInfoFiles\)/2EF504ABDC2D5ADBC125755F003C95E6/\\$file/Eritrea_Overview_Feb09.pdf](http://www.internal-displacement.org/8025708F004BE3B1/(httpInfoFiles)/2EF504ABDC2D5ADBC125755F003C95E6/$file/Eritrea_Overview_Feb09.pdf)
Date accessed 3 September 2009
- [85] **OrvilleJenkins.com** <http://orvillejenkins.net/>
The Afar People of the Horn of Africa, 3 November 2008
<http://orvillejenkins.com/profiles/afar.html>
Date accessed 1 April 2009
- [86] **Indian Ocean Newsletter**
A plague on evangelists (via Lexis-Nexis), 22 January 2005
Date accessed 30 May 2006
- [87] **Voice of the Martyrs (VOM) Australia**
a Eritrea: round up of leaders from five churches, 5 January 2006
<http://www.persecution.com.au/news/article.asp?artID=%7B0C2EB47E-F6C6-4432-B9A2-BE15E410A7ED%7D>
Date accessed 2 June 2006
b Eritrea: Christian dies in military prison, 26 February 2007
<http://www.persecution.com.au/news/article.asp?artID={467B03D0-61B4-4B1D-8AED-CEC74004A233}&keyword=Eritrea>
Date accessed 27 July 2007

- c Eritrea: Approximately 100 Christians Arrested, 5 January 2009
http://www.persecution.com/recent_eritrea100Christians.html
Date accessed 19 January 2009
- d Eritrea: two Christians tortured to death, 23 October 2006
<http://www.persecution.com.au/news/article.asp?artID={6234A340-9D83-41EE-BDED-EFA8708FD160}&keyword=Eritrea>
Date accessed 27 July 2007
- [88] **United Nations Mission in Ethiopia and Eritrea (UNMEE)**
Orphans benefit from Eritrea's strong family values, 13 September 2007
http://unmeeonline.org/index.php?option=com_content&task=view&id=746&Itemid=56
Date accessed 26 September 2007
- [89] **African Studies Review (via Ingenta)**
April 2006, Volume 49, Number 1, pp.75-92 Cosmologies in collision:
Pentecostal conversion and Christian cults in Asmara, Abbebe KILEYESUS
(hard copy only)
- [90] **United States Law Library of Congress**
<http://www.loc.gov/law/help/guide.php>
Legal Research Guide: Eritrea [updated to 18 May 2010]
<http://www.loc.gov/law/help/eritrea.php>
Date accessed 8 June 2010
- [91] **Walta** <http://www.waltainfo.com/>
Eritrea launches new crackdown on Christians, 27 November 2008
http://www.waltainfo.com/index.php?option=com_content&task=view&id=5068&Itemid=45
Date accessed 15 April 2009
- [92] **The Oslo Centre for Peace and Human Rights**
http://www.oslocenter.no/index.php?option=com_content&task=view&id=12&Itemid=29
The Lasting Struggle for Freedom in Eritrea - Human Rights and
Political
Development, 1991 – 2009, October 2009
<http://www.awate.com/PDF/tronvoll.pdf>
Date accessed 2 November 2009
- [93] **Y-Net News (Israel)** <http://www.ynetnews.com/home/0,7340,L-3083,00.html>
Yishai wants to send infiltrators back to Eritrea, 27 April 2010
<http://www.ynetnews.com/articles/0,7340,L-3881568,00.html>
Date accessed 4 June 2010

[Return to contents](#)
[Go to list of sources](#)